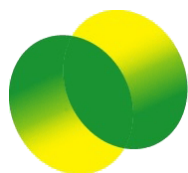


令和 5 事業年度業務実績報告書

令和 6 年 6 月



独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

目 次

I	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
I－1	大学等の評価	2
	(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価	
	(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価	
I－2	国立大学法人等の施設整備支援	15
	(1) 施設費貸付事業	
	(2) 施設費交付事業	
	(3) 国から承継した財産等の処理	
I－3	学位授与	28
	(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与	
	(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与	
	(3) 学位授与事業の普及啓発	
I－4	質保証連携	48
	(1) 大学等連携・活動支援	
	(2) 国際連携・活動支援	
I－5	調査研究	72
	(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究	
	(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究	
I－6	大学・高専成長分野転換支援	92
	(1) 実施体制の整備	
	(2) 助成金の交付	
	(3) 大学等への情報提供	
II	業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	98
III～VI	財務内容の改善に関する事項（中期目標V）	104
III	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
IV	短期借入金の限度額	
V	重要な財産の処分等に関する計画	
VI	剰余金の使途	
VII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	110

<参考>

- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（令和5年度）

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

I-1 大学等の評価

<年度計画>

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

(認証評価)

① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- ア 機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。
- エ 選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発する。説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。
- オ 法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向も踏まえ、運営費交付金による支出額の縮減を図る。

(選択評価)

② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価

- ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

(国立大学法人評価)

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

- ア 第3期中期目標期間終了時評価の検証を行い、検証結果報告書を公表する。また、第4期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、「評価実施要項」を決定するとともに、法人に対して説明会を実施する。
- イ 第4期中期目標期間における教育研究の状況の評価に向けて、国立大学教育研究評価データの精選等の見直しを行う。

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

(認証評価)

① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- ア 機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率のかつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。
- エ 選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発する。説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。
- オ 法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向も踏まえ、運営費交付金による支出額の縮減を図る。

自己評価 B

本年度評価の申請があったすべての評価対象校について、所定の評価方法により認証評価を実施し、評価結果を評価対象校に通知するとともに公表した。また、令和6年度実施の評価に関する大学等向け説明会をウェブ形式により実施し、大学8校、高等専門学校4校、法科大学院1校の申請を受け付けた。

大学、高等専門学校、法科大学院それぞれの申請状況に応じた適切な評価体制を整備し、評価担当者向けの研修を資料配付及びウェブ形式で実施した。

令和4年度に実施した認証評価の検証を行い、評価対象校及び評価担当者から寄せられた意見に基づいて、大学の評価担当者が記入する書面調査シートの様式を改善して作業手順等を明確にするとともに、説明会等においてより丁寧に説明し、個別の事前相談の機会も活用するなど、評価システムの改善につなげた。また、令和元年度～令和3年度に実施した大学機関別認証評価に関する3巡目（令和元年度～令和7年度）の中間検証の分析を行い、4巡目の評価基準の改定等の検討の参考とするとともに、令和6年2月に中間検証報告書を取りまとめた。

大学機関別認証評価の4巡目（令和8年度～令和14年度）に向けて、大学機関別認証評価検討ワーキンググループにおいて、評価基準の改訂等について検討を進めた。また、高等専門学校機関別認証評価の4巡目（令和7年度～令和13年度）に向けて、高等専門学校機関別認証評価検討ワーキンググループにおいて検討を進め、令和5年10月に評価基準等の改訂を行うとともに、高等専門学校に対する説明会を実施した。

中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた議論の状況を踏まえ、認証評価制度全体の質の保証・向上を担う先導的な役割を果たすべく、認証評価機関連絡協議会の事務局を担い議論を主導するとともに、機関別認証評価制度に関する連絡会では機構の専門的知見の提供を行った。また、大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員を対象とした「大学等の質保証人材育成セミナー」を開催し、セミナー後のアンケートからはおおむね肯定的な回答が得られた。大学質保証ポータルに掲載内容の充実を図り、大学等における教育研究の質保証に関する情報を広く提供した。さらに、文部科学省「大学の世界展開力強化事業（国際質保証制度設計業務）」の補助事業者として、ア

I-1 大学等の評価

ジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務に取り組んだ。

令和4年度から実施する4巡目の法科大学院認証評価において、評価の質を維持しうる限度まで評価基準、評価方法及び評価実施体制について大幅な見直しを行い、令和5年度においてはそれに基づいて、実際に対象法科大学院の状況に応じて3巡目時より短縮した日程での訪問調査を行うなどにより評価を実施し、従来の方法に比べて物件費1,000万円程度の縮減を図った。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

ア-1 認証評価の実績

国・公・私立大学及び高等専門学校は、大学等の教育研究水準の向上に資するため学校教育法により教育研究、組織運営、施設整備の総合的な状況に関し7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられている。

また、法科大学院等の専門職大学院を置く大学は、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関し、5年以内ごとに認証評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられている。

令和5年度は、認証評価委員会、評価部会、専門部会等の評価の実施体制を整備し以下のとおり大学等からの求めに応じ評価を実施した。

評価結果は大学等へ通知するとともにウェブサイトに掲載した。

< 令和5年度の認証評価の実績 >

	件数	評価結果
大学	4大学	全ての大学が評価基準に適合していた。
高等専門学校	3校	全ての高等専門学校が評価基準に適合していた。
法科大学院	11法科大学院	全ての法科大学院が評価基準に適合していた。 このほか、追評価として、1法科大学院が評価基準に適合となった。

< 令和5年度に評価した大学等一覧 >

【大学】4大学

(国立) 埼玉大学、お茶の水女子大学、広島大学、琉球大学

【高等専門学校】3校

(国立) 仙台高等専門学校、香川高等専門学校、熊本高等専門学校

【法科大学院】本評価：11法科大学院、追評価：1法科大学院

・本評価

(国立) 東北大学大学院法学研究科総合法制専攻
東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻
京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻
大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻
神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻
広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻

- 九州大学大学院法務学府実務法学専攻
 (公立) 東京都立大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
 大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻
 (私立) 学習院大学大学院法務研究科法務専攻
 ・追評価
 (私立) 上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻

【認証評価件数の推移（令和元年度以降）】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大 学	国立	16大学	5 大学	43大学	9 大学	4 大学
	公立	0 大学	1 大学	0 大学	5 大学	0 大学
	私立	0 大学	0 大学	0 大学	2 大学	0 大学
	合計	16大学	6 大学	43大学	16大学	4 大学
高等専門学校	国立	11校	13校	14校	1 校	3 校
	公立	1 校	0 校	1 校	0 校	0 校
	私立	1 校	0 校	1 校	1 校	0 校
	合計	13校	13校	16校	2 校	3 校
法科大学院	国立	1 大学院	1 大学院	0 大学院	3 大学院	8 大学院
	公立	0 大学院	0 大学院	0 大学院	0 大学院	2 大学院
	私立	0 大学院	0 大学院	0 大学院	2 大学院	1 大学院
	合計	1 大学院	1 大学院	0 大学院	5 大学院	11大学院

【認証評価結果の公表ウェブサイト（令和5年度分）】

- 令和5年度 大学機関別認証評価の評価結果（4大学分）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigaku_hyokakekka/r_5.html
- 令和5年度 高等専門学校機関別認証評価実施結果報告（3高等専門学校分）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyokakekka/r_5.html
- 令和5年度 法科大学院認証評価実施結果報告（本評価：11法科大学院分、追評価：1法科大学院分）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/graduate_certification/houka_hyokakekka/r_5.html

ア-2 説明会等

令和6年度に実施する評価について、大学等向け評価説明会及び自己評価担当者の研修をウェブ形式で実施した。また、9月末までに大学（8校）、高等専門学校（4校）、法科大学院（1校）から申請を受け付けた。

I-1 大学等の評価

イー1 評価体制の整備

以下のとおり、申請校数に応じた評価体制を整備した。

【大学】

大学機関別認証評価委員会（委員25人）、評価部会（1部会）・内部質保証専門部会（委員9人、専門委員21人）、意見申立審査会（専門委員5人）

【高等専門学校】

高等専門学校機関別認証評価委員会（委員19人）、評価部会（1部会、委員4人、専門委員6人）、財務専門部会（委員2人、専門委員2人）、意見申立審査会（専門委員5人）

【法科大学院】

法科大学院認証評価委員会（委員24人）、評価部会（4部会及び追評価部会、委員7人、専門委員38人）、運営連絡会議（委員8人、専門委員12人）、意見申立審査専門部会（専門委員5人）

< 各委員会等開催状況 >

〔大学〕

○ 大学機関別認証評価委員会

第1回 令和5年5月19日（ウェブ会議）

- ・評価部会等の編成、令和5年度訪問調査等の実施方法、自己評価実施要項等の改定、大学機関別認証評価検討ワーキンググループについて審議

第2回 令和6年1月22日（ウェブ会議）

- ・評価結果（案）、改善状況の継続的確認、令和6年度評価部会及び専門部会の編成について審議、「大学機関別認証評価における第三者による評価結果の活用に関する要領」に基づく評価結果の活用について審議、大学機関別認証評価ワーキンググループの検討状況について審議

第3回 令和6年3月（書面審議）

- ・意見申立てについての報告、評価結果、大学機関別認証評価自己評価実施要項等の改訂について、4巡目大学機関別認証評価における実施大綱（案）及び大学評価基準（案）の確定について審議

○ 大学機関別認証評価委員会評価部会及び内部質保証専門部会

第1回 令和5年6月（評価部会、内部質保証専門部会）（書面審議）
（評価部会）

- ・役割分担（担当対象大学）、訪問調査スケジュールについて、令和5年度評価部会スケジュールについて

（内部質保証専門部会）

- ・役割分担（担当対象大学）、分析項目2-1-4について、訪問調査スケジュールについて審議、令和5年度内部質保証専門部会スケジュールについて

第2回 令和5年8月（評価部会、内部質保証専門部会）（ウェブ会議）
（評価部会）

- ・書面調査の分析状況及び確認事項、新型コロナウイルス感染症対応について

の確認事項等について、訪問調査について審議
(内部質保証専門部会)

- ・ 書面調査の分析状況及び確認事項、訪問調査について審議

第3回 令和5年12月～令和6年1月(評価部会、内部質保証専門部会)(ウェブ会議)
(評価部会)

- ・ 評価結果(原案)について審議
(内部質保証専門部会)
- ・ 基準の判断及びその根拠理由、基準2-3に係るより望ましい取組について、
領域2に係る優れた点の候補について審議

[高等専門学校]

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会

第1回 令和5年5月26日(ウェブ会議)

- ・ 評価部会等の編成、令和5年度の訪問調査等の実施方法、高等専門学校機関別認証
評価(付 選択的評価事項)自己評価実施要項等の改訂、高等専門学校機関別認証評
価(4巡目)に向けた見直しについて審議

第2回 令和5年9月(書面審議)

- ・ 高等専門学校機関別認証評価(4巡目)に向けた見直しについて審議

第3回 令和6年1月31日(ウェブ会議)

- ・ 評価結果(案)、指定改善事項の改善状況報告の確認、令和6年度評価部会及び専
門部会の体制等について審議

第4回 令和6年3月(書面審議)

- ・ 評価結果、指定改善事項に係る追記事項について審議、専門委員の選考について報
告

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会

第1回 令和5年6月20日 評価部会(ウェブ会議)

令和5年6月 財務専門部会(書面審議)

- ・ 部会長等の選出、役割分担(担当高等専門学校)の決定、令和5年度の機関
別認証評価の実施方法等について審議

第2回 令和5年8月 評価部会、財務専門部会(書面審議)

- ・ 書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項、教育現場の視察及び学
習環境の状況調査、卒業(修了)生、一般教職員、現役学生の意見聴取につ
いて審議

第3回 令和5年12月21日 評価部会(ウェブ会議)

令和6年1月 財務専門部会(書面審議)

- ・ 評価結果(原案)等について審議

[法科大学院]

○ 法科大学院認証評価委員会

第1回 令和5年6月14日(ウェブ会議)

- ・ 評価部会等の編成、追評価実施要項について審議

第2回 令和6年1月30日(ウェブ会議)

- ・ 評価結果(案)(本評価)、評価結果(案)(追評価)、重要事項変更届等に基づ
く評価結果への付記事項等、令和6年度評価部会等の編成について審議

I-1 大学等の評価

第3回 令和6年3月（書面審議）

- ・評価結果（本評価）、評価結果（追評価）、専門委員の選考について審議

○ 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

第1回 令和5年6月2日（ウェブ会議）

- ・評価部会等の編成、令和5年度評価作業における区分及び評価の実施の方針、追評価実施要項について審議

第2回 令和5年9月（書面開催）

- ・書面調査による分析結果、重要事項変更届、対応状況報告書について報告

第3回 令和6年1月22日（ウェブ会議）

- ・評価結果（案）（本評価）、評価結果（案）（追評価）、重要事項変更届等に基づく評価結果への付記事項等、令和6年度評価部会等の編成について審議

○ 法科大学院認証評価委員会評価部会

第1回 令和5年6月（ウェブ会議）

- ・部会長及び副部会長の選任、評価部会に関するスケジュール、評価の減り張り、授業科目調査、サンプル調査を実施する授業科目、訪問調査スケジュールについて審議

第2回 令和5年8月（ウェブ会議）

- ・書面調査の分析結果、答案等の確認を要する学生の指定、訪問調査スケジュールについて審議

第3回 令和5年12月（ウェブ会議）

- ・評価結果（原案）について審議

○ 法科大学院認証評価委員会追評価部会

第1回 令和5年7月26日（ウェブ会議）

- ・部会長及び副部会長の選任、追評価、令和5年度追評価スケジュールについて審議

第2回 令和5年10月4日（ウェブ会議）

- ・書面調査による分析結果、訪問調査について審議

第3回 令和6年1月10日（ウェブ会議）

- ・評価結果（原案）について審議

イー2 認証評価委員等に対する研修

令和5年6月に評価担当者の研修をウェブ形式で実施した。

【研修の実績】

	大 学	高等専門学校	法科大学院
参加人数	24人	10人	41人

ウ 認証評価 検証と改善

機構が行った評価の有効性・適切性について検証するため、評価事業部と研究開発部による「評価に関する検証ワーキンググループ」において、令和4年度実施の認証評価の対象校及び評価担当者に対して行ったアンケートの検証結果について報告した。アンケート調査の結果は、検証に先立って機構内の評価実施担当者にフィードバックし、寄せられた意見に基づき、大学の評価担当者が記入する書面調査シートの様式を改善して作業手順等を明確にするとともに、説明会等においてより丁寧に説明し、個別の事前相談の機会も活用するなど、評価システムの改善に努めた。

また、令和元年度～令和3年度に実施した大学機関別認証評価に関する3巡目（令和元年度～令和7年度）の中間検証の分析を行い、4巡目の評価基準の改定等の検討の参考とするとともに、令和6年2月に中間検証報告書を取りまとめた。

○ 評価に関する検証ワーキンググループ開催日程：

第1回：令和5年6月27日、第2回：令和5年12月13日

大学機関別認証評価の4巡目（令和8年度～令和14年度）に向けて、大学機関別認証評価委員会の下に大学機関別認証評価検討ワーキンググループを設置し、3巡目に実施した大学機関別認証評価の中間検証の結果等も踏まえて、評価基準の改訂等について検討を進めた。

高等専門学校機関別認証評価の4巡目（令和7年度～令和13年度）に向けて、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に設置した高等専門学校機関別認証評価検討ワーキンググループにおいて検討を進め、パブリックコメントの手続きを経て、令和5年10月に評価基準等の改訂を行い、文部科学大臣に届出の上、公表した。また、4巡目の改訂について、高等専門学校に対する説明会を実施した。

○ 大学機関別認証評価検討ワーキンググループ

第1回 令和5年6月28日（ウェブ会議）

- ・大学機関別認証評価3巡目に関する中間検証結果について、大学機関別認証評価（4巡目）に関する検討について審議

第2回 令和5年8月21日（ウェブ会議）

- ・大学機関別認証評価（4巡目）に関する検討について審議

第3回 令和5年10月11日（ウェブ会議）

- ・大学機関別認証評価（4巡目）に関する検討について審議

第4回 令和5年12月4日（ウェブ会議）

- ・4巡目における大学機関別認証評価実施大綱（素案）及び大学機関別認証評価大学評価基準（素案）について、4巡目における領域6に係る基準の判断の方法について、4巡目における実施要項等の検討について審議

第5回 令和6年2月（書面会議）

- ・4巡目における大学機関別認証評価について、4巡目における実施要項等について審議

I-1 大学等の評価

- 高等専門学校機関別認証評価検討ワーキンググループ
第6回 令和5年4月25日（ウェブ会議）
 - ・ 高等専門学校機関別認証評価実施大綱等の改訂について審議
- 「高等専門学校機関別認証評価実施大綱及び高等専門学校評価基準の見直しについて（令和5年10月）」
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_kanren/spe_kanren_past/entry-5147.html

エ 認証評価 先導的役割

認証評価事業の今後の在り方を検討する「認証評価事業の将来検討タスクフォース」（平成27年9月設置）においてとりまとめた中間報告に基づき、機構は、民間の認証評価機関における評価の実施体制の整備状況や評価を受ける教育機関への影響、中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた議論の状況を踏まえつつ、認証評価制度全体の質の保証・向上を担う先導的な機能をより重視し、我が国の認証評価を発展させていくべきと考えており、令和5年度においては、以下の取組などにより認証評価制度全体の先導的な役割を果たした。

- ・ 認証評価機関14機関で構成する認証評価機関連絡協議会の事務局として、協議会3回（令和5年7月、10月、令和6年3月）、その下に設置しているワーキンググループ3回（令和5年6月、9月、令和6年1月）を開催し、協議会の議論を主導した。
- ・ 大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員を対象として、大学等の質保証人材育成セミナーを、年3回（令和5年9月、12月、令和6年3月）オンラインで開催した。各回開催後、「大学質保証ポータル」にセミナーの資料や講演動画を掲載し、質保証に関連する情報提供を行った。
- ・ 文部科学省「大学の世界展開力強化事業（国際質保証制度設計業務）」の補助事業者として、アジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務に取り組んだ。

オ 法科大学院認証評価

会議についてはウェブ会議で実施し、会議等の資料についてはオンラインストレージを利用して電子媒体で委員に送付するなどの取組を通じて、業務の効率化と経費の削減を図った。

令和4年度から実施する4巡目の法科大学院認証評価において、評価の質を維持しうる限度まで評価基準、評価方法及び評価実施体制について大幅な見直しを行い、令和5年度においてはそれに基づいて、実際に対象法科大学院の状況に応じて3巡目時より短縮した日程での訪問調査を行うなどにより評価を実施し、従来の方法に比べて物件費1,000万円程度の縮減を図った。

(選択評価)**② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価**

- ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

自己評価 B

大学については、研究活動、地域貢献活動、教育の国際化の観点から、高等専門学校については、研究活動、地域貢献活動の観点から、認証評価の中に任意項目として組み込んで優れた取組として評価を行い、評価結果を評価対象校に通知するとともに公表した。また、令和6年度に実施する評価について、大学等向け評価説明会と自己評価担当者の研修をウェブ形式で実施した。

評価部会において機関別認証評価として実施し、評価担当者の研修についてもウェブ形式で実施した。

認証評価の検証について、評価対象校及び評価担当者から寄せられた意見に基づいて、大学の評価担当者が記入する書面調査シートの様式を改善して作業手順等を明確にするとともに、説明会等においてより丁寧に説明するなど、評価システムの改善につなげた。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ**ア 選択評価の実施****イ 評価担当者の研修**

評価全体の改善に資するための先導的な取組として、大学については、研究活動、地域貢献活動、教育の国際化の観点から、高等専門学校については、研究活動、地域貢献活動の観点から、認証評価の中に任意項目として組み込んで優れた取組として評価を行っている。なお、本項目については、試行的に実施しているものであり、機構が認証評価とは別に大学等の求めに応じて独自に選択評価として実施していたが、令和5年度は希望する大学等はなかった。

以上の評価の結果については、令和6年3月に、当該大学等に通知するとともに、ウェブサイトに掲載した。

令和6年度に実施する評価について、大学等向け評価説明会と自己評価担当者の研修をウェブ形式で実施した。なお、令和6年度は、従来の選択評価の申請を希望する大学及び高等専門学校はなかった。

評価部会において機関別認証評価として実施した。評価担当者の研修についてもウェブ形式で実施した。

I-1 大学等の評価

ウ 評価の検証・改善

機構が行った評価の有効性・適切性について検証するため、評価事業部と研究開発部による「評価に関する検証ワーキンググループ」において、令和4年度実施の大学機関別選択評価及び高等専門学校を選択的評価事項に係る評価の対象校及び評価担当者に対して行ったアンケートの検証結果について報告した。アンケート調査の結果は、検証に先立って機構内の評価実施担当者にフィードバックし、寄せられた意見に基づき、大学の評価担当者が記入する書面調査シートの様式を改善して作業手順等を明確にするとともに、説明会等においてより丁寧に説明するなど、評価システムの改善に努めた。

また、令和元年度～令和3年度に実施した大学機関別認証評価に関する3巡目（令和元年度～令和7年度）の中間検証（選択評価含む）の分析を行い、4巡目の評価基準の改定等の検討の参考とするとともに、令和6年2月に中間検証報告書を取りまとめた。

○ 評価に関する検証ワーキンググループ開催日程：

第1回：令和5年6月27日、第2回：令和5年12月13日

(国立大学教育研究評価)

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

- ア 第3期中期目標期間終了時評価の検証を行い、検証結果報告書を公表する。また、第4期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、「評価実施要項」を決定するとともに、法人に対して説明会を実施する。
- イ 第4期中期目標期間における教育研究の状況の評価に向けて、国立大学教育研究評価データの精選等の見直しを行う。

自己評価 B

第3期中期目標期間における中期目標期間終了時評価の検証について、評価者、国立大学法人及び大学共同利用機関法人へのアンケート調査の結果を集計・分析し、検証結果報告書として公表した。

第4期中期目標期間の評価に向けて、「評価実施要項」や国立大学教育研究評価データの精選等の見直しについて、意見募集（パブリックコメント）の結果を踏まえて決定し、各法人に対して説明会を実施した。

以上のことから、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、文部科学大臣が定めた中期目標の達成状況について文部科学省国立大学法人評価委員会の評価を受けることになっている。機構は、この評価委員会から要請を受け、業務実績のうち教育研究の状況について評価を実施している。

令和5年度は、第3期中期目標期間（平成28年度～令和3年度）における中期目標期間終了時評価の検証を行い、検証結果報告書を公表した。また、第4期中期目標期間（令和4年度～令和9年度）における教育研究の状況の評価について、第4期評価の基本方針等である「評価実施要項」を決定するとともに、教育研究の状況の評価に向けて、国立大学教育研究評価データの精選等の見直しを行った。これらの内容について、各法人に対して説明会を実施した。

ア 第3期中期目標期間終了時評価の検証

第3期中期目標期間における中期目標期間終了時評価の検証を行うため、評価者、国立大学法人及び大学共同利用機関法人へのアンケート調査の結果を令和5年6月に集計し、さらに分析を行い、令和6年2月に検証結果報告書として公表した。

【中期目標期間終了時評価の検証結果の公表ウェブサイト】

・「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価」に関する検証結果報告書 第3期中期目標期間終了時』について

https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h29/entry-5279.html

イ 第4期中期目標期間評価に向けた評価方法等の検討

国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ及び国立大学教育研究評価委員会を開催し、第3期中期目標期間における4年目終了時評価及び中期目標期間終了時評価の検証を踏まえて、令和5年9月に第4期評価の基本方針等である「評価実施要項（案）」を作成するとともに、国立大学教育研究評価データの見直し（案）を作成した。これらの案の作成にあたっては、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を踏まえ、「評価実施要項」を第3期よりも約6か月前倒しで早期に決定するとともに、学部・研究科等の教育研究の水準（質の向上の状況を含む）の分析について、評価関係業務の負担軽減の観点から、分析項目の見直しや各法人に提出を求めるデータの精選を行っている。これらの案に対する意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、その結果を踏まえて、12月に「評価実施要項」及び国立大学教育研究評価データの見直し（第4期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る現況分析基本データ）を決定した。これらの内容について、令和6年3月に「国立大学法人等評価実務担当者説明会」を開催し、各法人に対して詳細な説明を行った。

【国立大学教育研究評価委員会 第72回（令和5年9月29日開催）の公表ウェブサイト】

- ・資料3 第4期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「評価実施要項」（原案）
- ・資料4 学部・研究科等の現況分析に用いるデータ分析集の見直しについて（原案）

https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kokurituhyoukaiin/entry-5150.html

【「評価実施要項（案）」及び「現況分析基本データ（案）」に関する意見募集の公表ウェブサイト】

- ・第4期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項(案)」及び「現況分析基本データ(案)」に関する意見募集の実施について

https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/term4/entry-5296.html

【「評価実施要項」及び「現況分析基本データ」の公表ウェブサイト】

- ・第4期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項」等について

https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/term4/entry-5295.html

【国立大学法人等評価実務担当者説明会の公表ウェブサイト】

- ・「国立大学法人等評価実務担当者説明会」の実施について

https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/term4/entry-5302.html

I-2 国立大学法人等の施設整備支援

＜年度計画＞

(1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

- ア 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- イ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。
また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。
なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

② 資金の調達

- ア 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
- イ その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ウ 民間資金の調達に当たって、IR（インベスター・リレーションズ）活動として、訪問又はウェブ会議システム等の活用により年間20箇所以上の投資家に説明及び情報発信を行う。

③ 債務の償還

- 債権・債務の管理を適切に行い、長期借入金債務等の償還を確実に行う。
- また、訪問又はウェブ会議システムの活用により年間6箇所以上の貸付先調査を実施する。

④ 調査及び分析

- 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、貸付先調査での意見聴取や償還確実性を高めるための調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

① 施設費の交付

- 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保

- 交付事業の実施に当たって、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。
- また、そのために訪問又はウェブ会議システムの活用により年間14箇所以上の交付先調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

- 中長期的視点からの財源確保に関し、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら、不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

- 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する38国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払を確実に行う。

② 旧特定学校財産の管理処分

- ア 国から承継した旧特定学校財産（東京大学生産技術研究所跡地）について、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、分割して売却する。また、未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付けを継続する。
- イ 処分後の財産（広島大学本部地区跡地）の利用状況について、適切に把握する。

(1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

- ア 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- イ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。
また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。
なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

② 資金の調達

- ア 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
- イ その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ウ 民間資金の調達に当たって、IR（インベスター・リレーションズ）活動として、訪問又はウェブ会議システム等の活用により年間20箇所以上の投資家に説明及び情報発信を行う。

③ 債務の償還

- 債権・債務の管理を適切に行い、長期借入金債務等の償還を確実に行う。
- また、訪問又はウェブ会議システムの活用により年間6箇所以上の貸付先調査を実施する。

④ 調査及び分析

- 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、貸付先調査での意見聴取や償還確実性を高めるための調査、分析を行う。

自己評価 B

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、令和5年度に必要な資金の貸付けを適切に行った。

貸付けの審査にあたっては、施設費貸付事業貸付審査会を開催し、精度の高い審査を実施するとともに、償還確実性の確保に努めるため、貸付後の国立大学附属病院の財務状況や経営状況の把握として国立大学法人から提出された資料に基づき、各法人の収支見込の妥当性を確認した。

施設費貸付事業に必要な資金の調達については、財政融資資金から長期借入れを行うとともに、債券の発行により市場から効率的に資金調達を行い、債務の償還も確実に行った。

債券の発行にあたっては、個別の投資家訪問に加えて、対象者別の集合型IR（インベスター・リレーションズ：地方投資家やセールス担当者を対象としたセミナー）、IR動画の作成、証券会社発行の情報誌への記事掲載を行うなど、IR活動を積極的に行った。また、機構債券の信用格付においては、令和4年度に引き続き、2機関からそれぞれ「AA+」、「AAA」の高い格付けを取得し、加えて、ソーシャルボンド評価では、最上位の評価である「Social1」を取得した。さらに、発行予定日の約1か月前に投資家の意見を聴取する「サウンディング」を2日間実施した。

これらの取組により、市場環境が不安定な状況下でも着実に投資家の需要を捕捉し、当初発行予定額どおり、債券を発行した。また、国立大学附属病院への支援を通じて、すべての人々の健康的な生活を確保し、福祉の促進及び質の高い教育環境の確保に貢献する機

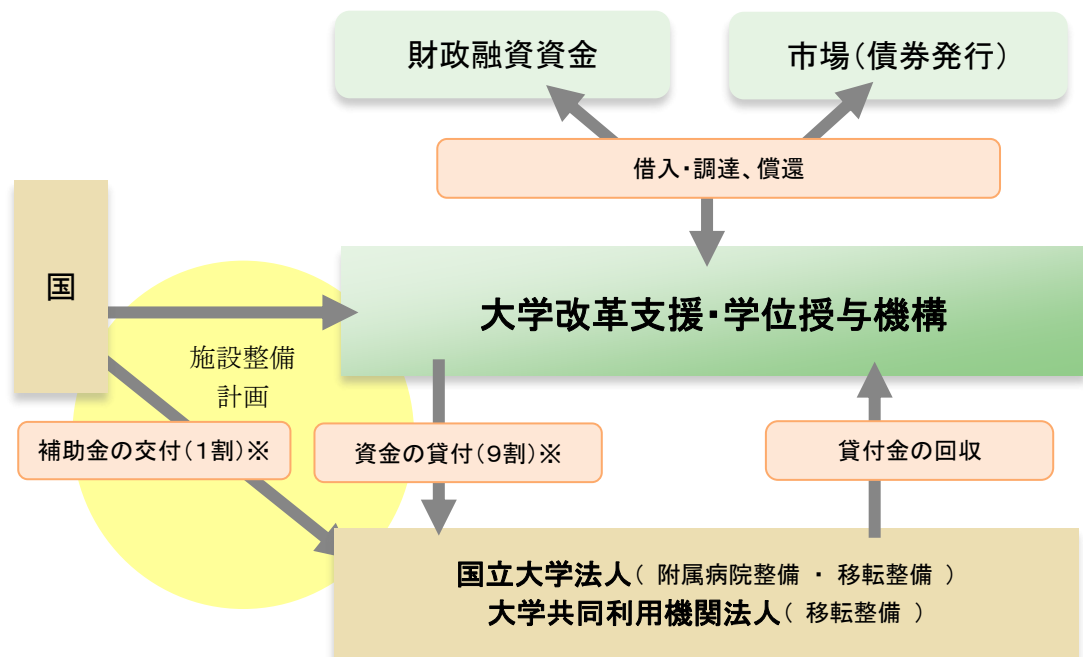
構債の社会貢献性及び投資意義についての投資家の理解を促進したことにより投資家層が拡大し、新たに 13 件の投資家から投資表明を受けるに至った。

そのほか、財政融資資金及び市場への債務の償還、貸付先調査についても適切に実施した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

○ 貸付事業の流れ



※設備整備計画については資金の貸付のみ。

○ 貸付事業の貸付メニュー

令和5年度の貸付メニュー（附属病院整備）

区分	貸付	据置	償還	貸付利率	
施設整備	30年	5年	25年	財政融資資金 借入金利同率	全期間固定
	15年	1年	14年		
設備整備	10年	無し	10年	財政融資資金 借入金利＋上乘	財政融資資金借入金利部分は全期間固定、上乘部分は5年後見直し
	5年	無し	5年		全期間固定

I-2 国立大学法人等の施設整備支援

① 施設費の貸付

《貸付けの実施》

「令和5年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費貸付事業について」（令和5年3月28日付け 文部科学大臣の定め）に基づき、国立大学法人に対し附属病院の施設整備等に必要な資金の貸付けを行った。

令和5年度施設費貸付事業

(単位：百万円)

	当初計画額	貸付実績額
施設整備	(28法人／58事業) 63,531	(28法人／54事業) 44,554
設備整備	(24法人／30事業) 24,086	(24法人／30事業) 23,109
合計	(32法人／88事業) 87,616	(32法人／84事業) 67,663

国立大学法人における適切な事業の実施のため、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（令和5年5月23日及び令和6年1月31日 オンライン開催）において、国立大学法人の施設担当部課長等に対して、施設費貸付事業の留意点について説明を行った。また、事業の進捗状況について国立大学法人に対して定期的に報告を求め、適宜、文部科学省と情報の共有を図った。

《貸付け等の審査》

貸付審査を行うため、施設費貸付事業貸付審査会を10回開催した。貸付の審査にあたっては、国立大学法人より提出される借入申込書、財務諸表及び完済までの収支計画等により、事業の目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であるか、償還可能な財務状況となっているか、貸付金債権を担保することのできる不動産を有しているか、国立大学附属病院の教育、研究、診療及び地域貢献に係る使命・役割を果たしているかなどについて確認し、総合的な審査を行った。

施設費貸付事業貸付審査会（令和5年度10回開催）

開催回	開催日	議 事
第1回	令和5年4月12日	1. 令和5年度第1・四半期長期借入金の借入の認可申請時審査について
第2回	令和5年5月22日	1. 令和5年度6月借入申込み時審査について 2. 令和5年度第2・四半期長期借入金の借入の認可申請時審査について 3. 令和5年度施設費貸付事業に係る貸付金利について
第3回	令和5年6月20日	1. 令和5年度7月借入申込み時審査について 2. 施設費貸付事業に係る貸付金利（令和5年7月～令和6年2月貸付）について
第4回	令和5年7月20日	1. 令和6年度借入事業要求時審査 2. 令和5年度8月借入申込み時審査について 3. 施設費貸付事業に係る収支状況の確認について
第5回	令和5年8月21日	1. 令和5年度9月借入申込み時審査について 2. 令和5年度第3・四半期長期借入金の借入の認可申請時審査について
第6回	令和5年9月20日	1. 令和5年度10月借入申込み時審査について 2. 施設費貸付事業に係る貸付金利（令和5年9月20日見直し分）について
第7回	令和5年11月17日	1. 令和5年度12月借入申込み時審査について 2. 令和5年度第4・四半期長期借入金の借入の認可申請時審査について 3. 完済までの収支計画における決算後比較（予実確認）

第8回	令和5年12月19日	1. 令和5年度1月借入申込み時審査について
第9回	令和6年1月22日	1. 令和5年度2月借入申込み時審査について
第10回	令和6年3月8日	1. 令和5年度3月借入申込み時審査について 2. 貸付後の確認（事業状況等の確認） 3. 施設費貸付事業に係る収支状況の確認 4. 施設費貸付事業に係る貸付金利（令和6年3月貸付）について 5. 施設費貸付事業に係る貸付金利（令和6年3月20日見直し分）について 6. 令和6年度貸付審査会のスケジュールについて

② 資金の調達

《長期借入れによる資金の調達》

施設費貸付事業の財源として、財政融資資金から63,094百万円の長期借入れを行った。

《債券発行による資金の調達》

第8回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券（5年債）の発行により、5,000百万円の民間資金の調達を行った。

令和5年度の資金調達実績

（単位：百万円）

区分	調達額					
	財政融資資金			債券発行		
	新規貸付額	繰越貸付額	計	新規貸付額	既発行債券の償還分	計
施設整備	35,503	9,051	44,554	—	—	—
設備整備	17,530	1,010	18,540	4,569	431	5,000
合計	53,033	10,061	63,094	4,569	431	5,000

※四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

令和6年2月の機構債券の発行に向けて、令和5年7月開催の債券委員会（第1回）において債券の発行計画を決定し、令和5年9月開催の債券委員会（第2回）において主幹事会社、受託会社及び格付機関を選定した。

選定した主幹事会社と協力し、機構債券の購入を検討している投資家に対するIR活動を実施した。IR活動においては、個別投資家IRに加えて、集合型IR、IR動画の作成、証券会社発行の情報誌への記事掲載を行った。

個別投資家IRについては、令和5年12月から令和6年1月にかけて、訪問又はウェブ会議により17箇所の投資家訪問を実施した。個別投資家IRにおいては、機構の概要や発行予定の債券について丁寧な説明を行うとともに、投資家との対話を通じて、債券購入の可能性の把握に努めた。

集合型IRについては、令和5年11月28日に証券会社のセールスを対象に、令和5年12月7日に中部地域の投資家を対象に、同月8日に近畿地域の投資家を対象に、それぞれオンラインで実施した。このうち、投資家対象のIRは、「地域密着型セミナー」と題して該当地域に所在する国立大学附属病院の貸付事例を紹介するなど地域への貢献について説明し、地域との親和性を重視する地方投資家への訴求を図った。

IR動画については、多忙な投資家にも見てもらえるよう、機構の概要や債券のポイントについて説明するコンパクトな動画とした。当該動画では、機構債券のソーシャル性につ

I-2 国立大学法人等の施設整備支援

いて訴求するため、貸付対象である国立大学附属病院の設備の画像も紹介しつつ説明を行った。

記事掲載については、機構の事業内容や機構債券のソーシャル性についての投資家の理解を促進するため、証券会社が公益法人向けに発行している情報誌に機構の紹介記事を掲載した。

令和5年度IR資料抜粋

投資家の皆さまへ

令和5年11月

大学改革支援・学位授与機構について



[illegible][illegible][illegible]

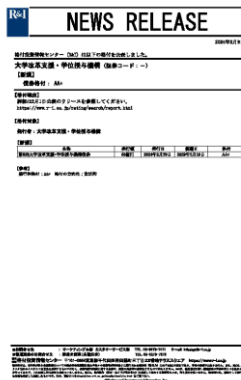
動画配信



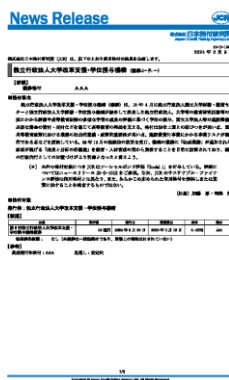
https://www.sc.mufig.jp/wholesale/public-corp_index.html

債券の発行体及び発行債券の格付として、令和6年2月に、格付投資情報センター（R&I）からAA+（令和4年度同）、日本格付研究所（JCR）からAAA（令和4年度同）を取得した。また、日本格付研究所（JCR）からは高いソーシャル性を評価され、最上位の Social 1（令和4年度同）を取得した。

R&I 債券格付（抜粋）



JCR 債券格付（抜粋）



JCR ソーシャルボンド評価（抜粋）



令和5年度は、日銀の金融政策や米国の金利動向等の影響で、令和4年度と比べても一層、市場環境の不透明感が強まる中での起債となった。そのため、令和4年度に引き続き、発行予定日の約1か月前の令和6年1月に、その時点での投資家の意見を聴取する「サウンディング」を2日間実施し、投資家の需要の把握に努めた。「サウンディング」で得られた意見も踏まえ、令和6年2月5日にソフトヒアリング、同月6日から8日にプレマーケティングを実施した。

これらの取組の結果、市場環境が不安定な状況下でも着実に投資家の需要を捕捉し、令和6年2月9日開催の債券委員会（第3回）において債券の発行条件を決定し、同月29日に当初発行予定額どおり債券を発行した。

また、IR活動において、国立大学附属病院への支援を通じて、すべての人々の健康的な生活を確保し、福祉の促進及び質の高い教育環境の確保に貢献する機構債の社会貢献性及び投資意義についての投資家の理解を促進したことにより、新たに13件（令和4年度対比5件増）の投資家から、ソーシャルボンドである機構債券に投資した旨の投資表明を受けた。

第8回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券発行要項（抜粋）

第8回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券 発 行 要 項

- | | |
|-----------|--|
| 1. 債券の名称 | 第8回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券 |
| 2. 債券の総額 | 金50億円 |
| 3. 振替法の適用 | 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。 |
| 4. 各債券の金額 | 1,000万円 |
| 5. 利 率 | 年0.423パーセント |
| 6. 発行価額 | 各債券の金額100円につき金100円 |
| 7. 償還金額 | 各債券の金額100円につき金100円 |

（以下、略）

<https://www.niad.ac.jp/investor/media-download/7218/e158ee72826fd7da/>

I - 2 国立大学法人等の施設整備支援

③ 債務の償還

財政融資資金及び市場（債券）への債務償還にあたって、国立大学法人へ払込通知書を発行・送付して計画的に債権を回収し、51,562百万円（元金）の償還を滞りなく確実にに行った。

令和5年度の財政融資資金等への債務償還実績（単位：百万円）

区分	令和4年度末 元金債務残高	新規借入額	繰越借入額	元金償還額	令和5年度末 元金債務残高	利子支払額
財政融資資金	603,639	53,033	10,061	46,562	620,172	1,618
債券	29,500	5,000	—	5,000	29,500	29
計	633,139	58,033	10,061	51,562	649,672	1,647

※四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

令和5年度の国立大学法人からの債権回収実績（単位：百万円）

回収額		令和5年度末債権額（元金）
元金	利息	
51,300	1,706	648,943

貸付事業に係る債権を確実に回収するため、令和5年11月から令和6年1月にかけて6箇所に対して貸付先調査を実施し、事業の進捗状況の確認や意見聴取等を行った。当該調査については、国立大学法人の負担軽減等のため、現地調査に代えて、書面での事前調査及びウェブ会議システムを活用したヒアリング調査でも行うことを可能とした。2箇所に対して実施したウェブ会議システムを活用した調査においては、オンライン上で動画により整備箇所の説明を受け、計画どおりに事業が完了し、適切に機能しているか等の確認を行った。

令和5年度貸付先調査実績

No.	法人名	調査日
1	広島大学	11月1日、11月2日
2	東海国立大学機構（名古屋大学）	11月20日
3	東海国立大学機構（岐阜大学）	11月21日
4	琉球大学	12月14日、12月15日
5	福井大学	12月21日
6	旭川医科大学	1月25日

④ 調査及び分析

貸付後の国立大学附属病院の財務状況や経営状況を把握するため、附属病院を有する国立大学法人に対して、過去に策定された完済までの収支計画と決算後実績額の比較及び自己点検を依頼し、令和5年11月に、当該資料に基づき各国立大学法人の収支見込みの妥当性を確認した。また、貸付先調査において、5法人（6大学）から施設費貸付事業を効果的に行うための意見聴取を行った。

(2) 施設費交付事業

① 施設費の交付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保

交付事業の実施に当たって、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

また、そのために訪問又はウェブ会議システムの活用により年間14箇所以上の交付先調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

中長期的視点からの財源確保に関し、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら、不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

自己評価 B

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として適切に交付を行った。

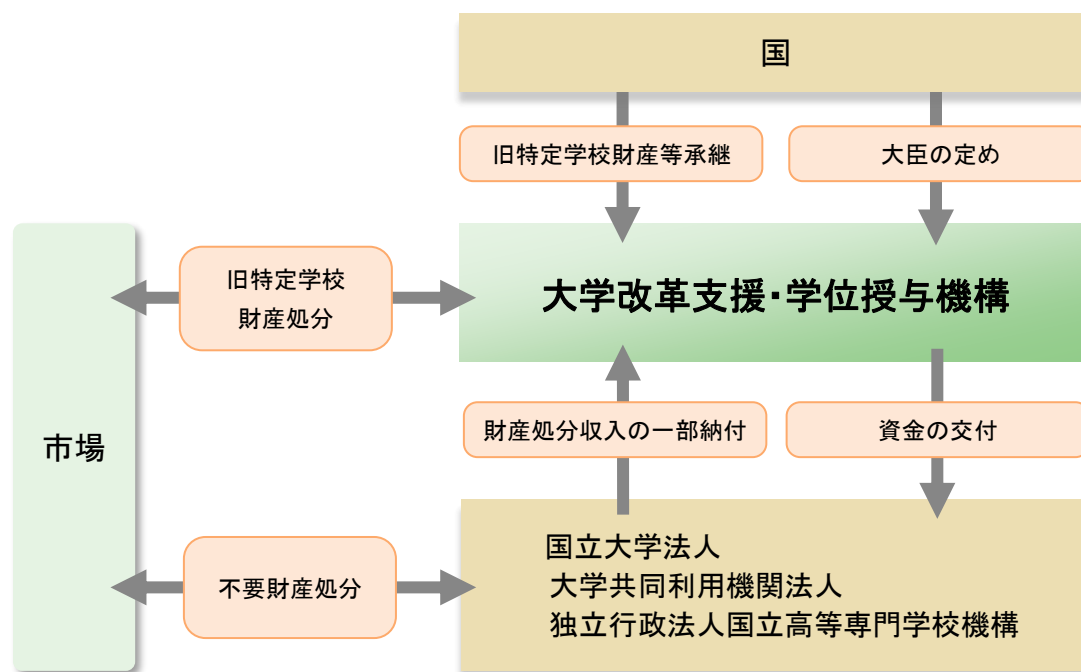
交付対象事業の適正な執行に係る留意点について、各国立大学法人等の施設担当部課長等に対して周知するとともに、交付先調査を行った。

交付事業財源の確保については、交付先調査や文部科学省主催の説明会等を通じて、不要財産の処分計画の確認や交付事業の財源としての財産処分の重要性についての説明を行った。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

○ 交付事業の流れ



I-2 国立大学法人等の施設整備支援

① 施設費の交付

「令和5年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費交付事業について」（令和5年4月3日付け 文部科学大臣の定め）に基づき、国立大学等の施設整備等に必要な資金として、国立大学法人（52法人）、大学共同利用機関法人（3法人）及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、1,322百万円（57事業）の交付を行った。

令和5年度施設費交付事業（営繕事業）

令和5年度	法人数	事業数	交付金額
当初計画	56 法人	56 事業	1,272 百万円
交付実績	56 法人	57 事業	1,322 百万円

※年度途中で緊急営繕として1事業追加

② 交付対象事業の適正な実施の確保

交付決定にあたっては、事業の目的・内容等について審査し、適正と認められることを確認した。また、国立大学法人等における適切な事業の実施のため、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（令和5年5月23日及び令和6年1月31日オンライン開催）において、交付事業の留意点についての説明を国立大学法人等の施設担当部課長等に対して行った。

事業完了後に各国立大学法人等から提出される実績報告書により、交付決定の内容などの審査を行い、交付金の額の確定を行った。

交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、令和5年10月から令和6年1月にかけて15箇所に対して交付先調査を行った。当該調査については、国立大学法人の負担軽減等のため、現地調査に代えて、書面での事前調査及びウェブ会議システムを活用したヒアリング調査でも行うことを可能とした。9箇所に対して実施したウェブ会議システムを活用した調査においては、オンライン上で動画により整備箇所の説明を受け、計画どおりに事業が完了し、適切に機能しているか等の確認を行った。

令和5年度交付先調査実績

No.	法人名	調査日
1	人間文化研究機構	10月20日
2	埼玉大学	10月26日
3	広島大学	11月1日、11月2日
4	東海国立大学機構（名古屋大学）	11月20日
5	東海国立大学機構（岐阜大学）	11月21日
6	北海道国立大学機構（帯広畜産大学）	11月28日
7	兵庫教育大学	11月28日
8	琉球大学	12月14日、12月15日
9	筑波技術大学	12月20日
10	長岡技術科学大学	12月20日
11	福井大学	12月21日
12	旭川医科大学	1月25日
13	静岡大学	1月29日
14	大阪教育大学	1月29日
15	情報・システム研究機構	1月29日

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（令和5年5月23日及び令和6年1月31日 オンライン開催）において、国立大学法人等の施設担当部課長等に対する交付事業の財源としての不要財産処分の重要性についての説明を行った。

また、国立大学法人等が保有している資産（未利用の土地等）について、交付先調査におけるヒアリングの際に、不要財産処分の計画等の確認を行うとともに、不要財産処分の重要性についての説明を行った。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する38国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払を確実に行う。

② 旧特定学校財産の管理処分

- ア 国から承継した旧特定学校財産（東京大学生産技術研究所跡地）について、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、分割して売却する。また、未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付けを継続する。
- イ 処分後の財産（広島大学本部地区跡地）の利用状況について、適切に把握する。

自己評価 B

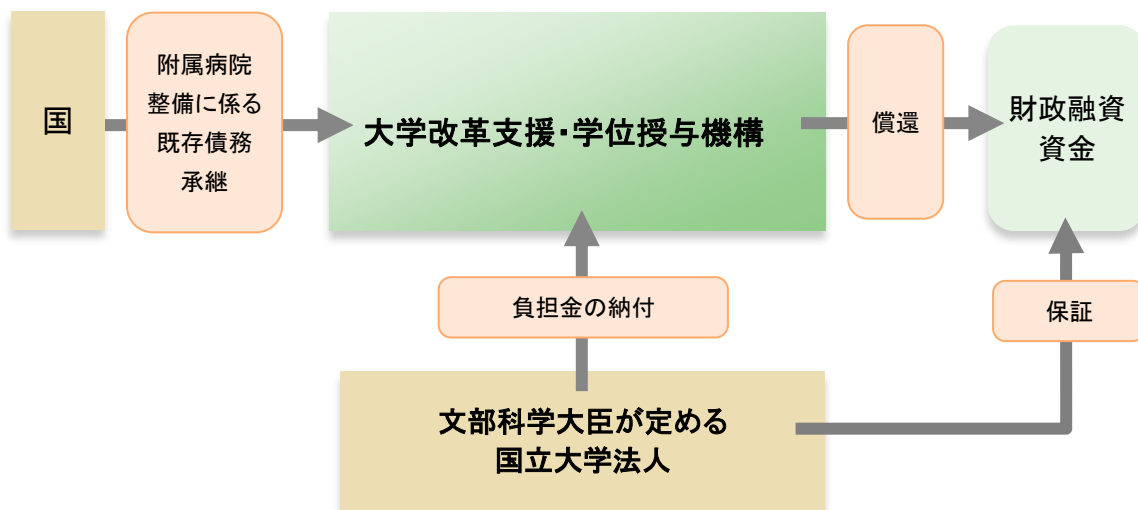
国から承継した債務について、国立大学法人から計画的に回収し、財政融資資金へ債務の償還を確実に行った。

旧特定学校財産の管理処分については、東京大学生産技術研究所跡地の計画的な売却及び貸付を適切に行った。また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

○承継債務償還の流れ



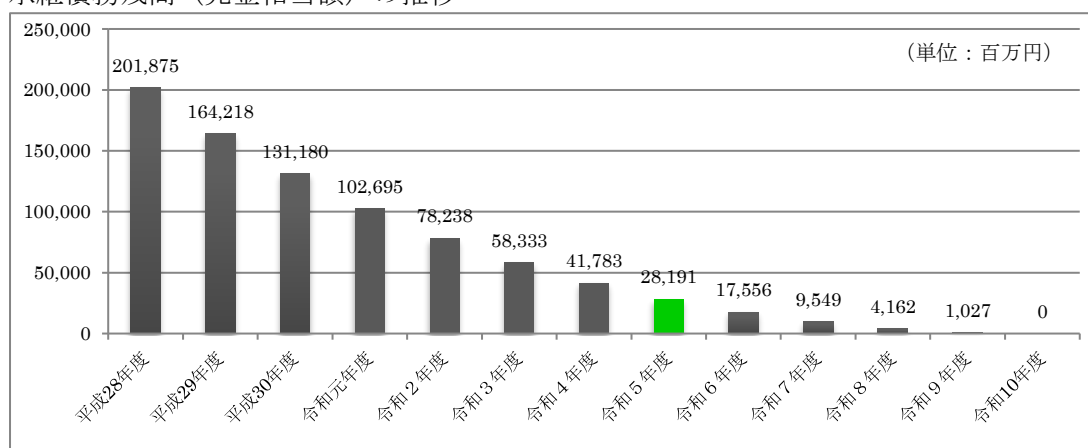
① 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、国立大学法人から計画的に債権を回収し、財政融資資金への債務13,592百万円（元金）の償還を確実にを行った。（令和5年度末債務残高（元金）：28,191百万円）

令和5年度の財政融資資金への承継債務償還実績（単位：百万円）

令和4年度末 債務残高 (元金相当額)	償還額		令和5年度末 債務残高 (元金相当額)
	元金相当額	利子相当額	
41,783	13,592	344	28,191

承継債務残高（元金相当額）の推移



※令和5年度までは実績額、令和6年度以降は予定額。令和10年度完済予定。

② 旧特定学校財産の管理処分

《東京大学生産技術研究所跡地の管理処分》

国から承継した東京大学生産技術研究所跡地（29,974.81㎡）について、平成19年度から独立行政法人国立美術館に分割して売却を行っており、令和5年5月に147.06㎡を400百万円で売却した。これにより、売却した総面積は28,284.70㎡（令和4年度までに売却した面積は28,137.64㎡）となり、全体の94.36%の売却が完了した。未売却の土地（1,690.11㎡、5.64%）については、同法人と使用契約を締結し、土地面積に応じた使用料を徴収した。

《処分後の財産の利用状況》

平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」として位置づけられている。令和2年度に必要な整備事業が完了しているが、事業者との不動産売買契約において、整備事業完了期日から5年間は当該プロジェクトの実施計画に定めるとおりの用途に供さなければならないこととしているため、広島市を通じて報告のあった事業の実績について確認するとともに、令和5年11月に現地調査を行い、利用状況を確認した。

I - 3 学位授与

＜年度計画＞

（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、４月期と１０月期の年２回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して６月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を引き続き推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を４月期と１０月期の年２回受け付け、学位審査会による審査を行い、６月以内に、合格者に対し学位を授与する。

② 専攻科の認定

学校教育法第104条に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申請に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

（２）省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学士、修士又は博士の学位授与

認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後１月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、単位修得状況や論文及び口頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後６月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

② 課程の認定

学校教育法第104条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申請に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

（３）学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。

また、生涯学習に係る機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき、社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を引き続き推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

② 専攻科の認定

学校教育法第104条に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

自己評価 B

特例を含む単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、審査の上学位を授与した。

また、電子申請の推進については、令和元年度より原則すべて電子申請で受け付けることとしており、さらに令和2年度からは学修成果レポートについても紙媒体での提出から電子媒体による提出としている。なお、特例による学位授与申請については、これまでもすべて電子申請で受け付けている。その他、不合格者が再度申請をする際に、学修成果の作成や、試験において留意すべき事項を提示するため、不合格者に対する理由の通知も継続して行い申請者に対する利便性の向上を図った。

申出に基づき、「特例の適用認定」を希望する短期大学1校1専攻を審査し、教育課程等が大学教育に相当する水準を有している特例適用専攻科として認定した。また、既に認定した短期大学4校5専攻の専攻科に対し、その水準が維持されているかについて対象校の審査を行い、「適」と判定した。

既に特例の適用を認定した短期大学5校5専攻及び高等専門学校9校15専攻に対し、特例適用を受けるための水準が維持されているかについて対象校の審査を行い、「適」と判定した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

I－3 学位授与

■ 実績・参考データ

我が国で学位を授与できるのは大学と機構のみと法令で定められている。機構においては、高等教育段階の多様な学習成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学以外のさまざまな学習の成果を評価し、大学の学部・大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる学習者に学位を授与している。この学位授与は「単位積み上げ型による学位授与」と「省庁大学校修了者に対する学位授与」の2通りで行っている。

①-1 単位積み上げ型の学位授与の実績

単位積み上げ型の学位授与は4月期と10月期の年2回、以下の手順で行った。4月期試験、10月期試験における追試験の実施等の措置により、年度内に事業を完了した。

< 令和5年度 単位積み上げ型の学位取得者数 > (人)

申請時期	申請者	学位取得者
4月期	288	239
10月期	2,367	2,263
合 計	2,655	2,502

< 単位積み上げ型の学位取得者数 推移 > (人)

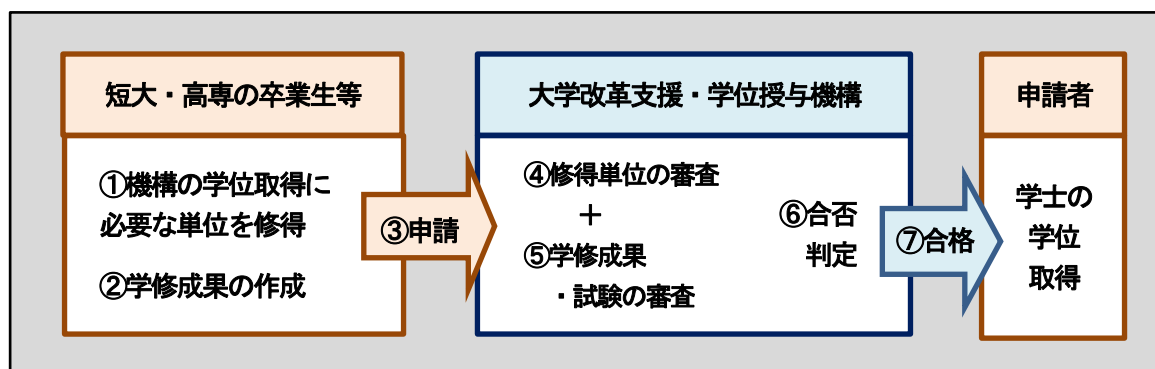
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文 学	12 [2]	21 [5]	21 [3]	13 [7]	17 [6]
教育学	210 [114]	183 [104]	172 [116]	165 [133]	160 [143]
神 学	0	0	0	0	0
社会学	1	0	1	0	1
教 養	3	2	4	2	5
学 芸	1	2	0	0	0
社会科学	1	1	1	0	2
法 学	5	2	2	0	2
政治学	0	1	1	0	1
経済学	1	2	1	3	0
商 学	0	1	1	1	0
経営学	3 [2]	9 [8]	13 [10]	8 [6]	11 [10]
理 学	6	3	4	5	4
薬科学	1	3	3	4	4
看護学	483 [30]	405 [18]	431 [20]	515 [19]	428 [20]
保健衛生学	97 [12]	101 [13]	98 [11]	90 [11]	56 [0]
鍼灸学	2	2	6	1	5
口腔保健学	63 [25]	82 [27]	70 [28]	86 [24]	83 [29]
柔道整復学	2	0	1	1	1
栄養学	36 [20]	39 [23]	33 [24]	27 [10]	36 [23]
工 学	1,469 [1,456]	1,534 [1,526]	1,536 [1,515]	1,517 [1,502]	1,516 [1,492]
芸術工学	0	0	0	0	0
商船学	13 [13]	11 [11]	15 [15]	7 [6]	15 [15]
農 学	0	1	0	0	2
水産学	0	0	0	0	1
家政学	2	4	5	8	6 [6]
芸術学	94 [21]	121 [30]	84 [20]	121 [35]	146 [34]
体育学	0	1	0	0	0
合 計	2,505 [1,695]	2,531 [1,765]	2,503 [1,762]	2,574 [1,753]	2,502 [1,778]

※ [] 内は特例適用による学位取得者数で内数

I - 3 学位授与

①-2 単位積み上げ型の学位授与 手順

単位積み上げ型の学位授与は4月期と10月期の年2回、以下の手順で行った。



①単位の修得

申請希望者は、機構の定める要件・基準を満たすように、必要な単位を大学の科目等履修生制度等により修得しなければならない。

②学修成果の作成

申請希望者は、単位修得を通じて身につけた学力が学士の水準に達していることを示すための学修成果（レポート等）を作成しなければならない。

③申請の受付

令和元年度から申請方法を、原則すべて電子申請とした。

- ・4月期の受付期間：3月11日～4月5日
- ・10月期の受付期間：9月9日～10月4日

④修得単位の審査

「修得単位」について、機構の定める要件・基準を満たしているか審査した。

- ・4月期の審査期間：5月～8月
- ・10月期の審査期間：11月～2月

⑤学修成果・試験の審査

⑤-1 試験

申請者が提出した学修成果に基づき、レポート提出者には小論文試験、芸術学分野でレポート以外の演奏、創作、作品提出者には面接試験を行った。

- ・4月期の小論文試験日：6月11日（会場：東京・大阪）
面接試験日：6月11日（会場：東京）

- ・10月期の面接試験日：12月10日（会場：東京）
小論文試験日：12月17日（会場：東京・大阪）

- ・10月期の特別措置試験日（小論文）：12月16日（福岡）
※障害のある申請者への受験上の特別措置
- ・10月期の特別措置試験日（面接）：12月10日（奈良）
※障害のある申請者への受験上の特別措置

⑤-2 学修成果・試験の審査

「学修成果・試験」について、学士の水準の学力を有しているか審査した。

- ・4月期の審査期間：5月～8月

- ・10月期の審査期間：11月～2月

⑥合否判定

学位審査会により修得単位の審査と学修成果・試験の審査の双方が「可」とされた場合に合格とした。

⑦結果の通知

判定結果は以下の時期までに通知した。

なお、不合格者に対してはその理由も通知した。

- ・4月期の通知時期：8月末
- ・10月期の通知時期：3月末

①-3 特例適用による学位授与の実績

令和5年度は特例適用により1,778人に学位を授与した。

なお、この人数は「①-1」の単位積み上げ型の学位取得者数に含まれる。

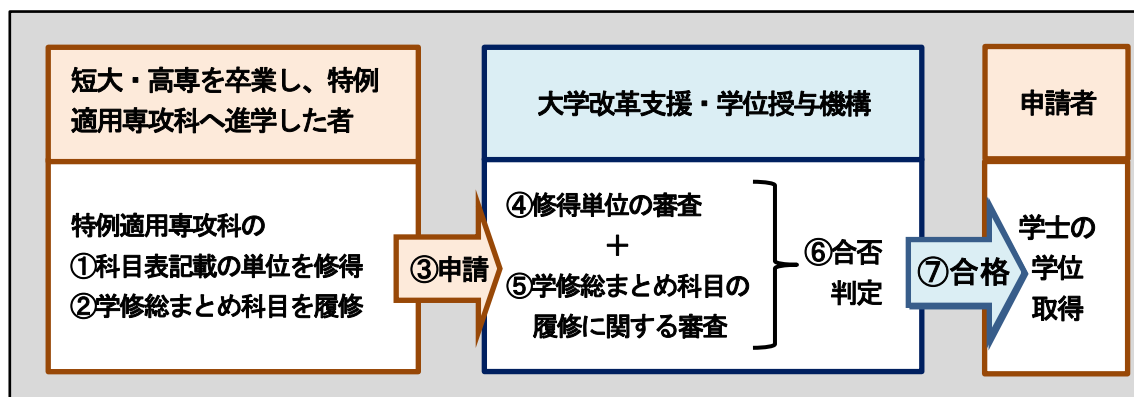
< 令和5年度 特例適用による学位取得者数 >

(人)

申請時期	申請者	学位取得者
4月期	17	16
10月期	1,773	1,762
合 計	1,790	1,778

①-4 特例適用による学位授与 手順

特例適用による学位授与は4月期と10月期の年2回、以下の手順で行った。



①単位の修得

申請希望者は、機構があらかじめ審査し認定した科目表に記載された授業科目を履修し単位を短期大学・高等専門学校（機構から特例の適用認定を受けた）専攻科で修得しなければならない。

②学修総まとめ科目の履修

申請希望者は、各専攻科の最終学年に学修総まとめ科目として設定された授業科目を履修しなければならない。

③申請の受付

申請方法はすべて電子申請としている。

- ・4月期の受付期間：3月22日～4月11日
- ・10月期の受付期間：9月21日～10月10日

④修得単位の審査

科目表に記載された授業科目を履修し、機構の定める要件・基準を満たしているか審査した。

⑤学修総まとめ科目の履修に関する審査

学修総まとめ科目を履修し、単位を修得しているかに加え、申請時に提出する「学修総まとめ科目履修計画書」及び専攻科修了確定時に提出する「学修総まとめ科目成果の要旨」等に基づき、申請者が学士の水準の学力を有しているか審査した。

⑥合否判定

学位審査会により修得単位の審査と学修総まとめ科目の履修に関する審査の双方が「可」とされ、かつ専攻科の修了が確認された場合に合格とした。

⑦結果の通知

判定結果は以下の時期までに通知した。

なお、不合格者に対してはその理由も通知した。

- ・4月期の通知時期：9月末
- ・10月期の通知時期：3月末

①-5 単位積み上げ型の学位授与 審査体制の整備

機構では、学位授与に係る審査を行うため「学位審査会」を設置し、その下に専攻分野ごとに審査や試験を行う専門委員会と部会を置いている。学位審査会では、その他、短期大学・高等専門学校の専攻科の認定、省庁大学校の課程の認定等に係る審査も行っている。

なお、新任の専門委員に対しては、管理部学位審査課と研究開発部が連携・協働して例年4月に開催している「学位審査会専門委員協議会」で学位授与制度の概要、審査手順、審査方法等を説明した（令和5年度はweb会議形式にて実施した）。

< 学位審査会 委員数 > 17人

< 専門委員会・部会 委員数（令和6年3月） > (人)

専門委員会		部会数	委 員 数		
			専 門	臨 時	合 計
1	文学・神学	10 部会	30	0	30
2	教育学	—	10	0	10
3	社会学	2 部会	5	0	5
4	教養・学芸	—	5	0	5
5	社会科学	—	10	7	17
6	法学・政治学	—	6	0	6
7	経済学・商学・経営学	—	7	0	7
8	理学	5 部会	25	1	26
9	医学・薬学	2 部会	28	0	28
10	看護学・保健衛生学・鍼灸学	7 部会	45	1	46
11	口腔保健学	—	6	0	6
12	柔道整復学	—	2	0	2
13	家政学・栄養学	2 部会	14	0	14
14	工学・芸術工学	12 部会	104	8	112
15	農学	—	2	0	2
16	水産学	—	10	1	11
17	芸術学	3 部会	22	10	32
18	体育学	—	3	0	3
19	商船学・海上保安	—	7	0	7
合計	19 専門委員会	43 部会	341	28	369

①-6 単位積み上げ型の学位授与 利便性向上の取組

ア. インターネットを利用した電子申請の推進

申請者の利便性向上と業務の合理化・効率化を図るため、令和元年度から原則としてインターネットを利用した電子申請のみとしたことに加え、さらに令和2年度からは学修成果レポートの提出方法を、印刷したものを5部送付する方法から、電子データをアップロードする方法に変更している。なお、特例適用による学位授与申請については、これまでもすべて電子申請で受け付けている。

I-3 学位授与

イ. 不合格者に対する配慮

再申請の際の留意事項等を個別に伝えるため、学修成果・試験の審査で不可となった申請者のうち、試験欠席者以外の全員に対し、再度申請をする際に、学修成果の作成や、試験において留意すべき事項を提示するため、不可判定の具体的な理由を通知した。

< 不可判定理由を通知した人数 >

115 人（内訳：4 月期 37 人、10 月期 78 人）

②-1 専攻科の認定

機構では、短期大学・高等専門学校で専攻科で修得した単位を機構の学位授与の申請要件となる大学の単位相当とすることができる専攻科として認定している。認定にあたっては、申出のあった短期大学・高等専門学校の専攻科の教育課程、教員組織、施設設備等を学位審査会が審査し、大学教育に相当する水準に達していると認められた場合に認定を行っている。

令和5年度は以下のとおり認定等を行った。

○ 令和5年度教育の実施状況等の審査（レビュー）実施専攻科

（新規の認定又は再審査の5年後、その後は7年ごとに認定専攻科の教育の実施状況等について審査している。）

【短期大学4校、5専攻】

学校名	専攻名①	専攻名②	設置者
桐朋学園芸術短期大学	音楽専攻	演劇専攻	学校法人桐朋学園
愛知医療学院短期大学	リハビリテーション 科学専攻		学校法人佑愛学園
藍野大学短期大学部	地域看護学専攻		学校法人藍野大学
大和大学白鳳短期大学部	リハビリテーション 学専攻		学校法人西大和学園

②-2 特例適用の認定

認定を受けた短期大学・高等専門学校の特攻科は、機構が定める要件を満たすと学位審査会により判断された場合、学修成果・試験を課さない特例が適用される。

特例適用専攻科の学生が、専攻科での学修（機構の認定した科目の単位を修得すること及び学修総まとめ科目を履修すること）に基づく審査に合格して、専攻科を修了した場合に学位を授与している。

令和5年度は特例適用の認定等を以下のとおり行った。

○ 令和6年度特例適用専攻科（新規）

〔短期大学1校、1専攻〕

学校名	専攻名	設置者
富山短期大学	食物栄養専攻	学校法人富山国際学園

○ 特例適用専攻科に係る教育の実施状況等の審査（レビュー）実施専攻科

〔 特例適用認定後5年以内、その後は5年ごとに特例適用専攻科の教育の実施状況等について審査している。 〕

〔短期大学5校、5専攻〕

学校名	専攻名	設置者
大分県立芸術文化短期大学	造形専攻	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学
聖霊女子短期大学	健康栄養専攻	学校法人聖霊学園
日本大学短期大学部	食物栄養専攻	学校法人日本大学
湊川短期大学	健康教育専攻	学校法人湊川相野学園
別府大学短期大学部	初等教育専攻	学校法人別府大学

I - 3 学位授与

〔高等専門学校9校、15専攻〕

学校名	専攻名①	専攻名②	専攻名③	設置者
釧路工業高等専門学校	建設・生産システム工学専攻	電子情報システム工学専攻		独立行政法人国立高等専門学校機構
福井工業高等専門学校	生産システム工学専攻	環境システム工学専攻		独立行政法人国立高等専門学校機構
岐阜工業高等専門学校	先端融合開発専攻			独立行政法人国立高等専門学校機構
鈴鹿工業高等専門学校	総合イノベーション工学専攻			独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校	システム創成工学専攻	物質創成工学専攻		独立行政法人国立高等専門学校機構
米子工業高等専門学校	生産システム工学専攻	物質工学専攻	建築学専攻	独立行政法人国立高等専門学校機構
呉工業高等専門学校	プロジェクトデザイン工学専攻			独立行政法人国立高等専門学校機構
北九州工業高等専門学校	生産デザイン工学専攻			独立行政法人国立高等専門学校機構
大分工業高等専門学校	機械・環境システム工学専攻	電気電子情報工学専攻		独立行政法人国立高等専門学校機構

＜分野別認定専攻科数及び特例適用専攻科専攻数（令和6年4月1日現在）＞

	短期大学専攻科		高等専門学校専攻科		合 計
	公立	私立	国公立	私立	
文学		3 (1)			3 (1)
教育学	1 (1)	14 (8)			16 (9)
教養		1			1
経済学・商学・経営学			2 (2)		2 (2)
工学・芸術工学			99 (99)	2 (2)	101 (101)
商船学			5 (5)		5 (5)
看護学		7 (1)			7 (1)
保健衛生学		3			3
口腔保健学		9 (2)			9 (2)
家政学・栄養学	1 (1)	5 (2)			6 (3)
芸術学（音楽・美術・演劇）	2 (1)	10 (1)			12 (2)
合 計	4 (3)	52 (16)	106 (106)	2 (2)	164 (127)

※（ ）内は特例適用専攻科の専攻数であり、内数。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学士、修士又は博士の学位授与

認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、単位修得状況や論文及び口頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

② 課程の認定

学校教育法第104条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

自己評価 B

認定された省庁大学校の課程修了者の申請を受け付け、審査の上、学位を授与した。

また、認定された課程について、当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか審査を行い、対象の3校4課程について、遠隔会議システムも利用して審査を行った。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

①-1 省庁大学校修了者に対する学位授与の実績

機構では、大学又は大学院に相当すると認める省庁大学校の課程を修了し、機構の審査に合格した者に学位を授与している。

令和5年度は、省庁大学校修了者1,117人に学位を授与した。

- (内訳) ・学士 992人
 ・修士 93人
 ・博士 32人

< 省庁大学校に対する学位取得者数 推移 > (人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学 士	1,131	1,064	1,049	1,147	1,087	992
修 士	85	91	101	84	87	92
博 士	35	23	30	24	32	32
合 計	1,251	1,178	1,180	1,255	1,206	1,117

< 令和5年度学士の学位授与の実績 > (人)

省庁大学校		専攻分野の名称	学位取得者数
防衛大学校 本科		人文科学	26
		社会科学	66
		理 学	33
		工 学	276
防衛医科大学校 医学教育部	医学科	医 学	66
	看護学科	看護学	106
水産大学校 本科		水産学	189
海上保安大学校 本科		海上保安	42
気象大学校 大学部		理 学	11
職業能力開発総合大学校 総合課程		生産技術	91
国立看護大学校 看護学部看護学科		看護学	86

< 令和5年度修士の学位授与の実績 > (人)

省庁大学校		専攻分野の名称	学位取得者数
防衛大学校	理工学研究科前期課程	理 学	3
		工 学	50
	総合安全保障研究科前期課程	安全保障学	12
水産大学校 水産学研究科		水産学	8
職業能力開発総合大学校長期養成課程職業能力開発研究学域		生産工学	14
国立看護大学校 研究課程部看護学研究科前期課程		看護学	6

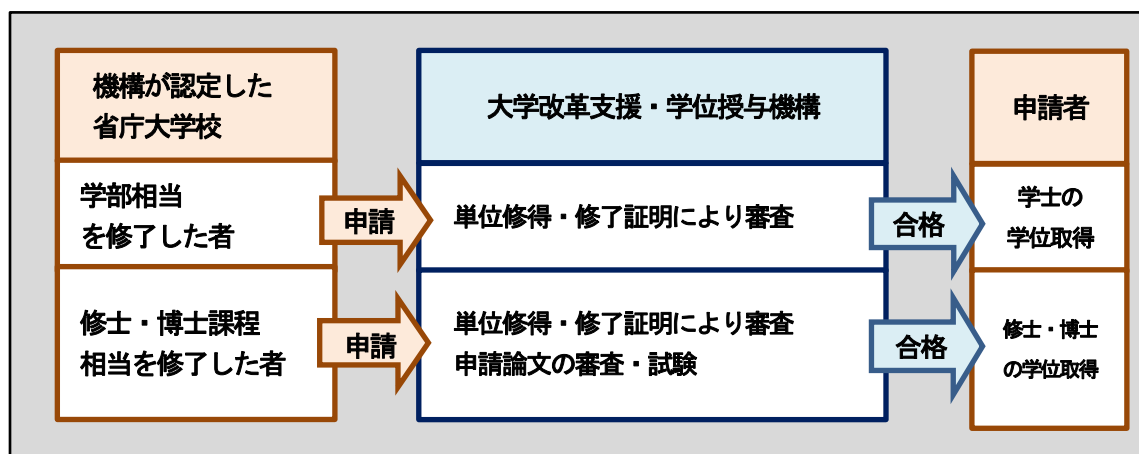
< 令和5年度博士の学位授与の実績 > (人)

省庁大学校		専攻分野の名称	学位取得者数
防衛大学校	理工学研究科後期課程	理 学	1
		工 学	9
	総合安全保障研究科後期課程	安全保障学	0
防衛医科大学校 医学教育部医科研究科		医 学	20
国立看護大学校 研究課程部看護学研究科後期課程		看護学	3

I－3 学位授与

①－2 省庁大学校修了者に対する学位授与 手順

省庁大学校修了者に対する学位授与は以下の手順で行った。



①－3 省庁大学校修了者に対する学位授与 審査体制の整備

省庁大学校修了者に対する学位授与に係る審査は、単位積み上げ型の学位授与と同様に学位審査会で行った。

詳細は「(1) ①－5 単位積み上げ型の学位授与 審査体制の整備」を参照。

②-1 省庁大学校の課程の認定

機構では、各省庁大学校からの申出を受けて、各課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について学校教育法等の関係法令に照らして審査し、大学又は大学院と同等水準であると認めるものを、大学又は大学院に相当する教育を行う課程として認定している。また、認定を受けた課程に対しては、原則として5年ごとに教育の実施状況等の審査（レビュー）を行い、上記の水準が維持されていることを確認している。

令和5年度は以下のとおり1校3課程について教育の実施状況等の審査を行った。

○ 令和5年度教育の実施状況等の審査（レビュー）実施課程

1. 大学の学部に対応する教育を行う課程

1校2課程

学校名	課程名	所管省庁
防衛医科大学校	医学教育部医学科	防衛省
	医学教育部看護学科	

2. 大学院の修士課程に対応する教育を行う課程

1校1課程

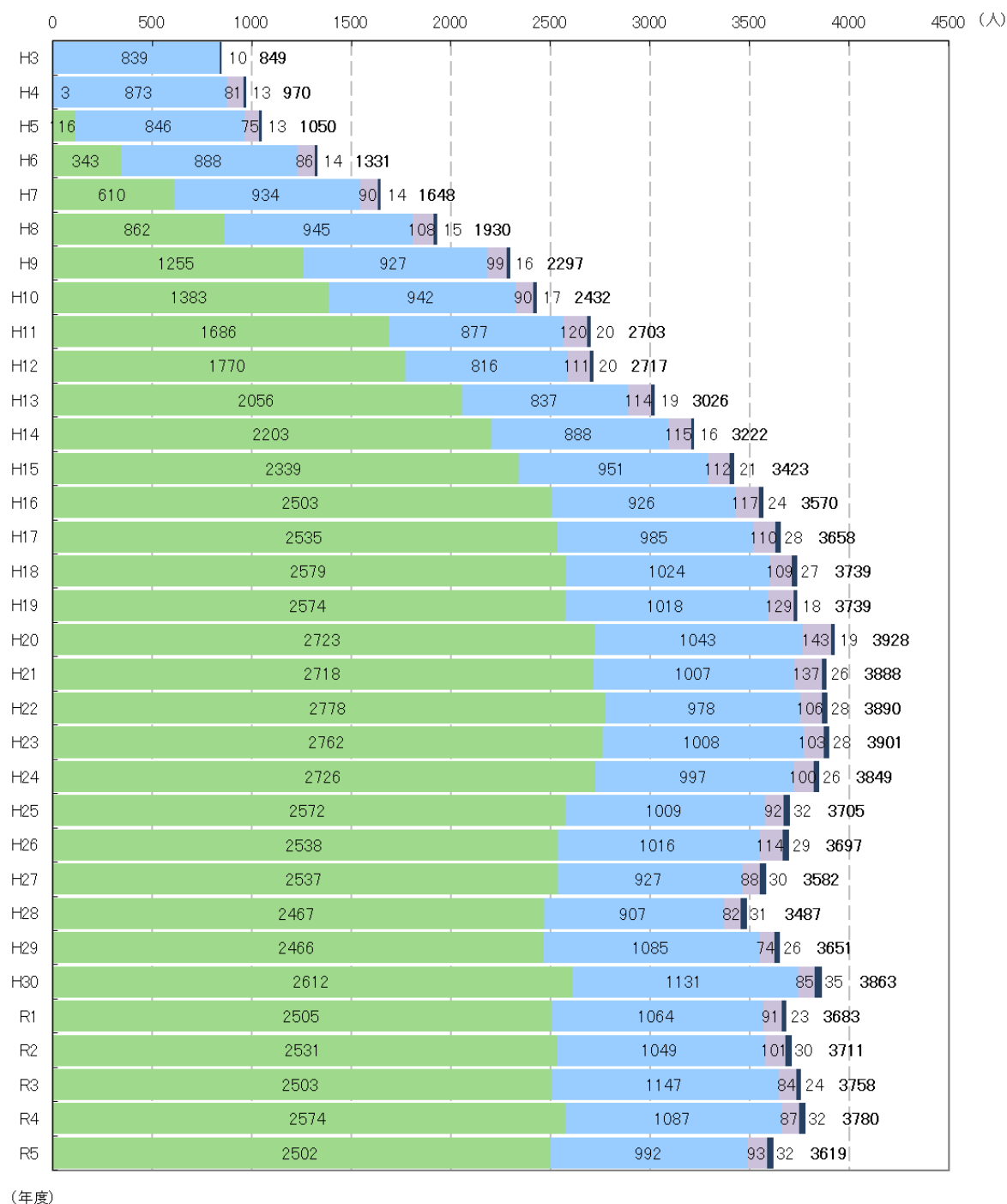
学校名	課程名	所管省庁
防衛医科大学校	医学教育部医学研究科	防衛省

< 課程認定を受けている省庁大学校と学位の種類 >

省庁大学校名	学位の種類		
	学 士	修 士	博 士
防衛大学校	理学、工学、 社会科学、人文科学	理学、工学、 安全保障学	理学、工学、 安全保障学
防衛医科大学校	医学、看護学	—	医学
水産大学校	水産学	水産学	—
海上保安大学校	海上保安	—	—
気象大学校	理学	—	—
職業能力開発総合大学校	生産技術	生産工学	—
国立看護大学校	看護学	看護学	看護学

I - 3 学位授与

すべての学位取得者数の推移（令和6年4月現在）



学位取得者総数：102,296（人）

短期大学・高等専門学校卒業者等を対象とする単位積み上げ型の学位授与

■ 学士

機構認定の教育施設(各省庁大学校)の課程修了者への学位授与

■ 学士

■ 修士

■ 博士

(※各年度の太字は合計)

(3) 学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。

また、生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき、社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

自己評価 B

学位授与制度を紹介するリーフレット（『学士をめざそう！』）又は機構が授与する学位を説明したリーフレット（『機構が授与する学士の学位』）について、年度計画のとおり、関係各所約 7,000 機関に配布し、申請者の拡大や学位授与事業の社会における理解の増進を図った。

また、学位授与制度や学位授与申請に係る説明等を行った。

「学位取得者表彰制度（機構長緑秀賞）」に基づき、令和3年度の学位取得者のうち、1人を選考の上、表彰した。機構教職員との懇談会も実施し、ウェブサイトや文教関係雑誌に記事を掲載するなど、学位授与事業の啓発に係る情報発信に努めた。

広報活動の成果の評価や利用動向の分析のため、ウェブサイトのアクセス件数を調査するとともに、ウェブサイト上で学位授与事業に係る活動内容の情報発信に努めた。

学位授与申請者及び申請予定者が、平日の受付時間内に電話での問い合わせができない場合や、障害等により電話での問合せができない場合にも対応することを可能とするため、令和3年11月にウェブサイト内に学位授与申請関係専用の問合せフォームを作成した。令和5年度は問合せフォームに186件の学位授与申請関係の問合せがあり、そのすべてに3営業日以内に回答し、関係者の利便性向上を実現した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

①-1 学士の学位をめざす方への説明会の実績

機構では、放送大学との協定事業の一環として、学士の学位をめざす方への説明会を管理部学位審査課と研究開発部が連携・協働して例年実施している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、参集による開催は中止とし、オンライン開催のみで実施していたものを、令和5年度は8月5日に放送大学と共同で放送大学東京文教学習センターにて現地とオンラインによるハイブリッドで実施した。説明会では、制度概要や学位授与申請の具体的な手続等についての説明を会場に参集した参加者に行うとともに、オンライン参加登録者に向けて放送大学から同時ライブ配信を行った。

< 学士の学位をめざす方への説明会参加者数 推移 >

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
123	149	(160)※	—	363※※	182※※	162※※※

※令和元年度については申込者数としている。

※※令和3年度及び令和4年度についてはオンライン実施のため延べ視聴者数としている。

※※※令和5年度については会場に参集した者の数及びライブ配信の最大視聴者数を合算した数としている。

I－3 学位授与

①－2 各種広報活動の実績

例年、学位授与制度を紹介するリーフレットを関係機関等へ配布している。また、放送大学各学習センターに対しては、リーフレット送付状に出前説明会の実施について案内している。さらに、放送大学各学習センターが独自に行っている入学希望者や在学生向けの学位取得説明会等において、機構からも現地出張又はオンラインで参加し、在校生・卒業生の機構での学位取得を検討している専門学校関係者に対して説明を行った。

「令和5年度大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」及び、「令和6年度科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、ウェブサイトで公開した。後者については、学位授与事業に関する特別なプログラムを設けている大学等も引き続き掲載し、申請予定者に提供する情報の充実に努めた。

< 各種広報物の配布先 >

名 称	配布数	主な配布先
新しい学士への途	3,694部	申請予定者、短期大学、高等専門学校、都道府県
学位授与申請書類	2,977部	申請予定者、短期大学、高等専門学校、国会図書館
学士をめざそう！	14,634部	短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校等専攻科、公立図書館、生涯学習センター
機構が授与する学士の学位	8,825部	大学、都道府県、学位取得者、ハローワーク、商工会議所、各国在日大使館

② 学位取得者表彰（機構長緑秀賞）

令和4年度の学士の学位取得者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められる者1人を表彰した。機構教職員との懇談会も実施し、ウェブサイトや文教関係雑誌に記事を掲載するなど、学位授与事業の啓発に係る情報発信に努めた。

③ ウェブサイトによる情報発信

広報活動の成果の評価や利用動向の分析のため、ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査した。

ウェブサイトにおいて毎月発行する広報誌「機構ニュース」（第238号～第249号）により、学位授与事業に係る活動内容について掲載・情報発信を行った。

○ 広報誌 機構ニュース

https://www.niad.ac.jp/publication/kikou/kikou_news/

○ 令和4年度学位取得者表彰式及び懇談会を開催

9月8日（金）に当機構の竹橋オフィスで、第6回学位取得者表彰式を開催しました。

当機構では、学校教育法第104条の規定に基づき、我が国において大学以外で学位を授与する唯一の機関として、学位授与事業を実施しており、これまで9万8千人を超える人々に学位を授与しています。

学位取得者表彰は、学士の学位を取得した者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者を対象とする表彰制度で、平成29年度に「機構長緑秀賞」（機構ロゴマークにも使用されている希望を意味する“緑”色と、生涯学習に“秀”でた者に対する賞であることに由来）として創設されました。

今年度は、令和4年度の学士の学位取得者から川内麻里子氏を表彰しました。



受賞に際し挨拶の言葉を述べる川内氏



機構役員と記念撮影をする川内氏

福田機構長より表彰状と記念品が授与された後、お祝いの挨拶があり、続いて、川内氏から、感謝と喜びの言葉が述べられました。

また、懇談会では、川内氏が学位の取得を志した契機や、知見を深めてきた環境等について、機構教職員との忌憚のない意見交換がなされました。川内氏は、「自分が悩んでいるところに着目し、そこを掘り下げていくことで次々に疑問が湧いてくる。」と学びに対するモチベーションを語り、福田機構長及び機構教職員ともに感銘を受け、たいへん有意義で貴重な機会となりました。



懇談会の様子

※令和5年度の学位取得者表彰式
(第244号（令和5年10月発行）掲載記事)

I-4 質保証連携

<年度計画>

(1) 大学等連携・活動支援

① 大学等との連携

- ア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。
- イ 大学等の教職員向けの研修等を開催するなど、大学等と連携して質保証に関わる人材の能力向上を支援するための取組を行う。
- ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

- ア 国立大学法人の財務に係る情報収集、分析及び成果の提供を行う。
- イ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して、これまでに得た試作結果の有用性等の検証と改善を行い、大学運営の意思決定を支援するモデルなど、これらの成果を大学等に提供する。

③ 大学ポータルサイト

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポータルサイトを運用する。その際、大学ポータルサイトへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポータルサイトウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

本中期目標期間中における運営費交付金の削減目標の達成に向けて取り組む。

また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信や職員の能力向上等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

① 国際的な質保証活動への参画

国際的な質保証ネットワークや、覚書締結機関をはじめとする諸外国の質保証機関との連携・協力を通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・共有を図る。日中韓質保証機関協議会における活動等を通じて、アジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務に取り組む。

② 資格の承認に関する調査及び情報提供

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）及び世界規約に基づき、我が国における国内情報センター（NIC）として設置した「高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）」の活動を推進し、我が国の学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資するため、国内外の高等教育制度等に関する調査及び情報提供並びに海外のNIC等との連携を行う。

(1) 大学等連携・活動支援

① 大学等との連携

- ア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。
- イ 大学等の教職員向けの研修等を開催するなど、大学等と連携して質保証に関わる人材の能力向上を支援するための取組を行う。
- ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

自己評価 B

国公立大学・公立短期大学の令和5年度大学基本情報を収集・整理し、ウェブサイト公表した。また、大学ポートレート・大学情報システム内に構築した「国公立大学情報活用サイト」を通して、当該情報を大学の評価活動やIR活動等に活用できる形で提供した。

大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員等を対象に、大学等の質保証人材育成セミナーをオンラインで開催し、セミナー後のアンケートからはおおむね肯定的な評価が得られた。

大学質保証ポータルに掲載内容の充実を図り、大学等における教育研究の質保証に関する情報を広く提供した。

令和6年度の認証評価等について、ウェブ形式による自己評価担当者に対する研修会を実施した。

大学院を置く全国公私立大学を対象とした学位授与状況等調査を実施したほか、「令和5年度大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」及び、「令和6年度科目等履修生制度の開設大学一覧」について作成、公開した。後者については、学位授与事業に関する特別なプログラムを設けている大学等も引き続き掲載し、情報提供に努めた。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

①ーア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等の収集・蓄積・提供

機構では、国公立大学・公立短期大学から提供された学生数、教員数等の基礎的な情報を整理し、大学・短期大学関係者及び高等教育に関心のある第三者の利便に供するよう、「大学基本情報」としてウェブサイトで公開している。令和5年度も当該年度分の情報を令和5年7月に収集・整理し、9月29日にウェブサイトに掲載した（国立大学86校、公立大学100校、公立短期大学15校、株式会社立大学4校分）。また、国公立大学情報活用サイト（「③-4 大学ポートレートの利便性向上、機能の改善・充実」参照）を通して、収集・蓄積した大学基本情報を大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する等に活用できる形で提供した。

大学基本情報 2023 (R5)		
一括ダウンロード		
大学基本情報 2023 (R5) の全ExcelファイルをZIP形式で一括ダウンロードします。		DOWNLOAD
個別ダウンロード		
学生教職員等	(7-A) 学生数	DOWNLOAD
	(7-B) 教員数（本務者）	DOWNLOAD
	(7-1) 教員数（本務者）（再掲）	DOWNLOAD
	(7-Z) 教員数（兼務者）	DOWNLOAD
	(7-C) 職員数	DOWNLOAD
学部学生内訳	(8-D) 学科別学生数 入学志願者数 入学者数	DOWNLOAD
	(8-2) 学科別学生数のうち休学者数	DOWNLOAD

大学基本情報ウェブサイト (<https://portal.niad.ac.jp/ptrt/table.html>)

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価に活用するため、組織情報及び教育研究情報の収集・整理を進め、これらの情報を基に入力データ集及びデータ分析集を作成した。

①-イ 質保証人材の能力開発

a. 大学等の自己評価担当者等に対する研修

○令和6年度に実施する大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会

実施方法：オンラインにて実施、終了後ウェブサイトにて資料掲載

開催月日：令和5年6月19日（月）

○令和6年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

実施方法：オンラインにて実施、終了後ウェブサイトにて資料掲載

開催月日：令和5年8月30日（水）

○令和6年度に実施する法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

実施方法：オンラインにて実施

開催月日：令和5年6月6日（火）

b. 大学等の質保証人材育成セミナー

テーマ：高等教育と生涯学習を横断する質保証

対象：大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員等

開催月日：令和5年9月13日（水）、12月6日（水）、令和6年3月16日（土）～3月19日（火）

参加者数：703人

・アンケート結果、回答率

項 目	（5段階評価の平均値）
全体を通じた理解度	4.41
内容の有用度	4.03
セミナーの満足度	4.33
回答率	51.1%

c. 大学質保証ポータル (<https://niadqe.jp/>)

大学等における教育研究の質保証に関する情報を広く提供することを目的とした「大学質保証ポータル」に、大学等の教職員が質保証等について学習できる教材として、セミナーの資料や動画を公開した。



①ーウ 学位授与に係る情報の収集・提供

a. 学位授与状況等調査

高等教育行政上の基礎資料を得ること及び学位授与に関連する情報を収集することを目的として、文部科学省と共同で、博士・修士・専門職学位の学位授与状況等についての調査を毎年度実施している。

令和5年度は、令和3年度の学位授与状況等を調査するため、事前に文部科学省と調整の上、令和5年9月15日付で、大学院を置く各国公私立大学（全665大学）へ調査票を送付した。令和6年3月までにすべての対象大学から回答を回収し、集計の上、令和6年3月28日付で調査結果を文部科学省に提出した。

なお、調査結果については、文部科学省より公表されている。

b. 機構が授与する学位の取得に必要な単位取得に関する情報の収集・整理・提供

< 科目等履修生制度の開設大学一覧 >

大学の科目等履修生制度の開設状況を調査し、その結果を公開した。

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/kamokutou/

< 大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧 >

機構が認定した短期大学、高等専門学校の専攻科について、各大学等を調査し、その結果を公開した。

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html

< 特別なプログラム等の開設大学紹介 >

大学が科目履修生に対して設けている機構の学位授与事業に関する特別なプログラム等について掲載している。

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/kamokutou/1323201_3711.html

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

- ア 国立大学法人の財務に係る情報収集、分析及び成果の提供を行う。
- イ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して、これまでに得た試作結果の有用性等の検証と改善を行い、大学運営の意思決定を支援するモデルなど、これらの成果を大学等に提供する。

自己評価 A

各国立大学法人の令和4事業年度の財務諸表等に基づき、新たな財務指標（常勤教員当たり外部研究費獲得額等）の試算等を加えた「国立大学法人の財務」を各国立大学法人へ提供した。

また、国立大学法人の財務に携わる職員間の情報共有や意見交換の場を提供し、各国立大学法人に共通する経営上の課題の洗い出しや優れた取組の横展開につなげることを企図して、「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を開催した。令和5年度に2回開催した勉強会では、大学における中長期的な財務計画及び財務基盤強化策の策定状況、令和4年度から新たに設けられた勘定科目である減価償却引当特定資産の導入状況、第4期国立大学法人運営費交付金（教育研究組織改革分、基盤的設備等整備分の要求等）への対応状況、財務会計業務のデジタル化（DX等）など、各大学の抱える共通の課題と対応状況を取り上げた。参加大学からは、「自大学で実施していない他大学の取組を学ぶことができた」、「自大学でも財務会計業務のデジタル化（DX等）に向けて取り組みたい」、「本勉強会を通じて他大学とのネットワークを構築することで、様々な場面で情報交換の機会を持つことができるようになった」など、今後の意欲的な取組につながり得る多数の声が寄せられた。

さらに、勉強会を通して収集した優れた取組の横展開を図るため、「国立大学法人の財務経営等に関する取組事例の報告会」を開催した。取組事例の報告会では、規制緩和と財源多様化を通じた大学の財務基盤強化、国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の活用促進、長期借入金や債券発行の対象事業の一層の拡大、大学の財務基盤強化の観点からの大学発ベンチャー振興における起業支援体制の整備やアントレプレナーシップ教育の重要性、自治体から交付を受けた補助金を活用したキャンパス整備、業務のDX推進、業務上の余裕金の運用に係る文部科学大臣の認定の取得手続、国立大学法人における資金運用の制度と現状等、全体として、大規模大学から小規模大学までを視野に入れた財務基盤の強化に資する広範な情報を提供した。これらの情報提供事項のうち、規制緩和と財源多様化を通じた大学の財務基盤強化、大学の財務基盤強化の観点からの大学発ベンチャー振興における起業支援体制の整備やアントレプレナーシップ教育の重要性に関する情報提供は、機構に対する業務の実績に関する評価（令和5年8月）における指摘を踏まえ、政策当局である文部科学省に迅速に企画への協力を依頼したことで実現したものである。

また、業務のDX推進に関する情報提供は、勉強会において、勉強会参加大学にDXの先進大学があることを把握し、併せて、DX推進に関して他大学に非常に高いニーズがあることを把握したことを契機として、当該先進大学に迅速に企画への協力を依頼したことで実現したものである。

さらに、国立大学法人における資金運用の制度と現状に関する情報提供は、業務上の余裕金の運用に係る文部科学大臣の認定状況調査（令和5年12月）で示された大臣認定未取得の法人のニーズに十分応えられるよう、国立大学法人の保有有価証券の構成を調査し、各国立大学法人における運用可能資産に対する資金運用の実施割合の推計値として「寄附金債務に対する保有有価証券の比率」を試算するなど、機構において迅速に企画したこと

I-4 質保証連携

で実現したものである。

このように、本取組事例の報告会では、大学等の直近のニーズを的確に把握し迅速に企画することで、国立大学法人の戦略的経営の実現や教育研究機能の一層の向上に向けた有益な情報を極めて効果的に提供することができた。

国立大学附属病院に対しては、「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」において、病院内での複数部署の連携促進や知識の共有・向上、多様な部署の職員によるチームでの課題対処、成果の病院事務組織全体への共有を促すことで、各国立大学病院における中長期的かつ組織的な経営担当部門職員の人材養成プロセスを支援した。また、各国立大学病院事務部長へのフォローアップ調査において、「参加者が本ワークショップで得た知識や経験をどのように活用するか」との設問に対し、回答者の82.4%から「参加者から参加者以外へワークショップで得た知識や経験を共有してもらおう。」などの回答を得た。

「病院経営次世代リーダー養成塾」では、国立大学病院を取り巻く課題に対応する特別講演及びパネルディスカッションを実施した。参加大学から「現役の病院長の苦労や取組について生の声を聴くことができ、大変参考になった」、「今後は学んだことをアウトプットしていきたい」などの声が寄せられた。

また、ワークショップに参加できなかった事務職員やメディカルスタッフに対しても経営マインドの醸成が図られるよう、関係団体向け地方開催ワークショップを実施した。

令和5年度から新たに開始された「新任病院長懇談会」において、病院長就任予定者が就任に際して必要とする財務・経営に関する知識の習得を支援するため、持続的な病院経営のための資金サイクルと、国の実施する施設整備費補助金、それを補完する機構の施設費貸付事業について情報提供した。病院関係者からの要請に迅速に応えた取組であり、参加者から好評を得た。このように、附属病院の中長期的な経営人材養成機能強化、経営力強化に資する取組を効果的に実施した。

複数の国立大学法人（覚書締結大学）との間で実施している教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクトにおいて、覚書締結大学から学内データの提供を受けて行うモデル開発や機構が有するデータに基づく比較・分析ツールの開発を行った。

覚書締結大学から学内データの提供を受けて行うモデル開発としては、「研究パフォーマンス確認モデル」の開発に取り込んだ。機構が有するデータに基づく比較・分析ツール開発としては、「教育研究活動に対するモニタリング・ツール」及び「財務指標と教育研究情報の連携・分析ツール」の開発に取り組んだ。

これらの取組の成果を活用しつつ「教育研究情報や資源投入に関する情報に基づく大学運営に資する指標の提供」のためのツール開発の試作に取り組んだ。

第4期中期目標期間における取組をまとめた大学経営手法に関する共同プロジェクト報告書を作成し、国立大学法人へ情報提供を行った。また、令和6年3月には、現職の国立大学法人理事や民間企業経営経験者等の外部有識者を含めた成果報告会を開催し、取組成果を報告した。

以上のとおり、従来の取組を着実に実施するのみならず、①国立大学法人関係の取組としては、年度途中に生じた大学等の新たなニーズを的確に把握し、迅速に「国立大学法人の財務経営等に関する取組事例の報告会」における情報提供事項として盛り込み、国立大学法人等の期待に応えた。②国立大学附属病院関係の取組としては、年度途中に生じた病院関係者の新たなニーズを的確に把握し、迅速に「新任病院長懇談会」として新たに情報提供を行い、国立大学病院長会議や国立大学協会の期待に応えた。③加えて、新たな財務指標（常勤教員当たり外部研究費獲得額等）の試算、各国立大学法人における運用可能資産に対する資金運用の実施割合の推計値としての「寄附金債務に対する保有有価証券の比

率」の試算を実施するなど、大学にとって有用な指標の提示に取り組んだ。このように、国立大学法人の財務基盤の一層の強化、国立大学附属病院の人材養成機能の一層の強化に資する時宜に適った取組を行い、当初の目的以上の成果を上げた。

以上のことから年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると判断し、Aとした。

実績・参考データ

②-ア 国立大学法人の財務に係る調査・分析

(1) 国立大学法人の財務

平成16年度の法人化以降、国立大学法人の財務諸表等の財務に関する情報を集計・分析し、その結果を「国立大学法人の財務」としてとりまとめ、毎年度刊行することとしている。

このため、令和5年7月に文部科学省を通じて各国立大学法人の令和4年度に係る財務諸表等のデータを収集し、12月末までに分析を行うために必要なデータの集計を行った。

令和4年度に係る財務諸表等の分析結果のうち、法人別概要財務諸表については、3月に機構の国立大学法人専用ページを通じ各国立大学法人に対して提供した。また、国立大学法人の特性別・規模別の比較や経年推移の分析、政策動向や大学のニーズを反映させた新たな財務指標（常勤教員当たり外部研究費獲得額等）の試算等を加えた確定版である「国立大学法人の財務」を令和6年3月に刊行・提供した。

(2) 国立大学法人の財務等に関する勉強会

令和2年から令和4年にかけてのコロナ禍において、国立大学法人の財務に携わる職員間での情報共有や意見交換の機会が乏しいとの声があったことを受け、各大学の経営課題の共有や多様な観点からの解決方法の模索等の場を提供することで、国立大学法人の財務マネジメント機能の向上に資するよう、令和5年8月、11月に「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を開催した。大規模、中規模、小規模の大学からバランスよくメンバーを選定することとし、勉強会は、合計18人で構成することとした。

第1回では、各大学から大学の財務基盤強化に向けた取組や学内予算配分の見直しといったテーマについて報告があった後、意見交換を実施した。また、各大学の抱える共通の課題として、令和4年度から新たに設けられた勘定科目である減価償却引当特定資産の導入状況や、第4期国立大学法人運営費交付金（教育研究組織改革分、基盤的設備等整備分の要求等）への対応状況、財務会計業務のデジタル化（DX等）について各大学から報告の後、意見交換を実施した。

第2回では、大学における中長期的な財務計画及び財務基盤強化策の策定状況について大学から報告があった後、意見交換を実施した。機構からは、文部科学省の「今後の医学教育の在り方に関する検討会中間取りまとめ」（令和5年9月）を受け、附属病院セグメントの財務情報の一層の開示に関する動向について情報提供した。

(3) 国立大学法人の財務経営等に関する取組事例の報告会

複数の国立大学法人から、各法人における戦略的経営の実現や教育研究機能の一層の向上に資する財務経営に関する様々な取組について情報共有することで、国立大学法人全体における財務マネジメント機能の一層の向上に資することを目的とする「国立大学

I-4 質保証連携

法人の財務経営等に関する取組事例の報告会」を令和6年1月に開催した。

なお、本報告会における発表機関や報告内容は、令和5年8月、11月の「国立大学法人の財務等に関する勉強会」における情報収集や意見交換、及び大学関係者からの機構への要請等を踏まえて、優れた取組の横展開を図ることを企図して設定したものである。具体的には、文部科学省からは、規制緩和と財源多様化を通じた大学の財務基盤強化について、国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の活用促進、長期借入金や債券発行の対象事業の一層の拡大、大学の財務基盤強化の観点からの大学発ベンチャー振興における起業支援体制の整備やアントレプレナーシップ教育の重要性等が説明された。岩手大学からは、自治体から交付を受けた補助金を活用したキャンパス整備、ふるさと納税を活用した自治体との連携等が説明された。東北大学からは、業務のDX推進について、全学的な推進体制の整備の状況、窓口フリー（学内手続のオンライン化）等の取組、データ活用による大学経営高度化の取組等が説明された。神戸大学及び長崎大学からは、業務上の余裕金の運用に係る文部科学大臣の認定の取得手続、国の資金運用認定委員会への対応、委託運用の状況、今後の課題や留意点等が説明された。機構からは、国立大学法人における資金運用の制度と現状について、国立大学法人の資金運用の制度、国立大学法人の財務諸表から見る資金運用の現状、業務上の余裕金の運用に係る文部科学大臣の認定の状況、投資に関する参考情報、私立大学・米国の事例等から成る広範かつ詳細な分析レポートを情報提供した。国立大学法人の財務諸表から見る資金運用の現状のパートでは、試行的な取組ではあるが、各国立大学法人における運用可能資産に対する資金運用の実施割合の推計値として「寄附金債務に対する保有有価証券の比率」を示した。全体として、大規模大学から小規模大学までを視野に入れた財務基盤の強化に資する広範な情報を取り上げたものであり、参加大学の多くから、「他大学の情報や取組を知る機会となり、大変参考になった」、「引き続き各大学の取組について教えていただきたい」などの声が寄せられた。

財務経営等に関する取組事例の報告会において、機構として「国立大学法人における資金運用の制度と現状」を企画するに際して、令和5年12月に業務上の余裕金の運用に係る文部科学大臣の認定状況調査を実施した。

本調査を通じて、国立大学法人82法人のうち、46法人が自家運用に係る認定を取得しており、14法人が委託運用（金銭信託）に係る認定を取得していることを明らかにした。

併せて、大臣認定未取得の法人においては、他法人の資金運用状況（運用金額、債券種別等）の情報や同規模法人の資金運用事例に関するニーズがあることを把握した。

これらの結果を踏まえて、大臣認定未取得の法人のニーズに十分応えられるよう、国立大学法人の財務諸表附属明細書の分析に取り組み、令和6年1月開催の国立大学法人の財務経営等に関する取組事例の報告会における機構の説明「国立大学法人における資金運用の制度と現状」を企画した。

【国立大学法人の財務等に関する勉強会】



【国立大学法人の財務経営等に関する取組事例の報告会】



(4) 病院経営分析検討チーム及び国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方ワーキンググループ

国立大学附属病院における安定的な病院経営に資するよう、病院経営に係る情報の収集・分析・提供等によるソフト面からの支援について、以下に掲げる各種の事業を企画・実行した。

その際、企画会議として、病院事務部長等を構成員とする「病院経営分析検討チーム」及び同チームの下に設置される病院経営企画担当課長等を構成員とする「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方ワーキンググループ」を集合及びウェブ会議のハイブリットで開催した。（チーム会議3回、ワーキンググループ7回）

（国立大学附属病院経営分析ワークショップ）

診療報酬改定や提供する医療サービスの高度化、働き方改革による医師の勤務時間の抑制等、社会経済情勢が変化する中で、国立大学附属病院の事業継続のためには、中長期的視点に立った病院経営の重要性が高まっており、病院経営に関する戦略の企画立案に寄与できる職員の養成が喫緊の課題となっている。

このような課題意識を踏まえ、国立大学附属病院の人材養成に係る支援として、病院事務職員を対象として病院に関する様々なエビデンスに基づく経営分析と中長期の財務計画の立案・実行・チェックを行う能力の習得を図る「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」（令和5年11月21日から22日。全国国立大学病院事務部長会議総務委員会と共催）を集合とウェブ会議のハイブリッドで開催した。

ワークショップには、全体で37大学が参加した。参加人数は、代表参加者（事前課題・会場でのグループワークのいずれにも参加）72名、その他参加者（事前課題に取り組み、成果発表・総括はウェブ会議で傍聴）100名、合計172名であった。このほか、168名の傍聴者があった。

ワークショップ終了後の参加者アンケートにおいては、「グループワークを通して他大学の取組事例等の意見交換ができたことは非常に良かった」、「大学病院の経営について、各大学がどのように取り組んでいるのかを知ることができて、今後、自大学で経営改善に取り組んでいく上での参考となった。」などの意見が得られた。

また、各国立大学病院事務部長へのフォローアップ調査において、「参加者が本ワークショップで得た知識や経験をどのように活用するか」との設問に対し、回答者の82.4%から「参加者から参加者以外へワークショップで得た知識や経験を共有してもらおう。」などの回答を得た。

（病院経営次世代リーダー養成塾）

医師やメディカルスタッフを対象とした「病院経営次世代リーダー養成塾」（令和6年2月。一般社団法人国立大学病院長会議と共催）を開催した。本ワークショップは、次世代の病院執行部を担う人材の育成を目的とし、病院経営に関する基礎的知識及び国立大学病院を取り巻く課題に対応する際に役立つ実践的な知識の習得を支援するものである。参加大学から「現役の病院長の苦労や取組について生の声を聴くことができ、大変参考になった」、「今後は学んだことをアウトプットしていきたい」などの声が寄せられた。

（関係団体向け地方開催ワークショップ）

病院執行部を支える人材の養成を支援するため、全国国立大学放射線技師会が主催する全国的な研修「新任放射線技師長研修会」（令和5年6月、会場：弘前大学）において、新任の放射線技師長を対象として、経営マインドの醸成に資する講義やグループワ

I-4 質保証連携

ークを実施するため、機構が委嘱した委員4名を現地に派遣した。

(新任病院長懇談会)

令和5年度からの新たな取組として、病院関係者からの要請を受け、国立大学病院長会議が主催する「新任病院長懇談会」(令和6年3月、会場：東京大学)において、機構から持続的な病院経営のための資金サイクルと、国の実施する施設整備費補助金、それを補完する機構の施設費貸付事業について情報提供した。本懇談会は、病院長就任予定者が就任に際して必要とする財務・経営に関する知識の習得の支援を目的とするものである。

(国立大学附属病院における決算資料等から見る経営判断の指標等)

国立大学附属病院の経営分析に係る支援として、各病院が自らの財務の安全性、効率性等を把握し経営判断の材料として活用できる指標や病院間比較・分析のためのデータ集(「国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標等」)について、令和6年3月に国立大学附属病院へ提供した。

(CVPシミュレータ(Cost-Volume-Profit: 損益分岐点))

患者数や病床稼働率等のパラメータを変化させることで損益分岐点をシミュレートし、経営改善に必要な数値が算出できる経営分析ツール「CVPシミュレータ(Cost-Volume-Profit: 損益分岐点)」を各大学病院の令和4年度決算情報を基に更新し、令和5年12月に国立大学附属病院へ提供した。

【国立大学附属病院経営分析ワークショップ】



【病院経営次世代リーダー養成塾】



【関係団体向け地方開催ワークショップ】



【国立大学附属病院における決算資料等から見る経営判断の指標等】



②ーイ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報の分析・提供

（１）大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクト

複数の国立大学法人（覚書締結大学）との間で実施している教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクトにおいて、覚書締結大学から学内データの提供を受けて行うモデル開発や機構が有するデータに基づく比較・分析ツール開発を行った。覚書締結大学から学内データの提供を受けて行うモデル開発としては、「研究パフォーマンス確認モデル」の開発に取り込んだ。機構が有するデータに基づく比較・分析ツール開発としては、「教育研究活動に対するモニタリング・ツール」及び「財務指標と教育研究情報の連携・分析ツール」の開発に取り組んだ。

これらの取組の成果を活用しながら「教育研究情報や資源投入に関する情報に基づく大学運営に資する指標の提供」に取り組んだ。

上記の取組を推進していくため、共同プロジェクト推進チーム会議を５回開催し、取組の進捗状況を随時確認するとともに、課題への対応を行った。

令和６年３月に第４期中期目標期間における取組をまとめた大学経営手法に関する共同プロジェクト報告書を作成し、国立大学法人へ情報提供を行った。また、令和６年３月には、現職の国立大学法人理事や民間企業経営経験者等の外部有識者を交えた成果報告会を開催し、これまでの取組の総括を行った。

イー① 覚書締結大学から学内データの提供を受けて行うモデル開発 （研究パフォーマンス確認モデル）

覚書締結大学と連携して「研究パフォーマンス確認モデル」の開発に引き続き取り組んだ。「研究パフォーマンス確認モデル」とは、研究分野ごとにインプット（ヒト・モノ・カネ等の投入資源）とアウトプット（論文数等・外部資金獲得額等の研究成果）を対照させて達成可能なレベルのパフォーマンスを把握し、各年度のパフォーマンスを達成可能なレベルと比較して確認するものである。

具体的には、令和５年７月、１０月に試行用のモデルに基づく分析結果を覚書締結大学に提示し、大学との意見交換を行った。得られた意見を基に、分析結果の評価に係る改善点を洗い出し、モデルのブラッシュアップを図った。

イー② 機構が有するデータに基づく比較・分析ツール開発 （教育研究活動に対するモニタリング・ツール）

機構が保有する大学に関する情報について、大学にとって有用な形でフィードバックしていく場合に参考となるモデルとなることを企図して、教育研究活動に関する複数の指標の状況の年単位でのモニタリングや、大学の強み・弱みの分析を可能とするツールを開発した。

（財務情報と教育研究情報の連携・分析ツール）

さらに、機構が保有する財務情報（国立大学法人の財務）と教育研究情報（大学基本情報）を連携することで、国立大学法人の財務指標等の分析に新たな視点を導入することが可能となるツールを開発した。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

本中期目標期間中における運営費交付金の削減目標の達成に向けて取り組む。

また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

自己評価 B

日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートの運用を行った。大学ポートレート運営会議において、大学ポートレートステークホルダー・ボードの意見や、文部科学省の中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（以下、「審議まとめ」）の提言を踏まえた検討を行った。

参加校数は令和4年度より微増し、大学ポートレートウェブサイトのアクセス数は令和4年度と同等であるものの、国公立全体へのアクセス数は令和4年度から4.1%減少した。

運営費交付金の削減目標達成のため、システム改修事項等の精査を行った。

「国公立大学情報活用サイト」について、情報分析環境の利用を促進するため、大学基本情報分析レポートの大幅な改善を行うとともに、オンラインの説明会を開催した。また、大学基本情報分析レポートの Tableau 版の作成及び公立大学実態調査データを基にした情報分析レポートの作成を行った。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

③-1 大学ポートレートの運用

大学ポートレートは、大学の情報の公表を求める社会的要請等を背景に、データベースを用いた大学の教育情報の公表・活用のための共通枠組みとして構築され、大学団体及び認証評価機関等による自主的かつ自律的な取組として実施されている。平成27年3月に大学の教育情報を公表するウェブサイトを開発後、平成30年10月に国際発信版ウェブサイトの英語版を、令和2年12月には中国語版を開発し、国公立の大学・短期大学の教育情報を国内外に向けて公表している。

運用は、大学団体等の関係者からなる大学ポートレート運営会議において審議された運営方針に基づき、日本私立学校振興・共済事業団と連携して行っている。両者の役割分担については、機構が国公立共通のプラットフォームの提供及び国公立大学の情報の取扱いを、日本私立学校振興・共済事業団が私立大学の情報の取扱いを担当している。

令和6年2月開催の大学ポートレート運営会議では、「審議まとめ」の提言等を踏まえ、中央教育審議会大学分科会「教学マネジメント指針」（令和2年1月）に示された各項目について、国公立大学の情報公表の状況を基に、大学ポートレートウェブサイトでの新たな収集項目及び表示方法に係る方針の検討を行った。

＜ 大学ポートレートの目的 ＞

- ・大学の多様な教育活動の状況を、国内外の様々な者にわかりやすく発信することにより、大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上を図る。
- ・大学が自らの活動状況を把握・分析するために教育情報を活用することにより、エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速、外部評価による質保証システムの強化を図る。
- ・基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、各種調査等への対応に係る大学の負担を軽減することにより、大学運営の効率性の向上を図る。

公表ウェブサイト 国内版 (<https://portraits.niad.ac.jp/>)

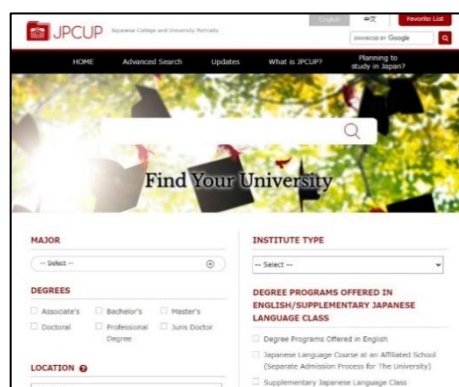


(国公私共通検索画面)

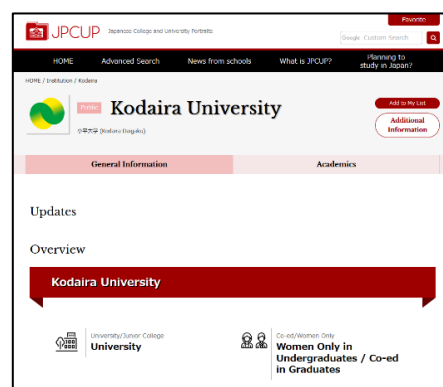


(大学情報の表示画面例)

公表ウェブサイト 国際発信版 (<https://ipcup.niad.ac.jp/>)



(検索画面)



(大学情報の表示画面例)

③-2 大学ポートレートの効果の検証

令和5年度の参加校数及びアクセス数は下表のとおりである。

令和6年1月には「大学ポートレートセンター活動報告2023」を作成し、すべての国立大学、公立大学、公立短期大学、株式会社立大学へ送付した。

大学ポートレートの利用を促進するため、高等学校関係者参加の行事や日本学生支援機構を通じたチラシ配布、文部科学省初等中等教育局のメールマガジンへの寄稿等の広報を

I-4 質保証連携

行った。特に高等学校への周知を目的として、大学ポートレートを利用した授業の事例を紹介するウェブページやチラシを新たに作成した。また、新聞社に対する広報活動を実施し、従来の進学希望者や進路指導関係者だけでなく、広域な周知を図った。

< 参加大学数 >

	参加（全体）		参加（国際発信版）	
	参加校数	参加割合	参加校数	参加割合
国立大学	86校	100.0%	82校	95.3%
公立大学	86校	86.0%	46校	46.0%
公立短期大学	12校	80.0%	2校	13.3%
株式会社立大学	3校	75.0%	2校	50.0%
計	187校	91.2%	132校	64.4%

< アクセス件数の推移 >

	国公立のみのアクセス数	国公立全体へのアクセス数※
令和元年度	1,011,391件	5,181,594件
令和2年度	1,187,246件	5,214,561件
令和3年度	1,508,086件	6,100,873件
令和4年度	1,523,710件	5,208,885件
令和5年度	1,582,233件	4,995,861件

※日本私立学校振興・共済事業団が運用する私学版ページを含む。

< 利用者への意見聴取 >

大学ポートレートが想定するステークホルダー（高等学校関係者等）からの意見又は評価を聴取する場である大学ポートレートステークホルダー・ボードを令和5年12月に開催し、進路指導に関わる高等学校長やPTA、企業関係者等から意見を聴取した。得られた意見は、令和6年2月開催の大学ポートレート運営会議（第20回）において報告した。

③-3 大学ポートレートの運営費交付金削減目標の達成に向けた取組

大学ポートレート事業の財源は国からの運営費交付金及び参加機関から徴収する負担金である。運営費交付金の負担割合を削減するため、システム改修事項の精査等を行い外部事業者へ委託して実施する事項を厳選し、目標を達成した。

③-4 大学ポートレートの利便性向上、機能の改善・充実

大学ポートレート事業開始以降、大学ポートレートの利便性を向上するため、関係団体や大学ポートレートステークホルダー・ボード等からの意見を踏まえて機能改善を随時行っている。令和4年度から公開しているWeb-API（外部のプログラムが直接データを取得できる連携の仕組み）において、令和5年12月に大学基本情報（2023年度）のデータを追加し、より一層の利活用推進を図った。

また、ステークホルダー・ボードからの意見に基づき令和4年度の大学ポートレート運営会議で決定した、国公立版と私学版で統一して認証評価の適合・不適合の結果を表示するなどの改善を、大学ポートレートウェブサイトにおいて反映した。

大学ポートレート国内版のお気に入り一覧表示機能に私立大学を表示するとともに、国
公版共通の検索結果において私立大学のロゴを表示できるようにした。本件については、
大学ポートレート（私学版）を運営している日本私立学校振興・共済事業団と連携の上シ
ステムの改修を進め、令和6年3月末に検証環境で動作確認を行った。

「国公立大学情報活用サイト」においては、BIツールを用いた分析環境の提供を通じた
大学情報の活用支援を行っている。

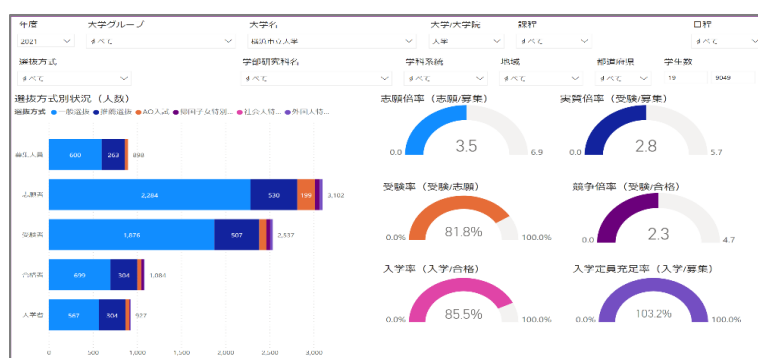
大学基本情報については、令和4年度のリニューアル以降、各種説明会後のアンケート
やメール等で寄せられた利用者の意見を基に大学選択の容易化や最適なグラフの採用等の
改善を行い、令和5年度分のデータを追加した大学基本情報分析レポートを10月に公開し
た。また、オンラインの説明会を11月に開催し、99大学から211人が参加した。アンケー
トでは、本分析レポートについて5段階評価で4.1の評価を得た。さらに、現在公開して
いるPower BI版に加え新規に作成したTableau版の分析レポートを12月に公開した。

公立大学協会からデータの提供を受けて新たに構築した公立大学実態調査分析レポー
トを、大学ポートレートに参加する公立大学に向けて4月に公開した。本レポートの説明会
をオンラインで6月に開催し、48大学から117人が参加した。アンケートでは、本分析レ
ポートについて5段階評価で4.3の評価を得た。さらに、公立大学協会から令和5年度の
データの提供を受け更新した本分析レポートを令和6年3月に公開した。

利用者が自らより柔軟に分析を行えるよう、大学基本情報分析レポート作成に使用した
大学基本情報のデータを11月から希望する大学に提供した。



大学基本情報分析レポート
（出身高校所在地別入学者）



公立大学実態調査分析レポート
（入学志願者、入学者）

④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信や職員の能力向上等に取り組む。

自己評価 B

認証評価機関連絡協議会（3回）及び同ワーキンググループを（3回）開催するとともに、令和5年4月に評価担当職員研修をオンラインにより実施した。研修については、終了後のアンケートにおいておおむね肯定的な評価が得られた。

輪番制により開催した機関別認証評価制度に関する連絡会に参画した。当連絡会は、主催機関を持ち回りで開催しており、前年度までの開催数を踏まえ、参加機関で検討した結果、令和5年度は3回の開催となった。

認証評価機関連絡協議会や機関別認証評価制度に関する連絡会においては、認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整や各機関が実施している評価についての情報交換、各機関が抱える課題の共有を行った。また、同協議会及び同ワーキンググループにおいて、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「審議まとめ（令和4年3月）」への意見等を取りまとめ、令和5年11月に文部科学省へ提出した。

また、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトにおいて、令和5年4月に令和4年度における各認証評価機関の評価結果と評価を受けた大学等の優れた点を取りまとめた資料を公表した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

令和5年4月に認証評価機関連絡協議会主催による「令和5年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修」を初めて2日間にわたって開催した。同研修では、1日目にオンライン形式で初任者向け講演、経験者向け講演及び文部科学省担当者による講演、2日目に対面形式のグループディスカッションを実施した。研修終了後のアンケート結果は以下のとおりであり、参加者からはおおむね肯定的な評価が得られた。

参加者数：117人（事前申込人数）

・アンケート結果、回答率

項 目	（5段階評価の平均値）
研修の必要性	4.47
講演内容の今後の業務への有用度	4.37
研修全体の満足度	4.08
回答率	63.2%

令和5年4月に認証評価機関連絡協議会のウェブサイトにおいて、令和4年度における各認証評価機関の評価結果と評価を受けた大学等の優れた点を取りまとめた資料を公表し、文部科学省記者クラブにプレス発表を行った。

認証評価機関連絡協議会及び同ワーキンググループを開催し、同協議会における今後の検討課題等について意見交換を行い、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「審

議まとめ（令和4年3月）」への意見等を取りまとめて、令和5年11月に文部科学省へ提出した。また、令和6年度評価担当職員研修について、機関別認証評価機関の若手職員による検討グループにおいて研修の企画・立案を行った。

さらに、協議会の下に設置するワーキンググループにおいて、各機関が共通で用いる認証評価共通基礎データ様式について検証を行い、様式を確定後、各機関に提供した。

○ 認証評価機関連絡協議会開催日程：

第1回：令和5年7月3日、第2回：令和5年10月30日、第3回：令和6年3月12日
（すべてウェブ会議）

○ 認証評価機関連絡協議会ワーキンググループ開催日程：

第1回：令和5年6月19日、第2回：令和5年9月7日、第3回：令和6年1月26日
（すべてウェブ会議）

大学基準協会、日本高等教育評価機構、大学・短期大学基準協会及び大学教育質保証・評価センターとの5機関で構成する機関別認証評価制度に関する連絡会に参画した。同連絡会は、主催機関を5機関持ち回りとしており、前年度までの開催数を踏まえ、参加機関で検討した結果、令和5年度は3回の開催となった。

同連絡会においては、認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整や各機関が実施している評価についての情報交換、各機関が抱える課題の共有等を行った。

○ 機関別認証評価制度に関する連絡会開催日程：

第1回：令和5年5月30日、第2回：令和5年9月22日、第3回：令和6年1月17日
（すべてウェブ会議）

(2) 国際連携・活動支援

① 国際的な質保証活動への参画

国際的な質保証ネットワークや、覚書締結機関をはじめとする諸外国の質保証機関との連携・協力を通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・共有を図る。日中韓質保証機関協議会における活動等を通じ、アジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務に取り組む。

自己評価 B

国際会議での発表や国際アンケート調査への協力、個別の協力活動を通じて国際的な質保証ネットワーク及び諸外国の質保証機関との情報交換・連携活動を積極的に行った。

ウェブサイトでの発信、大学質保証フォーラム開催等の各種の取組により、諸外国の質保証動向に関する国内外への情報提供を行った。大学質保証フォーラムについては参加者から好意的な意見が多く寄せられるなど一定の満足度を得ることができた。

文部科学省「大学の世界展開力強化事業」の補助事業者として取り組んでいる国際質保証制度設計業務については、国内の有識者及び関係各国の大学コンソーシアム・質保証機関から専門的・実務的な意見を幅広く収集して共通質保証基準（案）をとりまとめ、本業務を着実に進めた。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

①-1 国際的な質保証ネットワーク及び諸外国の質保証機関との連携

国際的な質保証ネットワークの会合参加、機構と覚書を締結している海外の質保証機関とのミーティングや評価活動への協力等、各種の連携活動を通じて機構を含む日本及び各国の高等教育質保証の取組に関する情報交換を行うとともに相互理解を深め、国際的な連携強化を図った。特に、高等教育質保証機関の国際ネットワーク（INQAAHE）では、日本の質保証の現状等について対面会合及びウェビナーで計3回の発表を行った。また、マレーシアの質保証機関や台湾の公的機関との対面ミーティングでは日本の質保証制度や機構の認証評価について情報提供を行った。

(a) 国際的な質保証ネットワーク関連の主な取組実績

- ・ INQAAHE総会2023での発表（令和5年5月・カザフスタン）
- ・ INQAAHE Talks（ウェビナー）での発表（令和5年9月、10月）
- ・ INQAAHE Second Global Studyアンケート回答（令和5年11月）
- ・ INQAAHE Second Global Studyフォーカスグループミーティング参加（令和6年3月・オンライン）
- ・ INQAAHE・APQNの各会報への機構の取組の投稿

(b) 諸外国の質保証機関等との主な取組実績

- ・ INQAAHE総会2023での各国質保証機関との懇談（令和5年5月・カザフスタン）
- ・ マレーシアMQAとの今後の連携に関する懇談（令和5年6月・東京）
- ・ 台湾高等教育推進プロジェクト事務局への認証評価事業に関する説明（令和5年7

月・東京)

- ・ TEQSA総会2023参加（令和5年11月・オーストラリア）
- ・ 第13回日中学長会議参加（令和5年11月・広島市）
- ・ 米国CHEA・CIQG2024年次会合参加（令和6年1月・米国）



INQAHE2023 総会での発表の様子



台湾高等教育推進プロジェクト事務局来訪

《海外機関等の略語の日本語名称等（出現順）》

INQAHE: 高等教育質保証機関の国際ネットワーク	TEQSA: 高等教育質・基準機構（オーストラリア）
APQN: アジア太平洋質保証ネットワーク	CHEA: 高等教育ア krediyatsiya 協議会（米国）
MQA: マレーシア資格機構	CIQG: CHEA国際質グループ

①-2 諸外国の質保証動向に関する国内外への情報提供

ウェブサイトを通じた国内向け情報提供として、諸外国の質保証機関との連携や個別の情報収集を通じて得た各国の高等教育質保証動向について、日本語で作成した記事の特設サイト「QA UPDATES」に掲載した。

これらの記事を国内の高等教育関係者に広く周知するため、メールマガジン「海外高等教育質保証動向ニュース」を毎月配信した。また、外部の広報誌やメーリングリストに動向記事の新着情報等を定期的に掲載した。

(a) 各国の高等教育質保証動向

- ・ 特設サイト「QA UPDATES」への動向記事等の年間掲載件数：52件

(b) メールマガジン配信

- ・ 配信回数：17回（特別号含む）
- ・ 登録者数：2,596人（令和5年度末時点）



QA UPDATES ウェブサイト トップページ

令和5年9月に大学質保証フォーラム「高等教育情報のデータ・サイエンス：データ基盤の構築とその活用に向けて」を評価事業部国際課と研究開発部が協働して開催した。海外（米国・英国）及び国内の登壇者が東京の会場に参集し、オンラインで配信した。入念な準備と幅広い周知活動により、国内外から435人の参加（視聴）があった。参加者アンケートでは、「とても良かった」又は「良かった」との回答が71.7%（※）となり、「海外と日本の状況やデータに対する考え方を知ることができた」、「パネルディスカッションの論点がまとまっていて有意義だった」といった好意的な意見が多く寄せられた。

（※）満足度は5段階で調査。回答数159件。

I-4 質保証連携

また、フォーラムの翌日には対面の公開研究会を開催した。機構内外から 32 名が参加し、米国・英国のデータ基盤の詳細について理解を深めた。



大学質保証フォーラム



公開研究会

①-3 国際質保証制度設計業務

文部科学省「大学の世界展開力強化事業（国際質保証制度設計業務）」の補助事業者として、アジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務に取り組み、様々な関係者との協議等を経て共通質保証基準（案）をとりまとめた。

具体的には、本制度設計の中心となる共通質保証基準の素案に対して専門的・実務的な観点から広く意見を得るため、令和 5 年 5 月・12 月に「国際質保証制度設計に関する有識者会議」を開催するとともに、同年 7～9 月に「キャンパス・アジア」採択大学コンソーシアム（20 件）を対象にオンラインアンケート調査を実施した。収集した意見は基準の内容精査に活用し、基準（案）としてとりまとめた。また、国際的な共同教育プログラムの実態把握のための採択大学コンソーシアムに対する聞き取り調査に向けた準備を進めた。これらの取組について、韓国の質保証機関である韓国大学教育協議会（KCUE）と実務者会議を通じて協議するとともに、中国の質保証機関である中国教育部教育質評価センター（EQEA）と随時情報提供を図った。



韓国 KCUE との実務者会議

② 資格の承認に関する調査及び情報提供

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）及び世界規約に基づき、我が国における国内情報センター（NIC）として設置した「高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）」の活動を推進し、我が国の学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資するため、国内外の高等教育制度等に関する調査及び情報提供並びに海外のNIC等との連携を行う。

自己評価 B

ウェブサイト発信、国際会議での発表、セミナーシリーズの開催等により、高等教育の資格の承認に関する諸規約に基づく日本の国内情報センター（NIC）として不可欠な国内外の高等教育制度等の情報提供を着実に実施した。

また、アジア太平洋国内情報センターネットワーク（APNNIC）の諸活動を通じて国際的な資格承認に関する議論に積極的に参画するとともに、海外のNICとの個別のミーティング等によりNIC間の連携を深めた。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

②-1 日本の高等教育制度等に関する調査・情報提供

高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）ウェブサイトに掲載している日本の高等教育機関（大学・高等専門学校・専門学校・省庁大学校）の一覧について、最新版を掲載するとともに、次年度の掲載に向けて関係の高等教育機関や公的機関への調査・情報収集を実施した。

海外のNIC等から寄せられる日本の教育制度・高等教育資格に関する問合せについては、必要な調査を行い随時回答した。

また、海外のNIC等主催セミナーでの発表やアジア太平洋地域のNICネットワーク会合への参加を通じて、日本の教育制度等に関する国際発信を行った。



NIC-Japan ウェブサイト
高等教育機関検索画面

<主な講演・発表実績>

- ・ 韓国 KARIC 主催 2023 国際フォーラムでの発表（令和 5 年 4 月・オンライン）
- ・ 2023TAICEP 会合での発表（令和 5 年 10 月・米国）
- ・ 第 3 回 APNNIC 会合での日本の教育制度等に関する発信（令和 5 年 11 月・タイ）

《海外機関等の略語の日本語名称等（出現順）》

KARIC：韓国高等教育情報センター

APNNIC：アジア太平洋国内情報センターネットワーク

TAICEP：国際資格評価者協会

I-4 質保証連携

②-2 外国の高等教育制度等に関する情報収集・提供

関係各国の NIC 等のウェブサイトや国際会議への参加を通じて、外国の教育制度・高等教育資格等に関する最新動向を収集し、NIC-Japan ウェブサイトを通じて国内の高等教育関係者に提供した。特に、「高等教育の資格の承認に関する世界規約」が令和 5 年 3 月に発効したことを受け、世界規約締約国の教育制度や高等教育機関一覧のリンク集を国別に整備した。また、中国の高等教育制度等を網羅的にまとめた「中国の高等教育・質保証システムの概要（第 2 版）」を令和 6 年 3 月に刊行した。

主に国内の高等教育関係者から寄せられる外国の教育制度・高等教育資格に関する問合せについては、必要な調査を行い随時回答した。

また、国内の高等教育関係者を主な対象とした NIC-Japan セミナーシリーズとして、中国及びマレーシアの各教育制度・高等教育資格をテーマに計 2 回オンラインで開催した。

(a) NIC ウェブサイト国・地域別リンク集

	掲載国・地域数		掲載国・地域数
アジア	11	欧州	18
大洋州	3	中東	4
北米	1	アフリカ	4
中南米	3	計	44

(b) 主な国際セミナー参加実績

- ・ ユネスコ・韓国教育開発院共催アジア太平洋地域政策セミナー2023（令和 5 年 10 月・オンライン）
- ・ 英国 UK ENIC2023 年次会合（令和 5 年 12 月・英国）
- ・ 欧州 ACA 主催セミナー（令和 6 年 1 月・ベルギー）

(c) NIC-Japan セミナーシリーズ開催実績

- ・ 「中国の高等教育における学歴と学位—多様な学士・修士・博士への途」（令和 5 年 10 月／参加者数 147 人）
- ・ 「マレーシアの教育制度・高等教育資格」（令和 5 年 11 月／参加者数 167 人）



「中国の高等教育・質保証システムの概要（第 2 版）」



NIC-Japan セミナーシリーズ（中国）

《海外機関等の略語の日本語名称等（出現順）》

UK ENIC：英国国内情報センター

ACA：学術協力協会

②-3 海外のNIC等との連携

日本のNICとして加盟しているアジア太平洋国内情報センターネットワーク（APNNIC）については、令和5年11月にタイで開催された第3回会合に参加し、アジア太平洋地域の資格承認を巡る議論に参画した。また、同年12月以降はAPNNICの第一副議長として議長団会合に出席し、APNNICの将来計画について協議を行った。

このほか、韓国KARIC主催国際オンラインフォーラムでの発表、ニュージーランド及び中国の各NICとの対面ミーティング等により、海外のNICとの連携を深めた。

<主な連携活動実績>

- ・ 韓国KARIC主催2023国際フォーラムでの発表（令和5年4月・オンライン）
- ・ RecoASIA^(※)プロジェクト参加（令和5年4～10月）
^(※) RecoASIA：アジア圏の資格承認に関する協力関係の促進を目的として、欧州及びアジア数か国の教育省、NIC及び高等教育機関が参加するプロジェクト。「Reco」はRecognition（承認）を意味する。
- ・ ニュージーランドNZQAとのミーティング（令和5年10月・東京）
- ・ 中国CSSDとのミーティング（令和5年10月・東京）
- ・ 第5回東京規約締約国委員会会合・第3回APNNIC会合参加（令和5年11月・タイ）
- ・ 東京規約議長団会合参加（令和6年2月・オンライン）



中国CSSDとのミーティング



第5回東京規約締約国委員会会合・
第3回APNNIC会合

《海外機関等の略語の日本語名称等（出現順）》

KARIC：韓国高等教育情報センター

CSSD：教育部学生サービス・発展センター（中国）

NZQA：ニュージーランド資格庁

②-4 NIC-Japanの周知活動・ウェブサイト運営

国内外へのNIC-Japanの周知活動について、日本学生支援機構（JASSO）主催の日本留学フェア（アジア各国及びオンライン）や外国人学生のための進学説明会でのNIC-Japan紹介スライドの提供等、様々な機会を活用して実施した。

NIC-Japanウェブサイトについては、上記の国内外の高等教育制度等に関する情報のほか、セミナーシリーズの講演資料、活動ニュース等の各種情報を随時掲載・更新した。



NIC-Japanウェブサイト

I - 5 調査研究

<年度計画>

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤強化支援の基礎となる調査研究を行う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を継続して行う。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤強化支援の基礎となる調査研究を行う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を継続して行う。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

自己評価 B

計画に沿った調査研究活動を行い、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的に意義のある成果を学術論文等によって公表した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤強化支援の基礎となる調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して、認定制度と研修制度に関する基礎研究を行った。

【国立大学法人の財務情報と非財務情報の統合的な活用方法に関する調査研究】

財務データと非財務データを関連づけ、教育及び研究のパフォーマンスを定期的に確認するモデルの開発を進めた。研究のパフォーマンスについては、この取り組みに参加している2大学から更新用データの提供を受け、モデルのデータをアップデートし、分析方法を改善した試行的なアウトプットを作成した。このアウトプットについては、大学側の内

I-5 調査研究

部意思決定に役立つ解釈を付し、大学側の実態に照らして検証した。そして、この取り組みへの参加の裾野を広げるため、国立工業大学学長懇談会でこれまでの成果等について説明した際に情報提供を行った。

また、機構に蓄積されたデータを用いて、教育、研究のパフォーマンスを設置者、専攻分野が共通する学部・研究科等の間で相互比較する仕組みの開発にも継続して取り組んだ。そして、この仕組みの利用者が個々の目的に合わせて柔軟な活用ができるように、Web上でBIツール化を図った。

さらに、国立大学の財務分析指標と教育、研究関連指標の相関・因果関係を確認するデータサイエンス的な研究も継続して実施した。

上記の一連の取り組みは、質保証連携における「国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援」のうち「国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報の分析・提供」とも密接に関連するものであり、大学連携・支援部と研究開発部との連携のもとに実施された。令和5年度までの成果について報告書にまとめ刊行するとともに、報告会にて報告を行った。

【国立大学法人を主対象としたガバナンスとマネジメントに関する調査研究】

令和3・4年度に、大学内部での目標・計画管理、評価システム、予算制度の実態把握を目的として、研究開発部の「質保証に係る国内外の連携に関する調査研究」と共同でインタビュー調査及びアンケート調査を実施した。続く令和5年度については、文部科学省の財務分析上の分類でGグループに属する国立総合大学25校に対して、令和3・4年度と同趣旨の内容を設問とするアンケート調査を実施した（回答：24校）。なお、令和4年度の調査の成果については、令和5年度中に国内学会で報告し、論文を学術誌に発表した。また、令和5年度の調査の成果については、集計結果を報告書に掲載した。

国立大学法人会計基準の改訂動向について継続的に研究を進めた。具体的には、大学連携・支援部と研究開発部の連携のもとで実施する『国立大学法人の財務』刊行事業において、会計基準改訂の影響を確認し、対応した。これらの調査・研究及び検討の結果は、令和5年度版の『国立大学法人の財務』に反映した。また、第1～3期中期目標期間における国立大学法人の貸借対照表の変化について、大学の類型別に比較分析した研究成果を国内学会で報告した。続いて、同期間の損益計算書の変化についても論文にまとめ、報告書にテーマ別論考の1つとして掲載した。さらに法人化以降の国立大学の制度・会計・財務状況に関する論点と変遷を論文として学術誌に発表した。

機構内外の有識者を招いて「大学改革支援研究会」を令和5年度内に7回開催し、本調査研究の遂行に役立つ知見を継続的に収集した。この研究会の講演録と本調査研究のテーマ別論考、及び上記の国立総合大学を対象とした令和5年度のアンケート調査の集計結果を掲載した報告書を刊行した。

そのほか、上記の一連の取り組みに関連して、高等教育関係のセミナーで報告を行った。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行った。

【我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討】

評価事業部評価企画課国立大学評価室と研究開発部が協働し、国立大学法人評価の中期目標の達成状況の評価及び、現況分析に資する分野別教育研究基準の策定、評価支援のためのデータ・指標の可視化のための分析を行った。令和4年度に実施した評価に係る具体的な事例の蓄積を行い分析を加え、分析結果は、国立大学教育研究評価委員会、委員会WGにおける第4期国立大学法人評価の評価方法の設計に反映された。

また、評価支援のためのデータベースの活用状況について米国にて調査を行った。

【過去の認証評価結果の総括的な分析に基づく認証評価システムの新しい枠組みの検討】

評価事業部評価支援課と研究開発部が協働し、大学機関別認証評価について、内部質保証を始めとした研究教育活動等の評価に係る具体的な事例の蓄積を行い分析を加えた。これらの結果は令和5年度以降の第3巡目の認証評価の実施及び第4巡目の認証評価の設計に活用された。

大学機関別認証評価を実施する3機関の1、2巡目の評価結果報告書の文書構造の分析及び各機関の基準の異同を調査、分析し、3評価機関の評価結果報告書ファイルの構造化変換作業を進めた。

以上の調査、分析の成果は、認証評価機関連絡協議会主催の職員研修会、各種認証評価の説明会・研修会及び評価担当者研修会等で活用された。

【多様なメディアを用いた教育の質保証に関する研究】

令和4年度に作成した「法科大学院におけるメディア授業の展開におけるアンケート調査報告書」において検討された、オンデマンド型授業に関する具体的な指針等を含めた、いわゆるメディア告示に関する法令適合性について、評価事業部評価支援課と研究開発部が協働し、令和5年度に実施された4巡目の法科大学院認証評価11対象校に対し、各大学の取組状況の実態を調査した。

【機構が実施する国立大学法人評価の検証】

評価事業部評価企画課国立大学評価室と研究開発部が協働し、法人及び評価者を対象とした第3期国立大学法人評価の検証アンケートの作成と実施を行い、分析を通じて評価の適切性の検証を行った。

また、第1期から第3期までのアンケートに対する法人の回答の経年的な推移についても統計的な比較分析を行った。

以上の分析結果は、評価に関する検証WGの資料として用いられ、第4期国立大学法人評価の評価方法の設計へ向けた資料として活用するとともに、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価」に関する検証結果報告書として公表し、経年的な分析の結果は学会発表等において公表した。

【機構が実施する認証評価の有効性に関する調査研究】

評価事業部評価企画課、及び評価支援課と研究開発部が協働し、令和4年度に実施した認証評価への意見聴取のアンケート調査を、大学機関別認証評価（対象校16校）、高等専門学校機関別認証評価（対象校2校）、法科大学院認証評価（対象校5校）及び各評価者を対象として遂行し、その回答傾向を分析するとともに、意見聴取における自由回答として寄せられた意見に対する対応状況を確認し、迅速な業務改善への資料とした。

【評価結果の検証に基づく「評価疲れ」の解明】

令和4年度に作成した内容的妥当性に配慮した「評価疲れ」測定尺度の結果を用いて評

I-5 調査研究

価疲れについての概念整理を行うとともに、尺度の構成概念妥当性と再検査信頼性を検証するための実験を行った。699名の一般の評価に関連する職業従事者を対象として、ストレス尺度、社会的不安測定尺度等も含めて評定実験を実施した結果、十分な構成概念妥当性と再検査信頼性が確認された。また、大学評価コンソーシアムの協力により、大学評価担当者を対象に「評価疲れ」測定尺度を用いて調査を行い、大学評価の現場の評価疲れの特性について分析を行った。

非言語情報に基づく評価疲れの測定手法の開発として、評価の面談時における顔表情の動作解析を行った。令和4年度に分析した個別面接のデータに加え、集団での面接実験データを対象として分析した結果、被評価者の特定の表情と面接者の評定値に相関が見られた。さらに、就職活動を想定した面接評価の実験を追加実施し、発話内容等との関連を含めた分析を行うことで、結果の信頼性を検証した。

以上の実験結果の解釈のため、「評価結果の検証に基づく『評価疲れ』の解明」研究会を外部委員を委嘱して組織し、大学のIR室等の現場における状況との関連を中心に議論を行った。これらの成果は、文部科学省科学技術・学術政策局主催の研究開発評価人材育成研修、機構が主催する研究報告会、関連学会のシンポジウム等の発表、論文等を通じて広く公表した。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施した。

【質保証に係る人材育成プログラムの開発】

高等教育と職業教育の接続を容易にするために短期の学修履歴を証明するマイクロクレデンシャルの動向及びその質保証と資格枠組みに関して、外部委員3人とオブザーバー2人を含む「横断的質保証研究会」において2か月に1回のペースでウェブ会議で議論した。また、この研究会での検討をもとに、評価事業部評価企画課と研究開発部が協働し、高等教育機関教職員向けの「質保証人材育成セミナー」を年3回、オンラインで開催した。特に第3回は外部委員の協力のもと、労働政策研究・研修機構（JILPT）との共同開催として行った。

研究会での議論の成果として、教育資格枠組みの試案を質保証ポータルサイトに掲載した。また、研究会内外で有識者と情報交換を行い、マイクロクレデンシャルや学位の電子証明サービスを提供するために必要なデータフレームワークについて検討した。

これらの内容について、国内学会で発表し、学術誌に論文を発表した。また、研究会での調査内容をまとめた報告書作成に着手した。

【国際共同プログラムの質保証に関する研究】

キャンパス・アジアのプログラムに対するモニタリングの実績を踏まえ、アジア全域の大学間交流の質保証に寄与するために国際共同プログラムの質保証に関する調査研究を評価事業部国際課と研究開発部との協働で遂行した。中国及び韓国の質保証機関との連携の上で質保証共同基準を開発するため、基準の骨子を作成してキャンパス・アジア傘下のコンソーシアムを対象としたコメントの収集を完了し、基準の調整を遂行した。この基準を用いた、試行的評価に相当する聞き取り調査の準備を日本側の有識者会議のメンバーを中

心に行った。併せて韓国の質保証機関と合同で基準の内容の確認と修正を行い、また同様の作業を中国の質保証機関を交えて行う準備を整えた。

【大学の国際展開と各国高等教育機関の質保証システムに関する研究】

ドイツ、豪州、米国、台湾等の高等教育システムにおける質保証の実態と新たな方式に関する調査・分析を目的として、諸外国におけるセルフアクレディテーション等の実態について国際的な事例の比較検討を行った。その成果について執筆した論文が学術誌に掲載された。また、ニュージーランド資格庁（New Zealand Qualifications Authority: NZQA）の最高責任者（Chief Executive）の来訪に際し、日本の高等教育の認証評価制度について説明するとともに、ニュージーランドの質保証制度に関して情報交流を行った。

【高等教育におけるNPMのあり方の国際比較に関する研究】

日本の高等教育におけるNPM（New Public Management）のあり方を調査するため、研究開発部の「大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究」と共同で、令和5年度に財務分析上の国立大学分類でGグループに属する24校の国立大学法人にアンケート調査を行った。関連して、ドイツにおける大学統御の制度について共著書を刊行し、ドイツにおける大学の合議的経営体に関する論考を報告書にて発表した。さらに、国内学会の公開セミナーでドイツにおける研究費ファンディングについて発表した。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を継続して行った。

【質保証に係る情報の分析方法に関する調査研究】

機構が保有する財務情報（国立大学法人の財務）と教育研究情報（大学基本情報）を連携することで、国立大学法人の財務指標等の分析に新たな視点を導入することが可能となる対話型可視化ツールの改良を継続的に行った。国立大学の財務諸表及び財務指標、各種の研究教育情報についてのデータ分析方法の検討として、相関性の検討、多変量解析（大規模主成分分析における固有値分布及び近似評価の考察）、指標選択・生成方法等を、データサイエンス的な手法に基づいて行い、成果の一部を国内学会及び国際会議において継続的に発表した。

機構が保有する大学に関する情報について、大学にとって有用な形でフィードバックしていく場合に参考となるモデルとなることを企図して、教育研究活動に関する複数の指標の状況の年単位でのモニタリングや、大学の強み・弱みの分析を可能とするツールを開発した。教育、研究の指標を専攻分野等が共通する学部・研究科等の間で柔軟に相互比較をするWeb上でのBIツールの改良を継続的に行った。

以上の一連の取り組みは、研究開発部の「大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究」及び質保証連携における「国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援」のうち「国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報の分析・提供」とも密接に関連するものであり、大学連携・支援部と研究開発部との連携のもとで実施された。令和5年度までの研究開発の成果を報告書にまとめて刊行した。

高等教育に係る文書情報の分析に関する研究として、これまで分析手法として検討してきた深層学習（Character-Level CNN）の特性をさらに検討した。研究成果を国際学会誌

I-5 調査研究

に発表した。

これまで開発してきた大学の教育研究や財務等の情報活用と公開に係るWeb API機能のさらなる検討と開発を行った。

【質保証に係る情報の利用環境に関する調査研究】

これまで開発してきた国立大学教育研究評価に係るシステム（文書管理システム等）の再構築の検討を行った。国立大学法人評価の第4期データ分析集の見直しについて検討を行い、国立大学法人評価のための基本データシステムの開発の検討を評価事業部評価企画課国立大学評価室と研究開発部が協働して実施した。

大学ポートレート運用・保守業務について仕様策定等を評価事業部評価企画課と研究開発部が協働して実施した。

【大学改革支援情報基盤の構築】

大学評価、大学ポートレート、及び質保証連携の各事業において、大学から提供を受けた様々な資料・データを、評価や支援のための基礎的な情報として活用できる情報基盤を構築することを目的に、事業で利用されている情報基盤の分析と新たな情報基盤の構築に向けた検討を進めた。現行の情報基盤の分析をもとに、新たな情報基盤において取り扱うべき情報アーキテクチャを示し、現行のデータ収集・管理における問題点と解決方法を検討した。情報の表示のあり方についてプロトタイピングを通じた検討を行った。加えて、先導的な海外の事例（英国Jisc等の情報基盤）について訪問調査を行った。これらの活動は、令和5年度の大学質保証フォーラムのテーマ「高等教育情報のデータ・サイエンス：データ基盤の構築とその活用に向けて」の設定と海外関係機関からの講演者招へいによるフォーラム開催（令和5年9月）に繋がり、その後の事業システムの構築に対する助言に活かされた。また、情報の統合の問題を取り上げ、技術的な解決方法を検討した。これらの活動は、研究開発部と大学ポートレートセンター事務室との協働において基礎となる知見であり、職員との対話を通して影響を与えることができた。そして、公立大学実態調査データのBIツール化について、職員と共に対外発表することにつながった。情報の統合の問題については、継続的にデータベース分野における新たな方法の提案と機構における次期中期目標・中期計画の事業内容を勘案して技術的な解決方法の検討を進めた。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。

大学評価、学位、及びマネジメントを軸にした大学改革に関する査読付きの学術誌『大学改革・学位研究』第25号を令和6年3月に刊行した。本号には招待論文1編、論文2編を収録した。『大学改革・学位研究』は、オンライン雑誌としてウェブサイト「大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ」及び科学技術振興機構の「J-STAGE」上で刊行し、また冊子体を関係高等教育機関等に配付して、研究成果の提供・公表を行った。

各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用して公表したほか、機構ウェブサイト等による研究成果の公表を行った。

○ 学術誌「大学改革・学位研究」

<https://www.niad.ac.jp/publication/tyousa/gakujutsushi.html>



【機構の事業への成果の活用】

○事業への成果の移転（事業実施・検証資料等）

大学改革支援・学位授与機構（2024）『大学経営手法に関する共同プロジェクト報告書』，令和6年1月．

大学改革支援・学位授与機構（2024）『国立大学法人の財務 令和5年度版』，令和6年3月．

日本の教育資格枠組み(試案)の「大学質保証ポータル」サイトへの掲載及び更新，令和5年6月23日，8月21日．

国立大学法人評価における業務システムの検討と開発として、現況分析基本データシステムの設計開発（事業担当部課と協働実施）

○事業関連説明会等における情報提供

令和5年度に実施する大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に関する大学別研修，令和5年5月，6月，計3回，ウェブ利用会議．

令和6年度に実施する大学機関別認証評価等に関する説明会，令和5年6月，ウェブ利用会議，資料掲載による説明会．

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigaku_kanren/entry-5025.html

令和6年度に実施する大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に関する大学別研修，令和6年2月，3月，計8回，ウェブ利用会議．

令和5年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する学校別研修，令和5年5月～6月，計3回，ウェブ利用会議．

令和6年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会，令和5年8月，ウェブ利用会議．

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_kanren/entry-5136.html

令和7年度以降に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する説明会，令和5年10月，ウェブ利用会議

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_kanren/entry-5151.html

令和6年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する学校別研修，令和6年3月，計4回，ウェブ利用会議．

I-5 調査研究

令和5年度に実施する法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する大学別研修，令和5年4～6月，計7回，ウェブ利用会議。

令和6年度に実施する法科大学院認証評価に関する大学別説明会，令和5年6月6日，ウェブ利用会議。

令和6年度に実施する法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する大学別研修，令和6年2月16日，ウェブ利用会議。

国立大学法人等評価実務担当者説明会，令和6年3月1日，学術総合センター，令和6年3月8日，梅田スカイビル，計2回，ハイブリッド会議。

○事業協働研究会・研修会等

大学改革支援研究会，令和5年6, 8, 9, 11, 12月，令和6年1, 2月，オンライン開催又はハイブリッド開催。

大学経営手法に関する共同プロジェクト報告会，令和6年3月1日，ハイブリッド開催。

水田健輔「研究パフォーマンス確認モデルについて」

水田健輔・市村賢士郎・井田正明「教育研究活動に対するモニタリング・ツールについて」

井田正明「財務情報と教育研究情報の連携・分析ツールについて」

大学改革支援・学位授与機構研究開発部研究会

市村賢士郎「演劇体験への没入と将棋の熟達がマインドリーディングに及ぼす影響」，令和5年7月11日，オンライン開催。

大学改革支援・学位授与機構研究開発部研究会

渋井進「認証評価・法人評価の検証における客観性の追求」，令和5年6月13日，オンライン開催。

寫田敏行「大学の現場から考える評価、IR、内部質保証」令和5年12月12日，オンライン開催。

大学改革支援・学位授与機構調査研究成果報告会

蔵川圭「大学改革支援情報基盤の構築」，令和6年2月14日，小平本館。

渋井進「評価結果の検証に基づく「評価疲れ」の解明」，令和6年2月15日，小平本館。

令和5年度大学等の質保証人材育成セミナー「高等教育と生涯学習を横断する質保証」

第1回「大学を生涯学習の拠点とするには：地域連携と教育機関連携の実践例から」，令和5年9月13日，オンライン開催。

第2回「生涯学習の蓄積と可視化：東アジアでの取り組みから」，令和5年12月6日，オンライン開催。

森利枝「韓国における単位銀行の展開」

李 敏「中国におけるリカレント教育の新しい展開：資格枠組みと単位銀行制の試み」

第3回「キャリア形成に寄与する学び直し・リカレント教育」，令和6年3月19日，オンライン開催，労働政策研究・研修機構と共同開催。

横断的質保証研究会，令和5年5, 6, 7, 9, 12, 令和6年2月，オンライン開催。

令和5年度大学質保証フォーラム「高等教育情報のデータ・サイエンス：データ基盤の構築とその活用に向けて」，令和5年9月26日，オンライン開催。

蔵川圭「大学改革支援情報基盤の諸相」

大学ポートレートセンター「大学ポートレートの課題解決に向けた米英事例研究会」，令和5年9月27日。

【社会への成果の提供】

○研究会・研修会等

評価結果の検証に基づく「評価疲れ」の解明研究会，令和5年8月21日，令和6年2月26日，竹橋

オフィス.

大学改革支援・学位授与機構研究報告会「これからの大学評価と学位授与に向けて」令和6年3月15日、竹橋オフィス.

「『評価疲れ』を超えて— これからの大学評価について考える」

渋井進「趣旨説明 なぜ今『評価疲れ』か」

市村賢士郎「『評価疲れ』測定尺度の開発」

「大学国際化評価に関する意見交換」, 野田文香「大学の国際化評価に関する国内外の取組」, 文部科学省, 令和6年1月31日.

○一般向け手引書・講演等

水田健輔 (2023) 「大学経営手法に関する共同プロジェクト 研究パフォーマンス確認モデルのご紹介」 (質疑応答対応), 第58回国立工業大学長懇談会, 2023年10月20日, 北海道登別市.

水田健輔 (2023) 「国立大学の財務基盤と教育研究活動: 現状と課題」, 令和5年度IDE大学セミナー, IDE大学協会東北支部/東北大学高度教養教育・学生支援機構主催, 2023年11月20日, ハイブリッド開催.

渋井進 (2023) 「大学と評価疲れ」, 学生団体GEIL勉強会, 2023年7月7日, 代々木オリンピックセンター.

寫田敏行 (2024) 「研究者等の業績評価、研究開発機関等の評価」, 文部科学省科学技術・学術政策局 研究開発評価人材育成研修, 2024年2月26日, 文部科学省.

寫田敏行 (2024) 「教育の内部質保証のためのカリキュラム・マネジメント」, 茨城県立医療大学FD/SD研修会, 2024年3月4日, 茨城県立医療大学.

寫田敏行 (2024) 「教学マネジメントをどのようにIRで支えるか」, 嘉悦大学・北陸大学合同IRシンポジウム, 2024年3月7日, 嘉悦大学及びオンライン開催.

寫田敏行 (2024) 「教育の内部質保証を実質化させるための取組について」, 大学コンソーシアムひょうご神戸内部質保証システムの実質化セミナー, 2024年3月11日, 甲南大学及びオンライン開催.

SAKAGUCHI Kikue (2023) “How to utilize digitalized credentials of learning for the visualization of lifelong learning history?”, Asia-Pacific MOOC Conference 2023, November 2, 2023, Tokyo.

野田文香 (2023) 「マイクロレデンシャルと質保証」, アカデミックリンク/ALPSセミナー, 2023年12月8日, 千葉大学.

蔵川圭 (2023) 「大学ポートレートにおける教育情報の活用—公立大学実態調査データの分析レポート」, 一般社団法人公立大学協会 令和5年度事務局長等連絡協議会, 2023年11月24日, 東京グランドホテル (招待講演, 大学ポートレートセンター職員と共同発表).

蔵川圭 (2023) 「大学ポートレートにおける教育情報の活用—公立大学実態調査データの分析レポート」, 一般社団法人公立大学協会 令和5年度第2回公立大学学長研修会, 2023年10月27日, 横浜ベイホテル東急 (招待講演, 大学ポートレートセンター職員と共同発表).

【調査研究の成果の公表】

○学術論文等

水田健輔 (2024) 「国立総合大学の内部資源配分に関する現状調査の結果と総括」, 『大学論集』, 57, pp.35-51.

水田健輔 (2024) 「国立大学法人の制度・会計・財務状況に関する論点と変遷」, 『同志社商学』, 75(5), pp.57-93.

水田健輔 (2024) 「書評: 島一則著『国立大学システム 機能と財政』」, 『大学論集』, 57,

I - 5 調査研究

pp.76-78.

Yuko Takahama, Kazumasa Mori, Susumu Shibui, and Tomoko Oe (2024) “Developing Global Leadership Skills in Japanese Youth: Insights from Self-Evaluation in Mock Job Interviews for University Students”, 『経営論集』, 10 (7), pp.1-9.

川口昭彦, 竹中亨 (2023) 『高等教育に求められるマネジメント・ディベロップメント』, ぎょうせい.

村澤昌崇, 野田文香, 樊怡舟(2023)「高等教育の質保証制度と統計教育－英米の事例から」, 『Estrela』, 356, pp.19-24.

竹中亨 (2024)「ドイツの大学評議会－大学経営における合議体の役割」, 『大学改革支援に関する調査研究 2023年度プロジェクト報告書』, 大学改革支援・学位授与機構, pp.189-199.

野田文香, 森利枝, 竹中亨 (2024)「高等教育機関の内部質保証メカニズムとしてのセルフ・アクレディテーション機能－豪州・ドイツ・台湾の比較分析から－」, 『大学改革・学位研究』, 25, pp.35-49.

野田文香 (2024)「米国高等教育におけるマイクロレデンシャルの展開－リスクリング・アップスキリング機能としての新たな役割と課題－」, 『大学論集』, 57, pp.97-119.

Masaaki Ida (2023) “Eigenvalues of Correlation Analysis for Higher Education Institutional Data”, 2023 Sixth International Symposium on Computer, Consumer and Control, pp.202-205.

Masaaki Ida (2023) “Discrimination of Signals from Eigenvalue Distribution of Large Covariance Matrix”, The 24th International Symposium on Advanced Intelligent Systems, pp.123-126.

Masaaki Ida (2023) “Eigenvalue Distribution of Large Matrices with Randomness for Principal Component Analysis”, Proceedings of the 20th World Congress of the International Fuzzy Systems Association, pp.441-445

Kazuteru Miyazaki and Hitomi Miyazaki (2023) “Suppression of Negative Tweets using Reinforcement Learning Systems in a Multi-Agent Environment”, 2023 Annual International Conference on Brain-Inspired Cognitive Architectures for Artificial Intelligence, the 14th Annual Meeting of the BICA Society (BICA*AI 2023).

Masaaki Ida (2024) “Discrimination of Signals from Large Covariance Matrix for Pattern Recognition”, Proceedings of the 13th International Conference on Pattern Recognition Applications and Methods, pp.866-871.

Kazuteru Miyazaki and Hitomi Miyazaki (2024) “Suppression of negative tweets using reinforcement learning systems”, Cognitive Systems Research, Vol.84. <https://doi.org/10.1016/j.cogsys.2023.101207>

井田正明 (2024)「モニタリングデータの対話型可視化 (BIツール)」, 『大学経営手法に関する共同プロジェクト報告書』, 大学改革支援・学位授与機構, pp.72-78, 「財務情報と教育研究情報の連携・分析ツール」, 同報告書, pp.81-112.

井田正明 (2024)「国立大学法人の財務情報の分析方法の検討－分析システム開発のための Web APIの開発と改良－」, 『大学改革支援に関する調査研究 2023年度プロジェクト報告書』, 大学改革支援・学位授与機構, pp.200-210.

○学会発表等

水田健輔, 竹中亨, 佐藤亨 (2023)「国立総合大学における内部資源配分の現状と考察」, 日本高等教育学会第26回大会, 2023年6月10日, 千葉大学.

水田健輔 (2023)「国立大学法人の財務状況の推移について－法人特性別にみた貸借対照表の

- 経年分析」，国際公会計学会第26回全国大会，2023年8月5日，千葉商科大学，ハイブリッド開催。
- 市村賢士郎，澤田奈々実，坂口菊恵，渋井進（2023）「評価疲れ尺度の構成概念妥当性と再検査信頼性の検証」，高等教育質保証学会第12回大会，2023年8月27日，福島大学金谷川キャンパス。
- Susumu Shibui, Kazumasa Mori, Nanami Sawada, Tomoko Oe, Taka-Mitsu Hashimoto (2023) "Facial Expressions' Influence on Evaluation of Videoconference Recruitment Interview", 45th European Conference on Visual Perception, Aliathon Resort Paphos, August 29, 2023.
- 企画者 渋井進；話題提供者 森一将，市村賢士郎，高木幸子，澤田奈々実；指定討論者 渡邊伸行，大江朋子；司会者 北崎充晃（2023）「『評価疲れ』の克服へ向けた心理学の貢献の可能性- 大学評価を中心に」，日本心理学会第87回大会公募シンポジウム，2023年9月13日，神戸国際会議場。
- 市村賢士郎，澤田奈々実，坂口菊恵，渋井進（2023）「評価疲れ尺度の作成」，日本心理学会第87回大会，神戸国際会議場，2023年9月15日。
- 渋井進，金子明日香（2023）「国立大学法人評価の影響に関するアンケート調査の縦断的分析」，日本評価学会第24回全国大会，2023年12月17日，大阪大学吹田キャンパス。
- 野田文香（2023）「マイクロクレデンシャルの質保証をどう考えるか」，日本高等教育学会第26回大会，2023年6月10日，千葉大学。
- 坂口菊恵，中村優（2023）「マイクロクレデンシャルと単位銀行：高等教育機関における生涯学習振興の可能性」，第12回高等教育質保証学会，2023年8月27日，福島大学。
- 樊恰舟，野田文香，村澤昌崇（2023）「マイクロクレデンシャル化する大学の統計教育－英米を事例に」，2023年度統計関連学会連合大会，2023年9月5日，京都大学。
- 竹中亨（2024）「ドイツにおける研究費のファンディング」，日本高等教育学会・公開セミナー「研究費のファンディングの国際比較」，2024年1月27日，オンライン開催。
- 井田正明（2023）「大規模行列の固有値分布の近似に対する評価」，『日本知能情報ファジィ学会第39回ファジィシステムシンポジウム講演論文集』，pp.124-126，2023年9月5日，長野県。
- 宮崎和光（2023）「意識的意思決定システムのマルチエージェント環境下への拡張」，『計測自動制御学会 システム・情報部門 学術講演会 2023』，pp.320-325，2023年11月11日，東京都。
- 井田正明（2024）「大学基本情報 Web API 開発の検討」，『日本知能情報ファジィ学会第34回ソフトサイエンス・ワークショップ講演論文集』，pp.1-2，2024年3月16日，金沢工業大学。

○報告書等

- 井田正明，市村賢士郎，佐藤亨，竹中亨，水田健輔，山本清（2024）『大学改革支援に関する調査研究 2023 年度プロジェクト報告書』，大学改革支援・学位授与機構，令和 6 年 3 月。
- 大学改革支援・学位授与機構（2024）『「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価」に関する検証結果報告書 第 3 期中期目標期間終了時』，令和 6 年 2 月。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

自己評価 B

計画に沿った調査研究活動を行い、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的に意義のある成果を学術論文等によって公表した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行った。

【学位の要件となる学習の体系的な構成と成果の評価に関する研究】

高等教育機関が生涯学習の一翼を担い、社会人に対する継続教育を提供するうえで必要な条件整備を検討するため、学位課程における学修と職業経験の成果の評価（単位化）の関係についてドイツと米国を例に文献調査を行った。関連して、ドイツの高等教育機関、連邦職業教育研究所、商工会議所を訪問し、大学教育の修了資格である学位と職業教育訓練の修了資格である職業資格の双方の取得を可能とする学修形態の最新動向を調査した。また、研究開発部の「機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究」の下で遂行した「機構の単位積み上げ型学士学位取得者に対するアンケート調査による学位授与事業の検証と課題抽出」の結果とあわせて、機構の単位積み上げ型学士の学位授与制度における学習の成果の評価に係る今後の課題を検討した。

日本の大学の質保証における設置認可と認証評価の関係、及び認証評価機関の役割と課題に関する論考を学会の国際学術大会で発表した。

【学位等高等教育資格の国際的な承認に関する調査研究】

国際的な人の移動の促進に対応した、各国の教育制度上における学位・資格等の位置づけを整理するため、高等教育資格の国際的な承認に関する情報の収集・分析・公表に関わ

る調査を行った。その過程で評価事業部国際課と研究開発部の協働で開発した日本の教育資格枠組みを試案として公表したほか、資格枠組み開発の国際的な状況について国内学会で報告した。また、外国で取得された高等教育資格の承認に対する東京規約、世界規約の影響について国際会議・研究会で報告したほか、日本の単位累積加算制度やマイクロクレデンシャルに関する動向について国内学会と国際会議で発表した。さらに日本の医療系の資格の取得要件及び実態について、評価事業部国際課と研究開発部が協働して国際会議で発表した。

令和5年度大学質保証フォーラム「高等教育情報のデータ・サイエンス：データ基盤の構築とその活用に向けて」を評価事業部国際課と研究開発部が協働して企画し、司会進行を担当した。

評価事業部国際課と研究開発部の協働で、令和5年度 NIC-Japan セミナーシリーズ「外国の教育制度・高等教育資格」として、中国とマレーシアに関するオンラインセミナーを企画し実施した。

大学設置基準の改正に伴い、機構が発行する『高等教育に関する質保証関係用語集』の日英両版につき、評価事業部国際課と研究開発部が協働して改訂のための検討と作業を行い刊行の準備を整えた。

【機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査】

外国での学習履歴を持つ学習者からの照会等に対して4件（アメリカ1件、中国1件、香港1件、ベトナム1件）の調査を行い、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、基礎資格を有する者の区分（日本の大学等で学修を要する年数と必要な単位数）を確認し、管理部学位審査課を通じて本人に結果を通知した。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、今後の学位授与の在り方を実証的に検討するための調査研究を行った。

【学士の学位取得を目指す申請者への学修支援の検討】

これまでの学位授与事業を再検討・総括し、今後の学位授与事業の改善に繋げるために、令和2年度末から開始した学位研究 WG を令和6年3月末までに11回（通算42回）開催し、客員教員の協力も得て、課題の整理と学位授与事業の改善に向けた議論を進めた。申請案内書「新しい学士への途」に記載されている学位授与制度と申請要件の一層の周知を図るため、リーフレットやウェブサイトの構成の改善と、広報対象の拡大について、管理部学位審査課と研究開発部の連携のもとに検討した。それに基づき、「新しい学士への途」令和6年度版発行に向けて記載内容の精査・改定を行った。

申請者による既修得単位等のデータ入力を自動化し、取得した学位にデジタル証明書を付与して国内外での通用性を高める方法について、情報整理を行った。中国で開催された国際会議（2024 World Digital Education Conference, 2024 世界数字教育大会）に参加し、教育データ共通プラットフォーム構築の動向について情報収集を行った。また、学位と卒業証書のデータベース管理機関（CSSD: Center for Student Services and Development, 教育部学生服务与素质发展中心）を訪問し、学修歴の通用性担保に向けたシステム設計について検討した。

I-5 調査研究

【学士の学位授与における新たな審査方式（特例）の検証】

平成 27 年度に開始した特例適用専攻科修了見込み者に対する学士の学位授与審査（特例）に関して、令和 4 年度申請者が提出した「学修総まとめ科目履修計画書」と「学修総まとめ科目成果の要旨等」、並びに特例適用専攻科が提出した「学修総まとめ科目の成績評価に係る書類」に関する専門委員の審査結果から、各専門委員が申請者の学修総まとめ科目の履修について付したコメントと、特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況について付したコメントを分析し、その結果をもとに、特例適用専攻科に共通する問題点と個別に早急に改善を要する問題点等を抽出し、早急に改善を要する問題点については、各専門委員会・部会及び学位審査会の承認を得て、当該特例適用専攻科に 8 月下旬に通知した。

学修総まとめ科目履修計画書及び成果の要旨等についての審査の改善を図るため、特例適用専攻科へのインタビュー調査結果や学修総まとめ科目の実施状況の審査における専門委員の意見、学位授与事業に係る教職協働 WG での検討等を踏まえ、令和 4 年度までに作成した、履修計画書の提出時期の変更、及び履修計画書と成果の要旨等の記載項目の変更に関する具体案を、令和 5 年度に確定させた。また、履修計画書と成果の要旨等を審査する際の GUI（Graphical User Interface）の設計を行った。さらに、特例適用専攻科の各専攻向けに管理部学位審査課と研究開発部が協働して説明会を開催し、改正に伴う申請書類の提出時期の変更、改正内容の留意点、履修計画書と成果の要旨等の様式変更について説明した。あわせて学士の学位の授与に係る特例に関する規則の改正案を作成し、同規則の改正（令和 5 年 9 月）を踏まえ、令和 6 年度からの施行に向けて教職協働で準備を進めた。

【学位に付記する専攻分野の名称に関する調査】

管理部学位審査課と研究開発部が協働して、国公立大学が授与した学位に付記する専攻分野の名称に関して調査、分析、公表を行った。令和 4 年度に全国の大学で授与された学位の付記名称の調査結果を分析し、各々の種類が学士 723 種類、修士 703 種類、博士 463 種類であることを確認し、集計結果をウェブサイト上で公表した。さらに令和 5 年度の実態を調査すべく、同調査の記入要領の見直しと更新を行ったうえで管理部学位審査課及び管理部総務課と研究開発部が協働して調査票を发出し、回収されたデータの分析に着手した。また、分析に伴い発見された学校基本調査の調査支援データの問題点をリスト化し、文部科学省へのフィードバックの準備を整えた。

【機構の学位取得者と退任専門委員への直後調査による学位授与事業の検証】

令和 4 年度 10 月期及び令和 5 年度 4 月期の単位積み上げ型による学士の学位取得者に対して、通例（従来の審査方式）と特例（新たな審査方式）の双方について学位取得直後のアンケート調査を研究開発部と管理部学位審査課が協働して実施し、その結果を分析した。通例申請による合格者（令和 4 年度 10 月期 546 人、令和 5 年度 4 月期 223 人）への学位取得直後アンケートの結果（令和 4 年度 10 月期回答者数 401 人、回答率 73.4%、令和 5 年度 4 月期回答者数 178 人、回答率 79.8%）を分析して学位授与事業の改善に反映させるべき事項を抽出した。また、特例申請による合格者（令和 4 年度 10 月期 2,293 人、令和 5 年度 4 月期 16 人）への学位取得直後アンケートの結果（令和 4 年度 10 月期回答者数 908 人、回答率 39.6%、令和 5 年度 4 月期回答者数 6 人、回答率 37.5%）の分析を行い、学位取得者は新たな審査方式についておおむね満足しているとの結果を得た。

これらの検討とともに、学位審査会専門委員会の令和 4 年度退任専門委員への自由記述によるアンケート（対象者数 39 人）を実施し、令和 5 年 1 月までに 23 票の回答を得た。回答の内容を整理し、結果を研究開発部と管理部学位審査課で検討した。

「令和 5 年度学位審査会専門委員協議会」を管理部学位審査課と研究開発部の協働の下

にオンラインで開催し、新任の専門委員（出席者数 27 人）に対して学位授与制度の理念・意義と概要、審査手順・方法等について、これまで研究開発部に蓄積された学位授与事業に関する業務実績と調査データに基づいて資料を作成し説明した。

【機構の単位積み上げ型学士学位取得者に対するアンケート調査による学位授与事業の検証と課題抽出】

30 年にわたる学位授与事業の検証と課題抽出という趣旨のもと、令和 4 年度に実施した、単位積み上げ型の学士の学位授与制度により学士の学位を授与された約 6 万人に対して、その動機、効果、課題を明らかにするためのアンケート調査（令和 4 年 11 月～令和 5 年 2 月）の結果を整理した。その回答データ 2,757 票のクリーニング等を行うとともに、回答者の属性情報（全申請データ）と対応させたデータを作成した上で、調査の結果を整理する作業を進めた。調査結果の一部を、学位取得の動機、学位取得者のキャリア及び大学院進学への効果に着目してまとめ、国内学会で発表を行った。

また、質問紙調査で得られた回答データをもとにインタビュー調査の対象者を 56 人抽出し、うち 27 人に対してインタビューを実施した（令和 5 年 10 月～令和 6 年 1 月）。

以上の結果は、機構が主催する研究報告会で成果報告を行った。

【学位審査業務のデジタル化に向けた AI 支援プロトタイプアプリの開発研究】

学位授与事業における情報処理作業のシステム化のための要素技術として、教員業績情報等の視認性の向上及びシラバスから科目判定を支援するアプリケーションの開発を継続した。前者に関しては、教員調書データの具体的なデジタル化方法について検討し、所定のエクセルファイルに変換するためのツールを開発した。後者に関しては、その中心的手法である「科目分類支援システム」にとって重要なシラバスデータの拡充を行った。ここでは主として、PDF ファイルからのテキスト抽出と、抽出されたテキストのエクセルファイルへの転記を行った。

これらのデータをもとに、さまざまな専攻の区分に対して科目分類支援システム用の学習モデルを作成し、「科目分類支援システム」の試行を進めた。

【機構の学位授与事業におけるアカデミック・インテグリティ向上のための調査研究】

学位授与事業における専門委員の学位審査業務の改善に結び付ける技術の開発を目的として、小論文試験問題作成時の参考情報として学修成果（レポート）の「倫理的配慮」に関する適切性の判定結果を利用する手法の開発と試行を継続した。他のレポート等との類似性に関する検討においては、iThenticate を利用した類似性指数（iSI）評価を行い、令和 3 年度に見出した「冪乗則」の特徴に沿って解析を行うとともに、確定した合否判定に基づいて、専門分野毎の特徴の抽出などの解析を行った。個人情報に関する倫理的配慮の適切性検出に向けた取組では、学修成果に対する文書解析の前段階として、専門委員による適切性判定結果を基に、個別の学修成果に対するサンプリング解析を行い、検出方法の設計とアプリ開発・最適化について検討を進めた。また、生成 AI などの手法を利用し、学修成果を構成する文章の特徴から推定される著者数（推定著者数）をインデックスとして用いるレポートの不適切性判定に関する予備的調査を行った。

【生成 AI を用いた学修成果の評定支援と学修支援システム開発に向けた検討】

剽窃チェッカーを用いた学修成果（レポート）の判別により、学修成果と小論文試験の解答に基づく総合判定を予測する研究成果を発展させた。また、独学者の探求学習を補助するツールとしての生成 AI の活用法について調査を行い、学修支援アプリケーションの開発を検討した。

I-5 調査研究

研究の内容は国際会議にて口頭発表し（令和5年12月）、また学術誌に投稿した。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。

大学評価、学位、及びマネジメントを軸にした大学改革に関する査読付きの学術誌『大学改革・学位研究』第25号を令和6年3月に刊行した。本号には招待論文1編、論文2編を収録した。『大学改革・学位研究』は、オンライン雑誌としてウェブサイト「大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ」及び科学技術振興機構の「J-STAGE」上で刊行し、また冊子体を関係高等教育機関等に配付して、研究成果の提供・公表を行った。

各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用して公表したほか、機構ウェブサイト等による研究成果の公表を行った。

○ 学術誌「大学改革・学位研究」

<https://www.niad.ac.jp/publication/tyousa/gakujutsushi.html>

【機構の事業への成果の活用】

○事業への成果の移転（事業実施・検証資料等）

外国での学習履歴を持つ学習者に対する機構の学位授与制度への申請資格調査

アメリカ 1件

中国 1件

香港 1件

ベトナム 1件

単位積み上げ型による学士の学位取得者（通例）に対する学位取得直後アンケート調査

令和4年度10月期学位取得者

令和5年度4月期学位取得者

単位積み上げ型による学士の学位取得者（特例）に対する学位取得直後アンケート調査

令和4年度10月期学位取得者

令和5年度4月期学位取得者

学士取得者に対するフォローアップ調査2022

学修成果レポートの独自性検証調査

学位審査会専門委員令和4年度退任委員に対する学位授与事業に関するアンケート調査

学位に付記する専攻分野の名称（令和3年度分）

学位に付記する専攻分野の名称（令和4年度分）

<https://www.niad.ac.jp/publication/gakui/meishou.html>

○事業関連説明会等における情報提供

令和5年度学位審査会専門委員協議会，2023年4月20日，オンライン開催。

吉川裕美子「学位授与制度の概要」

森 利枝 「単位積み上げ型の学位授与と審査」

山口 周 「専攻科の認定及び特例適用認定と修了者への学位授与」

宮崎和光 「省庁大学校の課程認定と学位授与」

大学改革支援・学位授与機構で学士の学位取得をめざす方へのオンライン説明会, 2023 年 8 月 5 日, 大学改革支援・学位授与機構, 放送大学共催, 放送大学文京学習センターでの対面開催とオンライン配信のハイブリッド.

放送大学岐阜学習センター公開講演会・学士取得説明会, 2023 年 8 月 19 日, 岐阜学習センター.

放送大学鹿児島学習センター公開講演会・学士取得説明会, 2024 年 2 月 10 日, オンライン開催.

放送大学岐阜学習センター公開講演会・学士取得説明会, 2024 年 2 月 25 日, 岐阜学習センター.

放送大学佐賀学習センター公開講演会・学士取得説明会, 2024 年 3 月 2 日, オンライン開催.
(いずれも「単位積み上げ型による学士の学位授与申請(通例)」説明動画提供)

○事業協働研究会・研修会等

令和5年度NIC-Japanセミナーシリーズ「外国の教育制度・高等教育資格」

中国の教育制度・高等教育資格, 令和5年10月18日, オンライン開催.

李 敏「中国の高等教育における学歴と学位ー多様な学士・修士・博士への途」

マレーシアの教育制度・高等教育資格, 令和5年11月21日, オンライン開催.

大学改革支援・学位授与機構調査研究成果報告会

山口周「単位積み上げ型の学士の学位授与における学習成果の定量的評価に関する調査研究」, 令和6年2月14日, 小平本館.

宮崎和光「学位審査業務のデジタル化に向けたAI支援プロトタイプアプリの開発研究」, 令和6年2月15日, 小平本館.

齋藤崇徳「機構の単位積み上げ型学士学位取得者に対する意見聴取調査による学位授与事業の課題抽出」, 令和6年2月15日, 小平本館.

【社会への成果の提供】

○研究会・研修会等

「全国資格枠組み(NQF)に関する意見交換」, 野田文香「ASEAN資格参照枠組みについて」, 厚生労働省, 2023年6月21日.

「全国資格枠組み(NQF)に関する意見交換」, 野田文香「資格枠組みに関する国際動向」, 文部科学省, 2023年12月13日.

大学改革支援・学位授与機構研究報告会「これからの大学評価と学位授与に向けて」令和6年3月15日, 竹橋オフィス.

「学位授与制度の30年ー「学士取得者に対するフォローアップ調査2022」から」

吉川裕美子「学位授与制度の30年」

齋藤崇徳「学士取得者アンケートからみた学位授与制度の意義」

李 敏「生涯学習としての学位授与制度の利用者の分析」

濱中義隆「これからの学位授与制度」

○一般向け手引書・講演等

MORI Rie, NAKASATO Toshie, HISANO Takashi, IFUKU Ryutaro (2023) “Japan's Ratification of the Global Convention and Expectation”, 2023 KARIC International Forum: The Global Convention on the recognition of qualifications concerning higher education and its implication to the Republic of Korea, April 19, 2023, online.

【調査研究の成果の公表】

I - 5 調査研究

○学術論文等

吉川裕美子 (2023) 「日本の大学質保証における認証評価機関の役割と課題 (일본 대학평가기구의 역할과 과제)」, 2023한·일 교육행정학회 국제학술대회 (2023日韓教育行政学会国際学術大会), 『대학평가:그 역할과 의미, 과제 (大学評価:その役割と意味, 課題)』, 한·일 교육행정학회 (韓国・日本教育行政学会), pp.149-180 (日本語pp.149-163, 韓国語pp.165-180).

Noda, A. & Hotta, T. (2023) “Can the National Information Centers (NICs) Promote Transnational Higher Education in Asia and the Pacific with the Tokyo Convention? A Case of the NIC-Japan”. In A.Y. C, Hou, J. Smith, K. H. Mok, & C.Y. Guo (Eds.), *Crafting the Future of International Higher Education in Asia via Systems Change and Innovation* (pp. 85-100). Springer: Singapore.

MIYAZAKI Kazuteru, YAMAGUCHI Shu, MORI Rie, YOSHIKAWA Yumiko, SAITO Takanori, SUZUKI Toshiya (2024) “Proposal of a Course-Classification Support System Using Deep Learning and its Evaluation When Combined with Reinforcement Learning,” *Journal of Advanced Computational Intelligence and Intelligent Informatics*, Vol.28, No.2, pp.454-467.

○学会発表等

吉川裕美子 (2023) 「日本の大学質保証における認証評価機関の役割と課題」, 2023 韓国・日本教育行政学会国際学術大会, 2023 年 4 月 8 日, オンライン開催.

Mori Rie (2023) “The Twin Challenges: Independent lifelong learning system through credit-hour accumulation and its quality assurance”, INQAAHE Conference 2023, May 30, 2023, Astana, Kazakhstan.

Rie MORI (2023) “Reporting the case of Japan: micro-credentials, innovative learning, and NQF”, INQAAHE Talk: Navigating Future Learning: Recognizing Micro-Credentials, September 28, 2023, online.

Taiji Hotta and Hisako Umemura (2023) “The System of Medical Education and Qualifications in Japan and Discussion on the Future Directions of NIC-Japan: Under the Two UNESCO Conventions”, TAICEP 10th Annual Conference, October 5, 2023, California.

Rie MORI (2023) “Reporting the case of Japan: micro-credentials, innovative learning, and NQF, encole”, INQAAHE Talk: Navigating Future Learning: Recognizing Micro-Credentials for American Continent, October 6, 2023, online.

MORI Rie (2024) “Internationalization of Higher Education and the UNESCO Conventions”, Foreign Credential Recognition and Impact of UNESCO Conventions in East Asia, BK21 International Seminar, Yeungnam University, January 29, 2024, hybrid.

LI Min (2024) “Chinese Students Studying in Non-English-speaking Countries”, Foreign Credential Recognition and Impact of UNESCO Conventions in East Asia, BK21 International Seminar, Yeungnam University, January 29, 2024, hybrid.

Taiji Hotta (2024) “The Introduction of Japanese Higher Education and NIC-Japan: Under the Two UNESCO Conventions”, KAIE-JAISE Joint Seminar 2024, January 31, 2024, hybrid.

齋藤崇徳, 吉川裕美子, 李敏, 濱中義隆 (2023) 「大学改革支援・学位授与機構の学位授与制度の 30 年: 「学士取得者に対するフォローアップ調査 2022」から」, 日本教育社会学会第 75 回大会, 2023 年 9 月 9 日, 弘前大学.

YAMADA Nodoka, SAKAGUCHI Kikue, NAKAMURA Yu, MIYAZAKI Kazuteru, YAMAGUCHI Shu. (2023) “Competencies to be cultivated in higher education and their evaluation in the era of Generative AI: Through the experiences with Self-Study Degree-Awarding Program in NIAD-QE”, The 15th Higher Education International Conference, December 13, 2023, Macao Polytechnic University.

I－6 大学・高専成長分野転換支援

＜年度計画＞

（１）実施体制の整備

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条の2に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針（令和5年2月28日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）及び助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）に基づき、外部の有識者から構成される委員会の設置など、助成事業の適切な実施体制を整備する。あわせて、交付対象となった大学及び高等専門学校における取組の実施状況の把握のための検討を行う。

（２）助成金の交付

基本指針及び実施方針等に基づき、大学及び高等専門学校に対して助成事業の公募を行うとともに、遅滞なく審査の上、選定した大学及び高等専門学校に助成金を交付する。また、交付結果についてはウェブサイトで公表する。

（３）大学等への情報提供

選定された大学及び高等専門学校による意見交換や情報交換の機会を提供する会議を開催し、当該大学等の相互の連携等の促進を図る。その際、当該大学等における計画の実現に向けて、情報提供や助言を行う。

(1) 実施体制の整備

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条の2に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針（令和5年2月28日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）及び助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）に基づき、外部の有識者から構成される委員会の設置など、助成事業の適切な実施体制を整備する。あわせて、交付対象となった大学及び高等専門学校における取組の実施状況の把握のための検討を行う。

自己評価 B

実施方針に基づき、外部の有識者から構成される選定委員会等及び専門の事務組織として助成事業部を設置し、助成事業の適切な実施体制を整備した。あわせて、交付対象となった大学等における取組の実施状況の把握のため、選定委員会でフォローアップ要項等を決定した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三の規定に基づき、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」（令和5年2月28日文部科学大臣決定）（以下「基本指針」という。）に即して実施方針を定め、令和5年4月13日付で文部科学大臣より認可された。

実施方針に基づき、大学の学長等から構成される大学・高専機能強化支援事業選定委員会及び特定の専門事項について分担させるための部会（以下「選定委員会等」という。）を設置するほか、専門の事務組織として助成事業部を設置し、助成事業の適切な実施体制を整備した。

また、交付対象となった大学及び高等専門学校における取組の実施状況の把握（フォローアップ）のため、選定委員会においてフォローアップ要項等を決定した。

(2) 助成金の交付

基本指針及び実施方針等に基づき、大学及び高等専門学校に対して助成事業の公募を行うとともに、遅滞なく審査の上、選定した大学及び高等専門学校に助成金を交付する。また、交付結果についてはウェブサイトで公表する。

自己評価 B

令和5年度大学・高専機能強化支援事業の公募の結果、支援1については67機関、支援2については51機関を選定し、ウェブサイトを選定結果を公表した。概算払を希望する助成事業者に対し、助成金を交付した。

また、令和6年度大学・高専機能強化支援事業の公募を行った結果、先行審査の支援1は5機関、支援2は2機関について交付内定を行い、通常審査については、支援1は56機関、支援2は41機関の申請があった。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

令和5年度大学・高専機能強化支援事業の公募を令和5年4月18日に開始し、学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援（以下「支援1」という。）及び高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援（以下「支援2」という。）について次のとおり申請があった。

（単位：機関）

支援1	支援2			
	大学 (一般枠)	大学 (特例枠)	大学 (ハイレベル枠)	高等専門学校
67	34	4	14	5

選定委員会等における審査の結果、支援1及び支援2について次のとおり選定し、選定結果について機構ウェブサイトにて公表した。

（単位：機関）

支援1	支援2			
	大学 (一般枠)	大学 (特例枠)	大学 (ハイレベル枠)	高等専門学校
67	36	3	7	5

選定後、各助成事業者からの助成金交付申請に基づき設置審査継続保留分を除き9月15日に交付決定し、助成金の概算払を希望する各助成事業者に対し、10月27日に助成金の交付を行った。また、各助成事業者への交付決定額についてウェブサイトにおいて10月10日に公表した。

なお、設置審査継続保留分については11月29日に交付決定し、交付決定額についてウェブサイトにおいて12月4日に公表した。

【令和5年度公募に係るスケジュール】

	支援1、支援2（右記以外）	支援2 大学（ハイレベル枠）
公募開始	4月18日（火）	
事業選定委員会 （第1回）	5月19日（金） ※審査方針等の審議・決定 （特に、ハイレベル枠の評価の係数やポイント等を審議）	
公募〆切	5月24日（水） 17時	
書面審査	5月下旬～6月下旬 ※事務局による書面確認、 審査資料作成	5月26日（金）～6月8日（木） ※審査等専門部会による書面審査
審査等専門部会 （第1回）	-	6月19日（月） ※面接審査対象校等の決定
面接審査	-	7月3日（月）、4日（火） ※審査等専門部会による面接審査 （事業選定委員会の委員も参加）
審査等専門部会 （第2回）	-	7月4日（火） ※面接審査結果の審議
事業選定委員会 （第2回）	7月12日（水） ※合議審査、選定候補の決定	
選定結果の公表 大学等へ選定結果の連絡	7月21日（金）	
交付決定通知	9月15日（金） ※設置審査継続保留分については11月29日（水）	
交付決定額の ウェブサイト公表	10月10日（火） ※設置審査継続保留分については12月4日（月）	

I－6 大学・高専成長分野転換支援

令和6年度大学・高専機能強化支援事業の公募を令和5年12月15日に開始し、支援1及び支援2について次のとおり申請があった。

- ① 令和7年度に学部再編等を実施する計画であって、令和6年3月に認可申請を行うもの（支援1）

大学（大学（ハイレベル枠）を除く）、高等専門学校のうち、令和7年度に研究科等の設置等を実施する計画であって、令和6年3月に認可申請・意見伺いを行うもの（支援2）（以下「先行審査」という。）

（単位：機関）

支援1	支援2			
	大学 （一般枠）	大学 （特例枠）	大学 （ハイレベル枠）	高等専門学校
6	1	0		1

- ② ①以外の計画（以下「通常審査」という。）

（単位：機関）

支援1	支援2			
	大学 （一般枠）	大学 （特例枠）	大学 （ハイレベル枠）	高等専門学校
56	29	0	2	10

そのうち、先行審査においては、選定委員会等における審査の結果、支援1及び支援2について次のとおり選定し、選定された助成事業者に対し、3月6日に交付内定の通知を行った。

（単位：機関）

支援1	支援2			
	大学 （一般枠）	大学 （特例枠）	大学 （ハイレベル枠）	高等専門学校
5	1	0		1

(3) 大学等への情報提供

選定された大学及び高等専門学校による意見交換や情報交換の機会を提供する会議を開催し、当該大学等の相互の連携等の促進を図る。その際、当該大学等における計画の実現に向けて、情報提供や助言を行う。

自己評価 B

支援1に選定された大学を対象とした意見交換や情報交換の機会を提供する機能強化会議を開催し、文部科学省、産業界の有識者による講演及び新たな時代のニーズに応じた学部学科の開設や理系の女子学生増等の大学改革の取組を行った大学による事例発表等を行うことで参加大学の相互の連携や情報提供・助言等を行った。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

支援1に選定された大学を対象とした意見交換や情報交換の機会を提供する機能強化会議を2月7日に開催し、当該大学等の相互の連携や情報提供・助言等のため、文部科学省、産業界の有識者による講演及び新たな時代のニーズに応じた学部学科の開設や理系の女子学生増等の大学改革の取組を行った大学による事例発表等を行った。

初の開催となった今回は、令和5年度公募で支援1に選定された67大学から163名のほか、支援2に選定された大学及び日本学術振興会の実施する地域中核・特色ある研究大学強化促進事業に選定された11大学から16名が参加した。



【機能強化会議事例発表の様子】

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

<年度計画>

1 経費等の合理化・効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、令和４年度予算に比較して３％以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、令和４年度予算に比較して１％以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、効果的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に努める。

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）にのっとり、ＰＭＯの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成２７年５月２５日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経費等の合理化・効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）については、令和4年度予算に比較して3%以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）については、令和4年度予算に比較して1%以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、効果的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に努める。

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）の通り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

自己評価 B

令和5年度実績は令和4年度実績と比較して、効率化になじまない特殊要因を除き、業務効率化等により、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）については△3,944千円（△3.5%）の減、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く）については、△12,567千円（△4.8%）の減となっている。

また、予算ヒアリングの実施、機構長裁量経費の確保、配分及び収益化単位ごとに四半期ごとのモニタリングを実施した。

デジタル庁からのPMOに関する情報を随時確認している。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

○ 令和4年度と令和5年度の予算・実績比較（自己収入を除く）

（単位：千円）

		令和4年度	令和5年度	
			金額	削減割合
予算	一般管理費物件費	137,855	133,719	△3.0%
	その他事業費物件費 ※1	555,443	549,889	△1.0%
実績	一般管理費物件費 ※2	114,059	110,115	△3.5%
	その他事業費物件費 ※2	262,434	249,867	△4.8%

※1 特殊経費及び新規拡充分を除く

※2 特殊経費、新規拡充分及び効率化になじまない特殊要因を除いた額

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

情報推進

貸与 PC について、全職員に貸与している PC を持ち運び可能なモバイル型 PC と交換し、モバイル利用時の情報セキュリティを確保する目的で「LANSCOPE」を導入した上で、在宅勤務や出張などではこの新貸与 PC を持ち帰って使用する運用に見直した。

また、昨年と同様、6月に情報化委員会の下に令和5年度 DX 推進ワーキンググループを設置し、現在利用しているグループウェアソフト「サイボウズ Office(パッケージ版)」や Microsoft365 アプリの利活用等について議論を行った結果、サイボウズのスケジュール管理を継続して利用する事、アンケートシステムは現在利用している「WEBCAS」を継続利用する事等の方針を確認した。令和4年度 DX 推進ワーキンググループにて新設した「IT 質問箱」については、新たに得られた Microsoft365 アプリの活用ノウハウ 5 件を追加した他、情報企画支援室共有文書において、5 件の文書ファイルを令和 5 年度の情報に差し替えた。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。

自己評価 B

年度計画のとおり、調達等合理化計画を策定し、計画に基づく取組を着実に実施した。

契約監視委員会において、調達等合理化計画に基づく取組が実施されていること、また、個々の契約案件について、手続きが適正であることを確認した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を以下のとおり着実に実施するとともに、令和5年度の計画や令和4年度の自己評価結果を機構ウェブサイトにて公表した。契約状況等は表「令和5年度契約状況及び一者応札・応募状況の前年度比較」のとおりである。

- 競争性を確保するための取組
 - ・ 調達事務の合理化を図るため複数年契約への移行を検討し適否を精査した。
 - ・ 規定（10日以上）より公告期間を長く設け（概ね20日以上）、また、業務準備期間を考慮した上で、契約期間を早期に設定するなど、新規参入者の参入を促すよう努めた。
 - ・ 令和4年度より、ウェブサイトにおいて年度ごとの入札予定の公表を行い、業者が入札参加予定の見通しを立てることができるよう配慮した。
 - ・ 入札を見送った業者に対する聴き取り調査を実施し、その結果を踏まえた上で、入札参加条件や仕様書等の見直しや改善を図った。
 - ・ 参加資格については、過度の制約とならないよう必要最小限の設定とし、競争性の確保に努めた。
 - ・ 基準額未満の案件でも技術的要素にかんがみて総合評価落札方式を実施した。
 - ・ 競争参加者の増加を図るため、機構ウェブサイトにて、政府調達以外の調達案件に係る仕様書案について意見募集を行った。
- 調達に関するガバナンスの徹底に関する取組
 - ・ 発注・契約権限と検収の取扱いの適正化・随意契約に関する法人内部チェックとして監査室の点検を受けた。
 - ・ 令和5年7月13日に、各課室の調達担当者等を対象に契約手続業務の知識の向上並びに情報共有を目的とした研修会を開催し、全課室より56人の参加があった。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

○ 令和5年度契約状況及び一者応札・応募状況の前年度比較

		令和4年度		令和5年度		比較増△減	
		件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
契約 状況	競争性のある契約	37	821,879	32	348,378	△5	△473,501
	競争入札等	35	796,909	30	321,043	△5	△475,866
	企画競争、公募	2	24,970	2	27,335	0	2,365
	競争性のない随意契約	4	12,778	10	55,354	6	42,576
	合計	41	834,656	42	403,732	1	△430,924
一者 応札 ・ 応募 状況	2者以上	19	563,812	10	66,413	△9	△497,399
	1者以下	18	258,066	22	281,965	4	△23,899
	合計	37	821,879	32	348,378	△5	△473,501

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

契約監視委員会

契約監視委員会を2回開催し、令和5年度調達等合理化計画の策定と令和4年度調達等合理化計画に対する自己評価の点検を行うとともに、令和4年10月から令和5年9月までの契約のうち随意契約、一者応札・応募を中心に7件の点検を行い、契約手続が適正に行われていることを確認した。

また、契約監視委員会の審議概要をウェブサイトで公表した。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

自己評価 B

役職員の給与規則を国に準じて改正し、給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっており、文部科学大臣から給与水準は適正であると評価を受けている。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

令和5年の人事院勧告（令和5年8月7日）を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年11月17日付けで成立したことに伴い、給与規則等の一部改正を令和5年11月に行った。

また、令和4年度の役職員の報酬・給与等の検証結果や取組状況については、令和5年6月に公表し、給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から、給与水準は適正であるとの評価を受けている。

< 事務職員給与の対国家公務員指数 >

	令和4年度	令和5年度
年齢勘案	96.3	96.7
年齢・地域勘案	95.5	95.5
年齢・学歴勘案	94.5	94.9
年齢・地域・学歴勘案	94.6	94.7

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

Ⅳ 短期借入金の限度額

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

Ⅵ 剰余金の使途

<年度計画>

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 78億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

Ⅲ～Ⅵ 自己評価 B

令和5年4月～令和6年3月の小平第二住宅の入居率は73.7%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。このほか、適切な執行管理により短期借入金を必要とする事態は生じなかった。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり

実績・参考データ

Ⅲ-1 予算

○ 令和5年度収入状況

(単位：千円)

収入	予算額	決算額	差引増減額	備考
運営費交付金	1,826,940	1,826,940	0	
大学等認証評価手数料	102,003	103,598	1,595	
学位授与審査手数料	125,260	123,668	△ 1,592	
大学ポートレート運営負担金収入	0	79,556	79,556	
長期借入金等	80,800,000	68,094,437	△ 12,705,563	
長期貸付金等回収金	65,003,731	65,285,992	282,261	
長期貸付金等受取利息	2,719,487	2,062,357	657,130	
財産処分収入	400,000	400,000	0	
財産賃貸収入	57,098	57,296	198	
財産処分収入納付金	64,500	6,817,688	6,753,188	
補助金等収入	0	14,282	14,282	
受託研究収入	0	6,890	6,890	
寄附金等収入	0	800	800	
その他	13,463	59,819	46,356	
計	151,112,482	144,933,323	△ 6,179,159	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ～Ⅵ 予算、収支計画、資金計画等

○ 令和5年度支出状況

(単位：千円)

支出	予算額	決算額	差引増減額	備考
業務等経費	1,722,721	1,418,243	△ 304,478	
うち、人件費 (退職手当を除く)	1,016,065	1,044,052	27,987	
うち、物件費	691,843	331,140	△ 360,703	
うち、退職手当	14,813	43,051	28,238	
大学等評価経費	102,003	125,160	23,157	
学位授与審査経費	125,260	123,668	△ 1,592	
大学ポータル運営負担金支出	0	79,556	79,556	
補助金支出	0	14,282	14,282	
受託研究支出	0	7,310	7,310	
寄附金支出	0	1,421	1,421	
一般管理費	417,172	770,601	353,429	
うち、人件費 (退職手当を除く)	154,806	331,171	176,365	
うち、物件費	242,248	429,381	187,133	
うち、退職手当	20,118	10,049	△ 10,069	
助成業務等事業費	4,398,414	5,060,804	662,390	
施設費貸付事業費	80,368,775	67,663,212	△ 12,705,563	
施設費交付事業費	1,372,300	1,321,800	△ 50,500	
長期借入金等償還	64,871,428	65,153,689	282,261	
長期借入金等支払利息	2,613,370	1,961,709	△ 651,660	
公租公課等	19,163	20,059	897	
債券発行諸費	13,970	13,970	0	
債券利息	37,005	29,038	△ 7,967	
計	156,061,581	143,764,524	△ 12,297,057	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ-2 収支計画

○ 令和5年度収支計画

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差引増減額
費用の部	11,006,063	10,949,061	△ 57,002
經常費用	11,006,063	10,949,061	△ 57,002
業務等経費	1,673,864	1,070,217	△ 603,647
大学等評価経費	101,871	279,161	177,290
学位授与審査経費	125,260	123,668	△ 1,592
大学ポートレート運営負担金経費	0	79,556	79,556
助成業務等事業費	4,398,414	5,251,658	853,244
施設費交付事業費	1,372,300	1,321,800	△ 50,500
支払利息	2,690,131	2,011,041	△ 679,090
処分用資産売却原価	99,524	97,632	△ 1,892
その他の業務経費	19,163	20,059	896
一般管理費	396,072	530,815	134,743
減価償却費	115,494	149,471	33,977
財務費用	13,970	13,983	13
収益の部	10,092,879	16,698,091	6,605,212
經常収益	10,092,879	16,698,091	6,605,212
運営費交付金収益	1,641,138	1,399,714	△ 241,424
大学等認証評価手数料	102,003	103,598	1,595
学位授与審査手数料	125,260	123,668	△ 1,592
大学ポートレート運営負担金収益	0	79,556	79,556
補助金等収益	4,687,298	5,160,440	473,142
処分用資産賃貸収入	57,098	57,296	198
処分用資産売却収入	400,000	400,000	0
施設費交付金収益	64,500	6,817,688	6,753,188
受取利息	2,760,587	2,082,984	△ 677,603
財務収益	444	120,139	119,695
賞与引当金見返に係る収益	103,479	84,352	△ 19,127
退職給付引当金見返に係る収益	30,237	109,828	79,591
資産見返物品受贈額戻入	52	0	△ 52
資産見返寄附金戻入	109,333	724	266
資産見返運営費交付金戻入	458	141,801	32,468
雑収入	10,992	16,303	5,311
臨時損失	0	0	0
固定資産除却損	0	0	0
臨時利益	0	87,253	87,253
運営費交付金精算収益化額		87,253	87,253
資産見返負債戻入	0	0	0
純利益または純損失（△）	△913,184	5,836,837	6,750,021
前中期目標期間繰越積立金取崩額	725	554	△ 171
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	912,459	0	△ 912,459
総利益	0	5,836,837	5,836,837

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ～Ⅵ 予算、収支計画、資金計画等

Ⅲ-3 資金計画

○ 令和5年度資金計画

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差引増減額
資金支出	465,186,669	551,102,537	85,915,868
業務活動による支出	91,094,988	75,842,587	△ 15,252,401
投資活動による支出	60,469	410,100,160	410,039,691
財務活動による支出	64,876,354	65,159,790	283,436
次年度への繰越金	309,154,858	68,658,236	△ 240,496,622
資金収入	465,186,669	420,165,911	△ 45,020,758
業務活動による収入	70,312,482	76,855,444	6,542,962
運営費交付金による収入	1,826,940	1,826,940	0
国庫補助金収入	0	16,912	16,912
承継債務負担金債権の回収による収入	13,985,841	13,985,841	0
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	356,856	356,856	0
施設費貸付金の回収による収入	51,017,890	51,300,151	282,261
施設費貸付金に係る利息の受取額	2,362,632	1,705,501	△ 657,131
処分用資産の売却による収入	400,000	400,000	0
処分用資産の貸付による収入	57,098	57,296	198
施設費交付金の納付による収入	64,500	6,817,688	6,753,188
利息及び配当金の受取額	2,471	57,620	55,149
その他の収入	238,255	330,639	92,384
投資活動による収入	6,000,000	275,230,000	269,230,000
財務活動による収入	80,786,030	68,080,467	△ 12,705,563
前年度からの繰越金	308,088,157	199,594,862	△ 108,493,295

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 78億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

実績・参考データ

短期借入金を必要とする事態は発生しなかった。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

実績・参考データ

令和5年4月～令和6年3月の小平第二住宅の入居率は73.7%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。

また、令和2年度から令和4年度まで実施している小平第二住宅住環境整備事業を令和5年度も継続して実施した。

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

実績・参考データ

令和4年度決算において利益は発生していない。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

＜年度計画＞

1 内部統制

(1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

役員及び幹部職員で構成する企画調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について役職員に周知徹底する。

(2) 内部統制の機能状況の検証

- ① 監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。
- ② 令和4年度の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる本中期目標期間における業務の実績の自己点検・評価を行う。
また、令和5年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。
- ③ 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握に努め、必要な対応を行う。
また、緊急時において業務継続性を確保するため、各事業の着実な遂行に必要な業務実施体制の強化や、業務のデジタル化の推進を行う。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、外部のセキュリティ機関が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 人事に関する計画

- ① 大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。
- ② 専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

Ⅶ 自己評価 B

法人としての管理・運営の方針、重要事項は各種会議を通じて役職員に共有され、各種監査、自己点検・評価、リスク管理等により内部統制が十分に機能しており、セキュリティ対策も適切に推進した。また、新規事業等による業務の増加に対応するため、組織改編を行うとともに必要な職員を確保し適正に配置した。大きく増減する業務量に対応し、確実に事業を実行するため、適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

1 内部統制

(1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

役員及び幹部職員で構成する企画調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について役職員に周知徹底する。

(2) 内部統制の機能状況の検証

- ① 監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。
- ② 令和4年度の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる本中期目標期間における業務の実績の自己点検・評価を行う。
また、令和5年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。
- ③ 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握に努め、必要な対応を行う。
また、緊急時において業務継続性を確保するため、各事業の着実な遂行に必要な業務実施体制の強化や、業務のデジタル化の推進を行う。

実績・参考データ

(1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

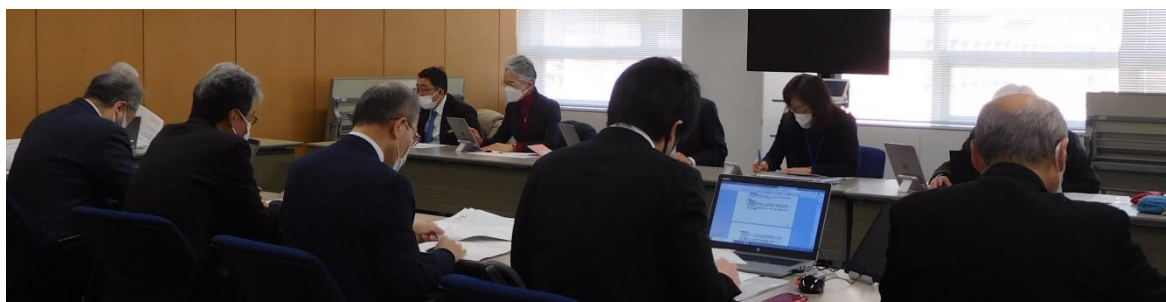
機構の管理・運営及び業務等に対し企画立案を行うとともに、その実施について必要な連絡調整を行うことを目的として、機構長を議長とする企画調整会議を原則月1回開催した。それにより機構の管理・運営や業務等を法令及び機構の規則等に則って実施しているか、法令等に違反する行為がないか等を確認するとともに、情報の把握や機構のミッション等の役職員への周知徹底を行った。

陪席者を限定して開催することで幹部職員同士の活発な意見交換を行う等、運営方法を一部変更することにより議論の充実に努めた。

また、機構の管理・運営及び業務等に対する企画立案機能の強化等を図ることを目的として設置している企画室（理事を室長とし、理事、部課長等により構成）において、企画調整会議の議題や、機構全体に係る当面の課題等の情報共有及び意見交換等を月1回程度行った。

Ⅶ 内部統制、情報、人事

○ 企画調整会議の様子



機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て、評議員会を組織した。

評議員会では業務運営に関する重要事項の審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。なお、令和5年6月28日に開催した第54回、令和6年3月18日に開催した第56回はウェブ会議システム等を用いたオンラインによる開催、令和5年4月に開催した第53回、令和5年11月に開催した第55回、令和6年3月下旬に開催した第57回は書面審議による開催とした。

○ 令和5年度の評議員会の開催実績

	開催日	主な審議事項
第53回	令和5年4月6日 ～4月11日 (※書面審議)	・助成業務の実施に関する方針の制定について
第54回	令和5年6月28日 (※オンライン開催)	・令和4事業年度及び第4期中期目標期間（見込）業務実績報告書等について ・令和4事業年度財務諸表等について ・令和4事業年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書について
第55回	令和5年11月17日 ～11月24日 (※書面審議)	・名誉教授の称号の授与について ・人事院勧告等に伴う機構役職員の給与規則等の改正方針について
第56回	令和6年3月18日 (※オンライン開催)	・機構長の任命について ・第5期中期目標、中期計画（案）及び令和6事業年度計画（案）について ・令和6年度機構内予算について ・職員給与規則の改正について
第57回	令和6年3月26日 ～3月28日 (※書面審議)	・機構長の任命について

また、機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験者の参画を得て、運営委員会を組織した。

運営委員会では、事業の運営実施に関する事項の審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。なお、令和5年9月22日に開催した第66回、令和6年1月18日に開催した第67回、令和6年3月14日に開催した第68回はウェブ会議システム等を用

いたオンラインによる開催とした。

○ 令和5年度の運営委員会の開催実績

	開催日	主な審議事項
第66回	令和5年9月22日	・名誉教授の称号の授与について ・教員の選考等について
第67回	令和6年1月18日	・教員の選考等について ・各種委員会委員等の選考について ・大学改革支援・学位授与機構研究報告会について
第68回	令和6年3月14日	・教員の選考等について ・各種委員会委員等の選考について ・令和6年度調査研究計画（案）について

(2) - ① 監 査

ア. 監事監査

年度当初に監査計画を作成し、監査室や会計監査人と連携しながら業務監査及び会計監査を行った。

業務監査としては、法令遵守状況、中期計画・年度計画の進捗状況、予算等の執行状況、内部統制等を監査した。監査方法は、機構長へ直接ヒアリングを行うとともに、評議員会、企画調整会議、自己点検・評価委員会等へ出席し、運営における重要事項や業務の進捗状況等について確認した。また、必要に応じて役職員に説明を求めた。

会計監査としては、財務諸表等の検証、契約状況等の監査を実施した。特に、契約状況の監査は、契約監視委員会に出席し、関係書類の点検を行うとともに、必要に応じて職員に説明を求めた。

重点監査としては、国立大学法人の運営基盤強化促進支援について監査を行った。

イ. 内部監査

年度当初に監査計画を作成し、監査室長及び専属の常勤職員3人からなる監査室が、日常監査、定期監査の他、情報セキュリティ監査を行った。

日常監査では、すべての会計伝票、契約書等を都度確認した。

定期監査では、3日間に渡り、施設費貸付・交付業務、会計処理状況、科学研究費補助金、法人文書、保有個人情報等について監査を行った。

情報セキュリティ監査では、情報セキュリティ対策の状況等について監査を行った。

監査の結果、法令等に違反する重大な事実は認められなかった。

ウ. 会計監査人監査

財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）の監査を受けている。

エ. 監事、監査室、会計監査人の連携

監事、監査室、会計監査人で構成する監査協議会を3回開催し、各々の監査計画、監査方法、監査結果、課題等について意見交換を行い、緊密に連携しながら、監査の充実を図った。

Ⅶ 内部統制、情報、人事

(2) -② 自己点検・評価

ア. 令和4年度の業務に対する自己点検・評価

令和5年5月26日に監事を構成員に含む自己点検・評価委員会（第1回）を開催し、令和4年度における業務の実績について最終的な自己点検・評価を実施した。また、令和4年度は中期目標期間の最終年度の前年度に当たることから、第4期中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績についても自己点検・評価を実施した。この内容を「業務実績報告書（案）」としてとりまとめ、令和5年6月開催の企画調整会議、評議員会での審議を経て、令和5年6月30日付けで『令和4事業年度業務実績報告書』及び『第4期中期目標期間（見込）業務実績報告書』として文部科学大臣に提出するとともに、ウェブサイトで公表した。

なお、令和5年8月に通知された、文部科学大臣による「令和4年度における業務の実績に関する評価」においては、評価は「B」※であった。また、「第4期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価」においては、評価は「B」※であったが、「国立大学法人等の施設整備支援」の項目では評価「A」（中期目標管理法人の活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる）となっている。

※「B」評価

年 度 評 価：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

見 込 評 価：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

イ. 令和5年度業務に対する自己点検・評価

令和5年度の業務等に関して、業務開始から半年経過した令和5年11月16日及び年度終了前の令和6年2月27日から29日にかけて自己点検・評価委員会を開催し、それぞれ9月末時点、1月末時点におけるすべての業務・事業に対する自己点検・評価を実施した。また、2月開催の同委員会では、令和5年度の業務の進捗状況等を踏まえ、第5期中期計画及び令和6年度計画の原案を検討した。

第5期中期計画案については、令和6年3月1日付で文部科学大臣に申請、令和6年3月27日付で認可を受けた。また、令和6年度計画案については、令和6年3月開催の企画調整会議及び評議員会の議を経て確定し、令和6年3月27日付で文部科学大臣に届け出た。

(2) -③ リスクの把握と対応

ア. 内部統制委員会

機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の共有のため、機構長を委員長とする内部統制委員会を組織し、令和5年7月11日に内部統制委員会（令和5年度第1回）を開催し、令和5年度当初時点の各業務におけるリスクについて、監事

を含む役職員間で確認した。

令和5年度の内部統制の機能状況のモニタリングとして、リスクへの対応状況の調査を行った。調査結果については、令和6年3月5日開催の内部統制委員会（令和5年度第2回）において報告され、監事を含む役職員で共有がなされた。その結果、項目ごとに設定されたチェック項目に対しそれぞれ必要な対応がなされていることが確認された。

イ. 業務継続性の確保のための措置

緊急時において業務継続性を確保するために、電子決裁・文書管理システム、勤怠管理システム、クラウド移行後の基幹業務システムについて、安定的に稼働させることにより、各事業の着実な遂行に必要な業務実施体制の強化や、業務のデジタル化の推進を図った。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、外部のセキュリティ機関が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

実績・参考データ

情報セキュリティ対策

サイバーセキュリティ対策のための統一基準等に基づき、情報セキュリティ委員会において、以下のPDCAサイクルに沿った、セキュリティ対策を行うことが承認され、以下の取組を行った。

① Plan（セキュリティ対応計画）

- ・情報資産の洗い出しとリスク分析を行い、セキュリティ対応計画を立案した（令和5年5月）。
- ・新年度人事異動を踏まえて、情報セキュリティ責任者、担当者、CSIRT等の機関内における体制見直しを行った（令和5年5月）。

② Do（情報セキュリティ対策実施）

- ・各種実施手順書の改訂・制定を行った。
 - ・外部サービス利用可否の判断基準及びセキュリティ要件に係る手順（令和5年10月）
 - ・Web会議サービス利用手順（令和5年10月）
- ・職員向け貸与PCの配布入替と運用変更することで、セキュリティ強化を実現した（令和5年12月）。
- ・セキュリティ対応計画をもとに標的型攻撃メール対応訓練を2回実施した（令和5年10月、令和6年1月）。
- ・セキュリティ対応計画をもとに情報セキュリティへの意識向上を目的とした研修を実施した（令和6年1月）。
- ・機構ネットワークに対して第二GSOC監視センサを導入した（令和6年2月）。

③ Check（内部監査）

- ・情報セキュリティの自己点検（セルフチェック、情報資産管理状況調査等）を実施した（令和6年1月）。
- ・内部監査（情報セキュリティ）を受けた（令和6年3月）。

④ Act（ポリシーの見直し・改訂）

- ・外部のセキュリティ機関による監査、機構内部監査の結果、及び統一基準の改訂等を踏まえ、情報セキュリティポリシー「対策基準」の改訂を実施した。（令和6年2月）。

3 人事に関する計画

- ① 大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。
- ② 専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

実績・参考データ

①-1 柔軟な組織体制の構築

令和5年度は、大学・高専機能強化支援事業の実施に伴う助成事業部の設置、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価（終了時評価）の終了、機関別認証評価の申請校数の減少等による業務量の増減に対応するため、人員配置の変更を行った。

また、業務の継続性等を勘案し、令和4年度の国立大学法人等職員採用試験合格者から5人、令和5年度の国立大学法人等職員採用試験合格者から1人、事務職員を新規採用した。

教員人事については、大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に係る業務並びに質保証に係る国内外の連携に関する調査研究、高等教育、高等教育機関に係る情報の収集、整理、分析及び提供等の業務及び当該業務に関わる調査研究、学位授与事業及び学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究等に携わるため、教授2人、特任教授1人を採用した。

①-2 人事交流による幅広い人材の確保

組織の活性化と機構の業務に即応できる人材の確保のため、国立大学法人等の協力により、幅広く人材を確保し、確実に業務を実施できるよう適正に職員を配置した。

令和5年度末 常勤事務職員数 157人（2人増）
うち課長補佐以下の人事交流者数 27人（9人減）21法人

①-3 職員数の適正化

令和5年度の業務量の増減等を踏まえて、適切な人員配置を以下のとおり行った。

< 令和5年度 部課別職員数 >

部課等名	職 員 数		増 減	備 考
	R4年度末	R5年度末		
審議役・調査役	1(0)	2(0)	1(0)	
監査室	3(0)	3(0)	0(0)	
企画室	2(1)	2(0)	0(-1)	
管理部	58(6)	57(5)	-1(-1)	
総務課	25(1)	23(1)	-2(0)	
会計課	11(3)	10(3)	-1(0)	
学位審査課	21(2)	23(1)	2(-1)	

Ⅶ 内部統制、情報、人事

評価事業部		74(25)	58(16)	-16(-9)	国立大学評価及び機関別認証評価業務の減による職員の減
	評価企画課	13(2)	13(2)	0(0)	
	評価企画課	16(11)	6(3)	-10(-8)	
	国立大学評価室				
	評価支援課	24(10)	20(10)	-4(0)	
	国際課	20(2)	18(1)	-2(-1)	
大学連携・支援部		17(4)	16(4)	-1(0)	参事役を含む。
	大学運営連携課	8(2)	6(2)	-2(0)	
	国立大学施設支援課	7(2)	8(2)	1(0)	
助成事業部		—	19(2)	19(2)	令和5年度新設
	事業推進課	—	10(2)	10(2)	
	助成課	—	8(0)	8(0)	
研究開発部		20(0)	22(0)	2(0)	
合 計		175(36)	179(27)	4(-9)	

※ () 内の数字は、課長補佐以下の人事交流者数で内数。

※ 備考に記載のない職員数の増減は、産休、病休の代替、退職等により一時的に生じたもの。

※ 令和5年度末の組織図を基準に比較したもの。

② 実践的研修の実施、専門的研修事業の活用

機構において実践的研修を実施するとともに、外部機関が実施している専門的研修に事務系職員を積極的に参加させ、業務遂行に必要となる職員の資質及び能力の向上を図った。

㊦ 実践的研修等（機構実施）

- ・ パソコン研修（デジタル庁主催情報システム統一研修を利用）を、全職員を対象にeラーニング形式にて四半期毎に実施。延べ48人参加。
- ・ ハラスメント研修を、全職員を対象にeラーニング形式にて令和5年7月から8月にかけて実施。153人受講。
- ・ 令和5年度のハラスメント相談員、研究開発部常勤教員及び係長・専門職員以上の事務系職員を対象に、ハラスメント相談員研修を、eラーニング形式にて令和5年7月から8月にかけて実施。35人受講。
- ・ メンタルヘルス研修（セルフケア）を、全職員を対象にeラーニング形式にて令和5年11月から12月にかけて実施。ストレスチェック対策コースを延べ356人、セルフケアコースを延べ918人受講。
- ・ 英語研修を、主に採用後3年以下のプロパー職員を対象として、令和5年10月から令和6年1月にかけて実施。22人受講。
- ・ 公文書管理研修を、全職員を対象に、内閣府が各独立行政法人に配布した教材を用い、eラーニング形式にて令和5年8月から9月にかけて実施。148人受講。
- ・ 個人情報保護研修を、全職員を対象に、個人情報保護委員会が作成した教材及び機構が作成した教材を使用し、eラーニング形式にて令和5年10月から11月にかけて実施。194人受講。
- ・ 情報セキュリティ研修を、全教職員を対象に、セキュリティに関する動画コンテンツを教材としてeラーニング形式にて令和6年1月に実施。203人受講。

Ⅶ 内部統制、情報、人事

① 専門的研修等（外部機関実施）

放送大学の活用並びに情報システム、会計及び人事等に関する研修等に参加。（29 件の研修、セミナー等に延べ 80 人参加。）

⑦ 文部科学省関係機関職員行政実務研修（令和 5 年度は事務系職員延べ 1 人派遣。）

⑨ 事務系職員の研修等助成（事務系職員が自主的に行う研修及び資格取得に係る経費を一部助成。令和 5 年度は 2 月に 3 人に助成額を支給。）

＜参 考＞

- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（令和５年度）

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が
達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)

平成31年3月1日

(一部変更) 令和4年7月21日

(一部変更) 令和5年2月28日

文部科学省

目 次

(序文)	1
I 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II 中期目標期間	2
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1 大学等の評価	2
(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価	2
(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価	2
2 国立大学法人等の施設整備支援	3
(1) 施設費貸付事業	3
(2) 施設費交付事業	4
3 学位授与	4
(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与	4
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与	5
(3) 学位授与事業の普及啓発	5
4 質保証連携	5
(1) 大学等連携・活動支援	5
(2) 国際連携・活動支援	6
5 調査研究	7
(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究	8
(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究	8
6 大学・高専成長分野転換支援	9
IV 業務運営の効率化に関する事項	9
1 経費等の合理化・効率化	9
2 調達等の合理化	9
3 給与水準の適正化	10
V 財務内容の改善に関する事項	10
1 予算の適切な管理と効果的な執行等	10
2 資産の有効活用	10

VI	その他業務運営に関する重要事項.....	10
1	内部統制	10
2	情報セキュリティ対策	10
3	人事に関する計画.....	10

※Ⅲ 1 ～ 6 までの各項目を一定の事業等のまとまりとする。

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、平成 28 年 4 月に大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが統合し設立された。その起源は、大学以外で学位を授与する我が国唯一の機関として平成 3 年に創設された学位授与機構である。その後、国立大学等への施設費貸付・交付、認証評価、国立大学教育研究評価、国公立大学の教育情報の公開、これらの業務に関連する調査研究なども含め、高等教育に係る社会的要請の高い課題に果敢に取り組み、文部科学省の政策目標達成に欠くことのできない法人として高等教育の発展の一翼を担い続けている。

現在、我が国では「Society 5.0」の実現に向け戦略的取組が始まりつつあり、大学に対しては産業・社会構造の変化に対応する高度な教養と専門性を備えた人材育成やイノベーション創出の牽引が求められている。このため各大学においては、その役割や特色・強みをより一層明確にし、教育研究の質を向上させる改革が急務となっている。また、少子化が進展する中で、各大学が質の高い教育研究活動を行っていくためには、各大学がマネジメント機能や経営力などの運営基盤を強化するとともに、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、大学等の連携を円滑に進める仕組みの構築が必要とされている。一方、世界に目を向けると、グローバル化の進展等によって学生の国境を越えた流動性が高まる中、学習履歴・学位等の国際通用性を確保することが大きな課題となっている。また、2018 年の WHO の統計によると、我が国の健康寿命は 74.8 歳であり、世界トップクラスの長寿社会を迎えている。この長い人生の間、国民がいつでも活躍できる社会を実現するために、生涯のあらゆる段階で学び直せる環境の整備や多様な年齢層のニーズに応える学習プログラムが必要となっている。

機構は、学位授与事業、大学等評価、施設費の貸付・交付事業を行うことにより高等教育の発展に貢献してきており、これらの業務を通じて大学等に関する様々な情報が蓄積されるとともに、内外における高等教育に関する他機関とのネットワークが構築されている。機構には、これらの特色を活かし、国際的な質保証活動への積極的参画、国内外の高等教育制度や資格に関する情報等の収集・提供機能、リカレント教育の拡充の支援が期待されている。加えて、大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが統合したことによる相乗的な効果をより発揮する観点から、今後は、それぞれの機関が蓄積していた教育研究情報及び財務情報を活用し、新たに大学の運営基盤の強化促進も行うことにより、大学改革を強力に支

援していくことが望まれている。

また、令和4年（2022年）12月2日、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律」が成立（令和5年（2023年）2月20日施行）し、機構の目的として、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条の2に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」（令和5年2月28日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）に基づき、学部等の設置その他組織の変更に係る助成金の交付を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与することが求められている。

以上を踏まえ、機構は我が国の高等教育の発展に資するとともに、我が国社会の発展に寄与するという業務の公共的重要性に鑑み、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を基本方針として、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得て、以下に示す業務運営を行う。

（別添）政策体系図

Ⅱ 中期目標期間

機構は、我が国の高等教育の発展に資することを目的として業務を実施していることから、中期目標の期間は、平成31年（2019年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの5年間とする。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大学等の評価

我が国の大学等による教育研究活動等の質の維持向上に資するため、大学等の評価を行うとともに、認証評価における先導的役割を担うことにより、我が国の大学等における内部質保証の確立を多角的に支援する。また、様々な大学評価の実施主体として文部科学省と連携しながら、効果的・効率的な評価システムを開発・実施する。

（1）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価を実施し、我が国の大学等の教育研究活動等の質を保証し、その改善に資する。

また、現行の評価制度の枠組みによらない取組として、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施し、評価の選択肢の拡充等に資する。

これらにより、調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた成果等も活用し、先進的な評価手法を開発するとともに、取組の成果等を評価機関

や大学等に提供すること等により、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。

なお、法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえつつ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施する。

評価に当たっては、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポータルや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の負担軽減に努める。

【評価指標】

- 1-1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価の実施状況（実施校数等を参考に判断）
- 1-2 認証評価の先導的役割の取組状況（説明会や研修等の開催実績や成果等を参考に判断）
- 1-3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施状況（実施機関数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 1-1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価を適切に実施し、結果を提供・公表したか、評価申請校数、評価実施校数、評価体制、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。
- 1-2 文部科学省と連携し、内部質保証を重視した効果的・効率的な評価システムを開発したか、また、取組の成果等を提供し、我が国の認証評価における先導的役割を果たしたか、評価システムの開発に向けた取組の状況、取組の成果を提供するための説明会や研修等の開催実績や成果物等を参考に判断する。
- 1-3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施し、結果を文部科学省国立大学法人評価委員会に提供するとともに公表したか、評価実施に向けた準備状況、評価実施体制、評価実施機関数、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。

2 国立大学法人等の施設整備支援

我が国の高等教育及び学術研究において中心的な役割を果たしている国立大学法人等の教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付等を行うとともに、国から承継した財産等の処理を着実に実施することにより、施設整備等の多様な財源による安定的な実施と教育研究環境の整備充実を支援する。

(1) 施設費貸付事業

国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。

事業の実施に当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な回収に努め、債務を確実に償還する。

(2) 施設費交付事業

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。

なお、中長期的視点からの財源確保に関して、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

【評価指標】

- 2-1 施設費貸付の実施状況（貸付の審査状況等を参考に判断）
- 2-2 施設費交付の実施状況（実施件数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 2-1 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の貸付けを適切に行ったか、貸付の審査状況、現地調査実施件数（平成 26～30 年度の各年度平均実績：6 箇所）、債権回収率（平成 26～30 年度の実績：毎年 100%）、財政融資資金及び債券に係る債務償還率（実績：毎年 100%）、機構の事業と債券発行の意義を理解してもらうための投資家の訪問件数（平成 26～30 年度の各年度平均実績：16 箇所）等を参考に判断する。
- 2-2 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の交付を適切に行ったか、交付件数、交付の審査状況、現地調査実施件数（平成 26～

30年度の各年度平均実績：13箇所）等を参考に判断する。

3 学位授与

高等教育段階の多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、生涯学習社会の実現やリカレント教育の推進に資するため、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

短期大学・高等専門学校卒業者等でさらに一定の学修を行い単位を体系的に修得した者に対して、審査により、学士の学位を授与する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

各省庁の教育施設に置かれる課程で、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと機構が認めるものを修了した者に対して、審査により、学士、修士又は博士の学位を授与する。

(3) 学位授与事業の普及啓発

機構による学位の授与に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知を図るとともに、学位授与の申請等に関する適切な情報を提供する。

【評価指標】

- 3-1 単位積み上げ型による学士の学位授与の実施状況（学位取得者数等を参考に判断）
- 3-2 省庁大学校修了者に対する学位授与の実施状況（学位取得者数等を参考に判断）
- 3-3 アクセス情報の分析に基づく学位授与事業の普及啓発に向けた取組状況（申請者数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 3-1 単位積み上げ型による学士の学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、電子申請利用率、認定審査件数等を参考に判断する。
- 3-2 省庁大学校修了者に対する学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、認定審査件数等を参考に判断する。
- 3-3 アクセス情報の分析に基づいてパンフレット配布や説明会を開催しているか、申請者数等を参考に判断する。

4 質保証連携

我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図る。

(1) 大学等連携・活動支援

大学や評価機関等と連携し、大学等の教育研究の質の維持向上、運営基盤の強化の促進、大学等が社会に対する説明責任を果たすための教育情報の公開・活用等を支援する。

① 大学等との連携

大学等の教育研究の質の維持向上を支援するため、大学等と連携して教育研究に関する情報を収集・整理し、提供するとともに、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

少子化が進展する中で、各大学がマネジメント機能や経営力などの運営基盤を強化するとともに、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することが求められていることを受け、国立大学法人の大学のマネジメント機能等の運営基盤の強化促進を支援するため、大学等と協働して、必要な情報の収集、整理、分析を行い、また広く大学等にその成果の提供を行う。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携し、大学ポートレートを運用する。

本中期目標期間中に運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

なお、運用に当たっては、利用者が容易に比較・検討を行えるよう利便性の向上や機能の改善・充実等に速やかに取り組む。

④ 評価機関との連携

我が国の大学評価の更なる質の向上のため、他の評価機関と連携し、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した情報発信等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼の確保に向け、国際的な質保証活動に参画する。また学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図るため、高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(東京規約)に基づき、我が国における国内情報センター(N I C)として、国内外の高等教育制度等に関する情報提供を行う。

① 国際的な質保証活動への参画

我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に参画し、国内外の質保証に係る教育制度に関する情報の交換・共有を図る。

② 学位等高等教育資格の承認に関する情報提供

我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性を確保し、諸外国との円滑な承認に資するため、日本及び諸外国の高等教育や質保証の制度等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

【評価指標】

- 4-1-1 大学等と連携して実施した取組の実施状況(研修等の開催実績等を参考に判断)
- 4-1-2 国立大学法人等の運営基盤の強化促進の支援のための取組状況(指標開発への取組状況及び大学等への成果の提供状況を参考に判断)
- 4-1-3 大学ポータルサイトの運用状況(参加大学数等を参考に判断)
- 4-1-4 評価機関と連携して実施した取組の実施状況(会議開催実績等を参考に判断)
- 4-2-1 国際的な質保証活動への参画及び情報の発信状況(交流実績や成果等を参考に判断)
- 4-2-2 高等教育の資格の承認の推進に資するための情報の収集、整理、提供の状況(情報提供の件数等を参考に判断)

【目標水準の考え方】

- 4-1-1 大学等と連携し、大学等の支援に取り組んだか、研修参加者数、研修終了後のアンケート結果、ウェブサイト等を用いた情報提供の状況等を参考に判断する。
- 4-1-2 大学にとって有用な指標が開発されているか、大学等へ適切な方法で成果を提供しているか、大学等への提供状況及び大学の活用状況等を参考に判断する。
- 4-1-3 大学ポータルサイトを適切に運用し、機能の改善・充実に努めたか、参加大学数、ウェブサイトのアクセス件数、利用促進や閲覧者の利

便性向上のための取組状況等を参考に判断する。

- 4－1－4 評価機関と連携し、認証評価の改善・充実等に取り組んだか、会議開催実績、研修の実績や成果物等を参考に判断する。
- 4－2－1 国際的な質保証活動に積極的に参画し、活動したか、交流実績（平成26～30年度の各年度平均実績：29回）、海外の質保証機関等との共同の取組状況及び成果物等を参考に判断する。
- 4－2－2 高等教育の資格の承認の推進に資するため、必要な情報を収集・整理し、適切な方法で提供したか、情報提供の件数、ウェブサイトのアクセス件数等を参考に判断する。

5 調査研究

我が国の高等教育の発展に資するため、機構の事業の基盤となる調査研究及び事業の検証に関する調査研究を行い、成果を事業に活用するとともに公表を通じて成果の社会への普及を図る。

（１）大学等の改革の支援に関する調査研究

我が国の高等教育における教育研究活動等の改革を支援するため、大学等におけるマネジメントの改善・向上、質の保証及び維持・向上のための評価、質保証に係る国内外の連携及び情報の分析方法と利用環境に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する評価事業を実証的に検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。

（２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

我が国の学位の質及び国際通用性の確保と、多様な学習機会に対する社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価と学位等高等教育資格の承認に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与事業を実証的に検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。

【評価指標】

- 5－1 機構が行う事業への調査研究の成果の活用状況
- 5－2 社会への調査研究の成果の提供状況
- 5－3 研究成果の公表状況

【目標水準の考え方】

- 5－1 調査研究の成果が機構が行う各事業に反映されたか、各事業の改善に活用されたか、各事業担当部課と連携して実施した調査、事業関連説明会数等を参考に判断する。

- 5－2 調査研究の成果が社会に提供されたか、研究会・研修会数等を参考に判断する。
- 5－3 調査研究の成果が関連学協会及び機構の学術誌等に公表されたか、学術論文・学会発表・報告書等数を参考に判断する。

6 大学・高専成長分野転換支援

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）第 16 条の 4 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、基本指針に即して助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、基本指針及び実施方針に基づき、大学等に対して、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野の学部等の設置その他組織の変更に必要な資金に充てるための助成金の交付等を行う。

【評価指標】

- 6 助成金の交付の実施状況（公募・審査状況、実施件数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 6 基本指針及び実施方針に基づき、助成金の交付を適切に行ったか、公募の実施状況、申請件数、交付件数、交付の審査状況等を参考に判断する。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 経費等の合理化・効率化

業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。

なお、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 3 % 以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 1 % 以上の業務の効率化を図る。

なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、透明性及び外部性を確保

しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

V 財務内容の改善に関する事項

1 予算の適切な管理と効果的な執行等

自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。

2 資産の有効活用

保有資産については、その保有の必要性について不断の見直しを図る。

VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制

機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。

また、内部統制の機能状況について、内部監査、監事監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 人事に関する計画

大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また研修等により職員の能力向上に努める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に係る政策体系図

1. 国の政策目標・方針等

■文部科学省の政策目標

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上、施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

■教育振興基本計画(平成30年6月15日 閣議決定)

目標(4)問題発見・解決能力の修得、目標(8)大学院教育の改革等を通じたイノベーションをけん引する人材の育成、

目標(10)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進、目標(18)安全・安心で質の高い教育研究環境の整備 等

■2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(平成30年11月26日 中央教育審議会)

・人生100年時代を見据え、様々な年齢や経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスを実現するためには高等教育機関には多様な年齢層の多様なニーズを持った学生に教育できる体制が必要となり、リカレント教育の重要性が増していくこととなる。

・ユネスコの枠組みの下で採択した「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(以下「東京規約」という。)」の発効を受け、

国内情報センター(National Information Center: NIC)の設立準備を進める。

・我が国の高等教育の質が保証されていることが国内外で認知されることが重要 等

■国立大学経営力戦略(平成27年6月16日 文部科学省)

・国立大学が、その役割を果たしつつ、今後更なる改革を進めていく上では、各国立大学が、学長のリーダーシップの下、責任ある経営体制を構築し、法人化のメリットを最大限に生かしていくことが求められる

■人づくり革命 基本構想(平成30年6月 人生100年時代構想会議)

・大学は、知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力である。人づくり革命を牽引する重要な主体の一つとして、時代に合ったかたちに大学改革を進めなければならない

■物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日 閣議決定)

・学校教育段階から社会で活躍し評価される人材を育成していくため、成長分野への大学・高専の学部再編等促進(略)を進めていく。

2. 機構の目的

■ 大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第104条第4項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資すること。(機構法第3条第1項)

■ 文部科学大臣が定める基本指針に基づいて学部等の設置その他組織の変更に関する助成金の交付を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与すること。(機構法第3条第2項)

3. 機構の事業

各事業の実施を通じ、我が国の高等教育の質の向上を支援し、我が国高等教育の発展に寄与

我が国社会の発展に寄与

評価事業 国際通用性の高い評価の実施 (認証評価、国立大学教育研究評価等)	学位授与事業 多様な学習成果に基づく 学位取得の機会の提供	施設費貸付・交付事業 国立大学等の 施設費等の貸付・交付	助成事業 大学等の組織変更に関 する助成金の交付
質保証連携 情報の収集・整理・提供、大学等及び国内外の質保証機関等との連携			
調査研究 質保証に係る調査研究の推進			

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 大学等の評価

（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

さらに、選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発し、説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。

なお、法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえつつ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。

② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価

毎年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ、より実質的な評価を行うための方法を検討するなど、評価システムの改善につなげる。

（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況について、令和 2 年度に 4 年目終了時評価を、令和 4 年度に中期目標期間終了時評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。

効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、評価担当者の研修を実施する。評価の実施に当たっては、大学ポータルサイトや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の作業負担の軽減に努める。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証し、第 4 期の評価に向けた評価方法等の改善につなげる。

2 国立大学法人等の施設整備支援

(1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。

貸付けに当たっては、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。

② 資金の調達

貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

民間資金の調達にあたり、I R（インベスター・リレーションズ）活動として投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。

③ 債務の償還

貸付事業に係る債権を確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行う。また、そのために貸付先訪問調査を実施する。

④ 調査及び分析

機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

① 施設費の交付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、交付先訪問調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

中長期的視点からの財源確保に関して、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを行う。

② 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産について適切に管理処分を行う。

3 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与

短期大学や高等専門学校を卒業、あるいは専門学校を修了するなどし、さらに大学等において高等教育レベルの学修を行った申請者に対し、修得単位の審査、学修成果についての審査及び試験等を行い、学士の学位を授与する。

なお、インターネットを利用した電子申請の推進など、申請者の利便性向上に引き続き取り組む。

② 専攻科の認定

学位の取得に必要な単位を修得する機会の拡大を図るため、短期大学及び高等専門学校からの申出に基づき、当該短期大学等に置かれた専攻科の教育課程等について審査を行い、大学教育に相当する水準の教育を行っている専攻科を認定する。

機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した専攻科に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学士、修士又は博士の学位授与

機構が認定した省庁大学校の課程を修了した申請者に対し、単位修得と課程修了を審査するとともに、修士及び博士については申請論文の審査及び試験を行った上で、学士、修士又は博士の学位を授与する。

② 課程の認定

省庁大学校からの申出に基づき、当該大学校に置かれた課程の教育課程等について審査を行い、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行っている課程を認定する。

機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した課程に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。

(3) 学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。

また、生涯学習に係る機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

4 質保証連携

(1) 大学等連携・活動支援

① 大学等との連携

大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。また、大学等の教職員向けの研修の開催等により、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。

高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

国立大学法人の財務に係る情報収集、分析及び成果の提供を行う。

国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して分析を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を広く大学等に提供する。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

本中期目標期間中に運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、認証評価の改善・充実

や受け手である社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信、職員の能力の向上等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

① 国際的な質保証活動への参画

諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力し、高等教育の質保証に関する活動への参画及び情報の交換・共有を図る。

② 資格の承認に関する調査及び情報提供

我が国における国内情報センター（NIC）として、我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資する国内外の高等教育制度、質保証制度等に関する調査及び情報提供を行う。

5 調査研究

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して財源、身分、人材育成等の制度設計の基礎となる研究を行う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を行う。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

6 大学・高専成長分野転換支援

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）第 16 条の 4 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条の 2 に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」（令和 5 年 2 月 28 日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）に即して助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、基本指針及び実施方針に基づき、大学等に対して、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野の学部等の設置その他組織の変更に必要な資金に充てるための助成金の交付等を行う。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経費等の合理化・効率化

業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化の推進等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。

なお、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 3 % 以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 1 % 以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

また、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努めるとともに、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位ごとに予算と実績を管理する。

さらに、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- | | |
|--------|-----------|
| 1 予算 | 別紙 1 のとおり |
| 2 収支計画 | 別紙 2 のとおり |
| 3 資金計画 | 別紙 3 のとおり |

IV 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 78 億円

- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

V 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 内部統制

機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。また、内部統制の機能状況について、監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。特に監事、監査室及び会計監査人の連携を強化し監査を行い、その結果を公表する。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 施設・設備に関する計画

なし。

4 人事に関する計画

大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

5 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、機構の業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画の影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

長期借入金

(単位：百万円)

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
長期借入金 償 還 金	65,257	65,110	63,196	62,947	62,458

区 分	中期目標 期間小計	次期以降 償 還 額	総 債 務 償 還 額
長期借入金 償 還 金	318,968	622,990	941,958

6 積立金の使途

前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の財源に充てる。

令和元年度～令和5年度 予算

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	大学・高専成長 分野転換支援	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等							
収入										
運営費交付金	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	0	1,446	8,648
大学等認証評価手数料	1,116	72	0	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	0	616
大学等成長分野転換支援基金補助金	0	0	0	0	0	0	0	300,242	0	300,242
長期借入金等	0	0	0	260,000	0	0	0	0	0	260,000
長期貸付金等回収金	0	0	0	338,574	0	0	0	0	0	338,574
長期貸付金等受取利息	0	0	0	24,810	0	0	0	0	0	24,810
財産処分収入	0	0	0	7,403	0	0	0	0	0	7,403
財産賃貸収入	0	0	0	147	0	0	0	0	0	147
財産処分収入納付金	0	0	0	392	0	0	0	0	0	392
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	40	40
計	1,116	325	1,147	632,132	1,272	2,871	1,469	300,242	1,485	942,060
支出										
業務等経費	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	132	0	7,334
うち 人件費(退職手当を除く)	0	161	646	364	596	1,654	907	88	0	4,416
物件費	0	92	500	442	60	1,217	561	44	0	2,916
退職手当	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
大学等評価経費	1,116	72	0	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査経費	0	0	0	0	616	0	0	0	0	616
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,485	1,485
うち 人件費(退職手当を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	774	774
物件費	0	0	0	0	0	0	0	0	711	711
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
助成業務等事業費	0	0	0	0	0	0	0	4,398	0	4,398
施設費貸付事業費	0	0	0	253,525	0	0	0	0	0	253,525
施設費交付事業費	0	0	0	20,000	0	0	0	0	0	20,000
長期借入金等償還	0	0	0	343,968	0	0	0	0	0	343,968
長期借入金等支払利息	0	0	0	24,171	0	0	0	0	0	24,171
公租公課等	0	0	0	61	0	0	0	0	0	61
債券発行諸費	0	0	0	76	0	0	0	0	0	76
債券利息	0	0	0	510	0	0	0	0	0	510
計	1,116	325	1,147	643,117	1,272	2,871	1,469	4,530	1,485	657,333

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費の見積り]

期間中総額:5,102百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = Pc(y) + E(y) + Tc(y) + Pr(y) + R(y) + Tr(y) + \varepsilon(y) - B(y) \\ = Pc(y-1) \times \sigma + E(y-1) \times \beta \times \alpha 1 + Tc(y) + Pr(y-1) \times \gamma \times \sigma + R(y-1) \times \beta \times \gamma \times \alpha 2 + Tr(y) + \varepsilon(y) - B(y)$$

A(y): 当該事業年度に交付する運営費交付金。

B(y): 当該事業年度における自己収入。

E(y): 当該事業年度における一般管理費中の物件費。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

R(y): 当該事業年度における事業経費中の物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

Pc(y): 当該事業年度における一般管理費中の人件費(退職手当を除く)。Pc(y-1)は直前の事業年度におけるPc(y)。

Pr(y): 当該事業年度における事業経費中の人件費(退職手当を除く)。Pr(y-1)は直前の事業年度におけるPr(y)。

Tc(y): 当該事業年度における一般管理費中の退職手当。

Tr(y): 当該事業年度における事業経費中の退職手当。

$\varepsilon(y)$: 当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

$\alpha 1$: 一般管理効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。0.97と仮定して試算。

$\alpha 2$: 事業効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。0.99と仮定して試算。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

(1) 人件費

毎事業年度の人件費P(y)については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = Pc(y) + Pr(y) + Tc(y) + Tr(y) \\ = \{Pc(y-1) + Pr(y-1) \times \gamma\} \times \sigma + Tc(y) + Tr(y)$$

P(y): 当該事業年度における人件費(退職手当を含む)。

Pc(y): 当該事業年度における一般管理費中の人件費(退職手当を除く)。Pc(y-1)は直前の事業年度におけるPc(y)。

Pr(y): 当該事業年度における事業経費中の人件費(退職手当を除く)。Pr(y-1)は直前の事業年度におけるPr(y)。

Tc(y): 当該事業年度における一般管理費中の退職手当。

Tr(y): 当該事業年度における事業経費中の退職手当。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

(2) 事業経費(R(y)+Pr(y)+Tr(y))

毎事業年度の事業経費中の物件費R(y)については、以下の数式により決定する。

$$\text{事業経費中の物件費 } R(y) = R(y-1) \times \beta \times \gamma \times \alpha 2$$

R(y): 当該事業年度における事業経費中の物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

$\alpha 2$: 事業効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。0.99と仮定して試算。

(3) 一般管理費 ($Pc(y) + E(y) + Tc(y)$)

毎事業年度の一般管理費中の物件費 $E(y)$ については、以下の数式により決定する。

$$\text{一般管理費中の物件費 } E(y) = E(y-1) \times \beta \times \alpha 1$$

$E(y)$: 当該事業年度における一般管理費中の物件費。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

$\alpha 1$: 一般管理効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。0.97と仮定して試算。

(4) 事業収入

毎事業年度の事業収入 $B(y)$ の見積額については、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

令和元年度～令和5年度 予算

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
収入		
長期借入金等	260,000	260,000
長期貸付金等回収金	338,574	338,574
長期貸付金等受取利息	24,810	24,810
財産処分収入	7,403	7,403
財産賃貸収入	147	147
財産処分収入納付金	392	392
計	631,327	631,327
支出		
施設費貸付事業費	253,525	253,525
施設費交付事業費	20,000	20,000
長期借入金等償還	343,968	343,968
長期借入金等支払利息	24,171	24,171
公租公課等	61	61
債券発行諸費	76	76
債券利息	510	510
計	642,311	642,311

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度～令和5年度 予算

(助成業務等勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学・高専成長分野転換支援	金 額
収入		
大学等成長分野転換支援基金補助金	300,242	300,242
計	300,242	300,242
支出		
業務等経費	132	132
うち 人件費(退職手当を除く)	88	88
物件費	44	44
助成業務等事業費	4,398	4,398
計	4,530	4,530

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度～令和5年度 予算

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
収入									
運営費交付金	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	1,446	8,648
大学等認証評価手数料	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	616
その他	0	0	0	0	0	0	0	40	40
計	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491
支出									
業務等経費	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	0	7,202
うち 人件費（退職手当を除く）	0	161	646	364	596	1,654	907	0	4,328
物件費	0	92	500	442	60	1,217	561	0	2,872
退職手当	0	0	0	0	0	0	2	0	2
大学等評価経費	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査経費	0	0	0	0	616	0	0	0	616
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,485	1,485
うち 人件費（退職手当を除く）	0	0	0	0	0	0	0	774	774
物件費	0	0	0	0	0	0	0	711	711
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度～令和５年度 収支計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	大学・高専成長 分野転換支援	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等							
費用の部	1,124	339	1,213	47,693	1,321	2,868	1,547	4,537	1,571	62,214
経常費用	1,124	339	1,213	47,693	1,321	2,868	1,547	4,537	1,571	62,214
業務等経費	9	267	1,196	836	675	2,487	1,536	4,537	0	11,543
大学等評価経費	1,116	72	0	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査等経費	0	0	0	0	616	0	0	0	0	616
施設費交付事業費	0	0	0	20,000	0	0	0	0	0	20,000
支払利息	0	0	0	24,627	0	0	0	0	0	24,627
処分用資産売却原価	0	0	0	2,082	0	0	0	0	0	2,082
その他の業務経費	0	0	0	61	0	0	0	0	0	61
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,524	1,524
減価償却費	0	0	17	11	29	380	10	0	47	495
財務費用	0	0	0	76	0	0	0	0	0	76
収益の部	1,124	339	1,213	33,542	1,321	2,868	1,547	4,537	1,571	48,062
運営費交付金収益	0	253	1,129	806	626	2,349	1,461	0	1,420	8,044
大学等認証評価手数料	1,116	72	0	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	0	616
補助金等収益	0	0	0	0	0	0	0	4,523	0	4,523
処分用資産賃貸収入	0	0	0	147	0	0	0	0	0	147
処分用資産売却収入	0	0	0	7,403	0	0	0	0	0	7,403
施設費交付金収益	0	0	0	392	0	0	0	0	0	392
受取利息	0	0	0	24,753	0	0	0	0	0	24,753
賞与引当金見返に係る収益	0	11	59	25	42	116	64	15	54	386
退職給付引当金見返に係る収益	9	2	8	5	8	22	12	0	10	76
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	17	11	29	380	10	0	47	495
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	40	40
臨時損失	67	19	69	42	69	192	105	0	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	0	2	8	5	8	22	12	0	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金繰入	67	16	61	37	61	170	93	0	79	585
臨時利益	67	19	69	42	69	192	105	0	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金見返に係る収益	0	2	8	5	8	22	12	0	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金見返に係る収益	67	16	61	37	61	170	93	0	79	585
純損失	0	0	0	14,151	0	0	0	0	0	14,151
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	0	0	0	14,151	0	0	0	0	0	14,151
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度～令和5年度 収支計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
費用の部	46,847	46,847
經常費用	46,847	46,847
施設費交付事業費	20,000	20,000
支払利息	24,627	24,627
処分用資産売却原価	2,082	2,082
その他の業務経費	61	61
財務費用	76	76
収益の部	32,695	32,695
処分用資産賃貸収入	147	147
処分用資産売却収入	7,403	7,403
施設費交付金収益	392	392
受取利息	24,753	24,753
純損失	14,151	14,151
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	14,151	14,151
総利益	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度～令和5年度 収支計画

(助成業務等勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学・高専成長分野転換支援	金 額
費用の部	4,537	4,537
経常費用	4,537	4,537
業務等経費	4,537	4,537
収益の部	4,537	4,537
補助金等収益	4,523	4,523
賞与引当金見返に係る収益	15	15
純利益	0	0
総利益	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度～令和5年度 収支計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
費用の部	1,124	339	1,213	847	1,321	2,868	1,547	1,571	10,829
経常費用	1,124	339	1,213	847	1,321	2,868	1,547	1,571	10,829
業務等経費	9	267	1,196	836	675	2,487	1,536	0	7,006
大学等評価経費	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査経費	0	0	0	0	616	0	0	0	616
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,524	1,524
減価償却費	0	0	17	11	29	380	10	47	495
収益の部	1,124	339	1,213	847	1,321	2,868	1,547	1,571	10,829
運営費交付金収益	0	253	1,129	806	626	2,349	1,461	1,420	8,044
大学等認証評価手数料	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	616
賞与引当金見返に係る収益	0	11	59	25	42	116	64	54	371
退職給付引当金見返に係る収益	9	2	8	5	8	22	12	10	76
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	17	11	29	380	10	47	495
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	40	40
臨時損失	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金繰入	67	16	61	37	61	170	93	79	585
臨時利益	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金見返に係る収益	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金見返に係る収益	67	16	61	37	61	170	93	79	585
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度～令和５年度 資金計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	大学・高専成長 分野転換支援	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等							
資金支出	1,116	325	1,147	648,998	1,272	2,871	1,469	300,242	1,485	958,926
業務活動による支出	1,116	325	1,129	299,073	1,242	2,349	1,461	4,526	1,460	312,680
投資活動による支出	0	0	18	0	30	522	9	0	26	604
財務活動による支出	0	0	0	343,968	0	0	0	0	0	343,968
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0	5,957	0	0	0	295,716	0	301,673
資金収入	1,116	325	1,147	648,998	1,272	2,871	1,469	300,242	1,485	958,926
業務活動による収入	1,116	325	1,147	372,132	1,272	2,871	1,469	300,242	1,485	682,060
運営費交付金による収入	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	0	1,446	8,648
国庫補助金収入	0	0	0	0	0	0	0	300,242	0	300,242
承継債務負担金債権の回収による収入	0	0	0	102,990	0	0	0	0	0	102,990
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	0	0	0	4,451	0	0	0	0	0	4,451
施設費貸付金の回収による収入	0	0	0	235,584	0	0	0	0	0	235,584
施設費貸付金に係る利息の受取額	0	0	0	20,360	0	0	0	0	0	20,360
処分用資産の売却による収入	0	0	0	7,403	0	0	0	0	0	7,403
処分用資産の貸付による収入	0	0	0	147	0	0	0	0	0	147
施設費交付金の納付による収入	0	0	0	392	0	0	0	0	0	392
その他の収入	1,116	72	0	0	616	0	0	0	40	1,844
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	259,924	0	0	0	0	0	259,924
前期中期目標期間よりの繰越金	0	0	0	16,942	0	0	0	0	0	16,942

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度～令和5年度 資金計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
資金支出	648,192	648,192
業務活動による支出	298,267	298,267
財務活動による支出	343,968	343,968
次期中期目標期間への繰越金	5,957	5,957
資金収入	648,192	648,192
業務活動による収入	371,327	371,327
承継債務負担金債権の回収による収入	102,990	102,990
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	4,451	4,451
施設費貸付金の回収による収入	235,584	235,584
施設費貸付金に係る利息の受取額	20,360	20,360
処分用資産の売却による収入	7,403	7,403
処分用資産の貸付による収入	147	147
施設費交付金の納付による収入	392	392
投資活動による収入	0	0
財務活動による収入	259,924	259,924
前期中期目標期間よりの繰越金	16,942	16,942

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度～令和5年度 資金計画

(助成業務等勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学・高専成長分野転換支援	金 額
資金支出	300,242	300,242
業務活動による支出	4,526	4,526
投資活動による支出	0	0
財務活動による支出	0	0
次期中期目標期間への繰越金	295,716	295,716
資金収入	300,242	300,242
業務活動による収入	300,242	300,242
国庫補助金収入	300,242	300,242
投資活動による収入	0	0
財務活動による収入	0	0
前期中期目標期間よりの繰越金	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度～令和5年度 資金計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
資金支出	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491
業務活動による支出	1,116	325	1,129	806	1,242	2,349	1,461	1,460	9,887
投資活動による支出	0	0	18	0	30	522	9	26	604
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491
業務活動による収入	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491
運営費交付金による収入	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	1,446	8,648
その他の収入	1,116	72	0	0	616	0	0	40	1,844
前期中期目標期間よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（令和5年度）

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 大学等の評価

（1）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- ア 機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。
- エ 選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発する。説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。
- オ 法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向も踏まえ、運営費交付金による支出額の縮減を図る。

② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価

- ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

（2）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

- ア 第3期中期目標期間終了時評価の検証を行い、検証結果報告書を公表する。また、第4期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、「評価実施要項」を決定するとともに、法人に対して説明会を実施する。
- イ 第4期中期目標期間における教育研究の状況の評価に向けて、国立大学教育研究評価データの精選等の見直しを行う。

2 国立大学法人等の施設整備支援

(1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

ア 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。

イ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。

なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

② 資金の調達

ア 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。

イ その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

ウ 民間資金の調達に当たって、IR（インベスター・リレーションズ）活動として、訪問又はウェブ会議システム等の活用により年間 20 箇所以上の投資家に説明及び情報発信を行う。

③ 債務の償還

債権・債務の管理を適切に行い、長期借入金債務等の償還を確実に行う。

また、訪問又はウェブ会議システムの活用により年間 6 箇所以上の貸付先調査を実施する。

④ 調査及び分析

機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、貸付先調査での意見聴取や償還確実性を高めるための調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

① 施設費の交付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保

交付事業の実施に当たって、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

また、そのために訪問又はウェブ会議システムの活用により年間 14 箇所以上の交付先調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

中長期的視点からの財源確保に関し、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りな

がら、不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する38国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払を確実に行う。

② 旧特定学校財産の管理処分

ア 国から承継した旧特定学校財産（東京大学生産技術研究所跡地）について、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、分割して売却する。また、未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付けを継続する。

イ 処分後の財産（広島大学本部地区跡地）の利用状況について、適切に把握する。

3 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を引き続き推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

② 専攻科の認定

学校教育法第104条に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校専攻科の修了見込み者に対する特

例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学士、修士又は博士の学位授与

認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、単位修得状況や論文及び口頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

② 課程の認定

学校教育法第104条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

(3) 学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。

また、生涯学習に係る機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき、社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

4 質保証連携

(1) 大学等連携・活動支援

① 大学等との連携

ア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。

イ 大学等の教職員向けの研修等を開催するなど、大学等と連携して質保証に関わる

人材の能力向上を支援するための取組を行う。

ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

ア 国立大学法人の財務に係る情報収集、分析及び成果の提供を行う。

イ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して、これまでに得た試作結果の有用性等の検証と改善を行い、大学運営の意思決定を支援するモデルなど、これらの成果を大学等に提供する。

③ 大学ポータルサイト

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポータルサイトを運用する。その際、大学ポータルサイトへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポータルサイトウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

本中期目標期間中における運営費交付金の削減目標の達成に向けて取り組む。

また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信や職員の能力向上等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

① 国際的な質保証活動への参画

国際的な質保証ネットワークや、覚書締結機関をはじめとする諸外国の質保証機関との連携・協力を通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・共有を図る。日中韓質保証機関協議会における活動等を通じ、アジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務に取り組む。

② 資格の承認に関する調査及び情報提供

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）及び世界規約に基づき、我が国における国内情報センター（NIC）として設置した「高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）」の活動を推進し、我が国の学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資するため、国内外の高等教育制度等に関する調査及び情報提供並びに海外のNIC等との連携を行う。

5 調査研究

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤強化支援の基礎となる調査研究を行う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を継続して行う。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

6 大学・高専成長分野転換支援

(1) 実施体制の整備

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条の2に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針（令和5年2月28日文科科学大臣決定。以下「基本指針」という。）及び助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）に基づき、外部の有識者から構成される委員会の設置など、助成事業の適切な実施体制を整備する。あわせて、交付対象となった大学及び高等専門学校における取組の実施状況の把握のための検討を行う。

(2) 助成金の交付

基本指針及び実施方針等に基づき、大学及び高等専門学校に対して助成事業の公募を行うとともに、遅滞なく審査の上、選定した大学及び高等専門学校に助成金を交付する。また、交付結果についてはウェブサイトで公表する。

(3) 大学等への情報提供

選定された大学及び高等専門学校による意見交換や情報交換の機会を提供する会議を開催し、当該大学等の相互の連携等の促進を図る。その際、当該大学等における計画の実現に向けて、情報提供や助言を行う。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経費等の合理化・効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、令和4年度予算に比較して3%以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、令和4年度予算に比較して1%以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、効果的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に努める。

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

III 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙 1 のとおり
- 2 収支計画 別紙 2 のとおり
- 3 資金計画 別紙 3 のとおり

IV 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 78 億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

V 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が 5 割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 内部統制

（１）法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

役員及び幹部職員で構成する企画調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について役職員に周知徹底する。

（２）内部統制の機能状況の検証

- ① 監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。
- ② 令和4年度の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる本中期目標期間における業務の実績の自己点検・評価を行う。
また、令和5年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。
- ③ 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握に努め、必要な対応を行う。
また、緊急時において業務継続性を確保するため、各事業の着実な遂行に必要な業務実施体制の強化や、業務のデジタル化の推進を行う。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、外部のセキュリティ機関が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 人事に関する計画

- ① 大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。
- ② 専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

令和5年度 予算

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	大学・高専成長 分野転換支援	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等							
収入										
運営費交付金	0	75	132	111	192	551	360	0	406	1,827
大学等認証評価手数料	57	45	0	0	0	0	0	0	0	102
学位授与審査手数料	0	0	0	0	125	0	0	0	0	125
長期借入金等	0	0	0	80,800	0	0	0	0	0	80,800
長期貸付金等回収金	0	0	0	65,004	0	0	0	0	0	65,004
長期貸付金等受取利息	0	0	0	2,719	0	0	0	0	0	2,719
財産処分収入	0	0	0	400	0	0	0	0	0	400
財産賃貸収入	0	0	0	57	0	0	0	0	0	57
財産処分収入納付金	0	0	0	65	0	0	0	0	0	65
その他の収入	0	0	0	2	0	0	0	0	11	13
計	57	120	132	149,159	317	551	360	0	417	151,112
支出										
業務等経費	0	75	132	111	192	551	360	302	0	1,723
うち 人件費(退職手当を除く)	0	75	67	82	144	279	208	160	0	1,016
物件費	0	0	64	29	47	272	137	142	0	692
退職手当	0	0	0	0	0	0	15	0	0	15
大学等評価経費	57	45	0	0	0	0	0	0	0	102
学位授与審査経費	0	0	0	0	125	0	0	0	0	125
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	417	417
うち 人件費(退職手当を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	155	155
物件費	0	0	0	0	0	0	0	0	242	242
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20
助成業務等事業費	0	0	0	0	0	0	0	4,398	0	4,398
施設費貸付事業費	0	0	0	80,369	0	0	0	0	0	80,369
施設費交付事業費	0	0	0	1,372	0	0	0	0	0	1,372
長期借入金等償還	0	0	0	64,871	0	0	0	0	0	64,871
長期借入金等支払利息	0	0	0	2,613	0	0	0	0	0	2,613
公租公課等	0	0	0	19	0	0	0	0	0	19
債券発行諸費	0	0	0	14	0	0	0	0	0	14
債券利息	0	0	0	37	0	0	0	0	0	37
計	57	120	132	149,407	317	551	360	4,700	417	156,062

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和5年度 予算

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
収入		
長期借入金等	80,800	80,800
長期貸付金等回収金	65,004	65,004
長期貸付金等受取利息	2,719	2,719
財産処分収入	400	400
財産賃貸収入	57	57
財産処分収入納付金	65	65
その他の収入	2	2
計	149,047	149,047
支出		
施設費貸付事業費	80,369	80,369
施設費交付事業費	1,372	1,372
長期借入金等償還	64,871	64,871
長期借入金等支払利息	2,613	2,613
公租公課等	19	19
債券発行諸費	14	14
債券利息	37	37
計	149,296	149,296

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和5年度 予算

(助成業務等勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学・高専成長分野転換支援	金 額
収入		
計	0	0
支出		
業務等経費	302	302
うち 人件費(退職手当を除く)	160	160
物件費	142	142
助成業務等事業費	4,398	4,398
計	4,700	4,700

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和5年度 予算

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
収入									
運営費交付金	0	75	132	111	192	551	360	406	1,827
大学等認証評価手数料	57	45	0	0	0	0	0	0	102
学位授与審査手数料	0	0	0	0	125	0	0	0	125
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	11	11
計	57	120	132	111	317	551	360	417	2,065
支出									
業務等経費	0	75	132	111	192	551	360	0	1,421
うち 人件費（退職手当を除く）	0	75	67	82	144	279	208	0	856
物件費	0	0	64	29	47	272	137	0	550
退職手当	0	0	0	0	0	0	15	0	15
大学等評価経費	57	45	0	0	0	0	0	0	102
学位授与審査経費	0	0	0	0	125	0	0	0	125
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	417	417
うち 人件費（退職手当を除く）	0	0	0	0	0	0	0	155	155
物件費	0	0	0	0	0	0	0	242	242
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	20	20
計	57	120	132	111	317	551	360	417	2,065

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和5年度 収支計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	大学・高専成 長 分野転換支援	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等							
費用の部	59	122	138	4,313	313	588	350	4,700	422	11,006
經常費用	59	122	138	4,313	313	588	350	4,700	422	11,006
業務等経費	2	77	133	113	177	523	346	302	0	1,674
大学等評価経費	57	45	0	0	0	0	0	0	0	102
学位授与審査等経費	0	0	0	0	125	0	0	0	0	125
助成業務等事業費	0	0	0	0	0	0	0	4,398	0	4,398
施設費交付事業費	0	0	0	1,372	0	0	0	0	0	1,372
支払利息	0	0	0	2,690	0	0	0	0	0	2,690
処分用資産売却原価	0	0	0	100	0	0	0	0	0	100
その他の業務経費	0	0	0	19	0	0	0	0	0	19
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	396	396
減価償却費	0	0	6	5	10	65	4	0	26	115
財務費用	0	0	0	14	0	0	0	0	0	14
収益の部	59	122	138	3,401	312	588	350	4,700	422	10,093
運営費交付金収益	0	69	126	104	162	492	324	0	365	1,641
大学等認証評価手数料	57	45	0	0	0	0	0	0	0	102
学位授与審査手数料	0	0	0	0	125	0	0	0	0	125
補助金等収益	0	0	0	0	0	0	0	4,687	0	4,687
処分用資産賃貸収入	0	0	0	57	0	0	0	0	0	57
処分用資産売却収入	0	0	0	400	0	0	0	0	0	400
施設費交付金収益	0	0	0	65	0	0	0	0	0	65
受取利息	0	0	0	2,761	0	0	0	0	0	2,761
財務収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賞与引当金見返に係る収益	0	7	6	7	13	25	19	13	14	103
退職給付引当金見返に係る収益	2	2	2	2	3	7	5	0	8	30
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	5	5	9	64	2	0	25	109
資産見返寄附金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	11	11
純損失	0	0	0	912	1	0	0	0	0	913
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	0	0	0	912	0	0	0	0	0	912
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和5年度 収支計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
費用の部	4,195	4,195
経常費用	4,195	4,195
施設費交付事業費	1,372	1,372
支払利息	2,690	2,690
処分用資産売却原価	100	100
その他の業務経費	19	19
財務費用	14	14
収益の部	3,283	3,283
処分用資産賃貸収入	57	57
処分用資産売却収入	400	400
施設費交付金収益	65	65
受取利息	2,761	2,761
財務収益	0	0
純損失	912	912
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	912	912
総利益	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和5年度 収支計画

(助成業務等勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学・高専成長分野転換支援	金 額
費用の部	4,700	4,700
経常費用	4,700	4,700
業務等経費	302	302
助成業務等事業費	4,398	4,398
収益の部	4,700	4,700
補助金等収益	4,687	4,687
賞与引当金見返に係る収益	13	13
純利益	0	0
総利益	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和5年度 収支計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
費用の部	59	122	138	118	313	588	350	422	2,111
経常費用	59	122	138	118	313	588	350	422	2,111
業務等経費	2	77	133	113	177	523	346	0	1,372
大学等評価経費	57	45	0	0	0	0	0	0	102
学位授与審査経費	0	0	0	0	125	0	0	0	125
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	396	396
減価償却費	0	0	6	5	10	65	4	26	115
収益の部	59	122	138	118	312	588	350	422	2,110
運営費交付金収益	0	69	126	104	162	492	324	365	1,641
大学等認証評価手数料	57	45	0	0	0	0	0	0	102
学位授与審査手数料	0	0	0	0	125	0	0	0	125
賞与引当金見返に係る収益	0	7	6	7	13	25	19	14	90
退職給付引当金見返に係る収益	2	2	2	2	3	7	5	8	30
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	5	5	9	64	2	25	109
資産見返寄附金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	11	11
純損失	0	0	0	0	1	0	0	0	1
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	1	0	0	0	1
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和5年度 資金計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	大学・高専成長 分野転換支援	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等							
資金支出	57	120	132	162,995	317	551	360	300,238	417	465,187
業務活動による支出	57	120	131	84,522	299	517	356	4,685	408	91,095
投資活動による支出	0	0	0	0	17	34	2	0	7	60
財務活動による支出	0	0	1	64,872	1	1	1	0	1	64,876
翌年度へ繰越	0	0	0	13,602	0	0	0	0	0	13,602
資金収入	57	120	132	162,995	317	551	360	300,238	417	465,187
業務活動による収入	57	120	132	68,359	317	551	360	0	417	70,312
運営費交付金による収入	0	75	132	111	192	551	360	0	406	1,827
承継債務負担金債権の回収による収入	0	0	0	13,986	0	0	0	0	0	13,986
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	0	0	0	357	0	0	0	0	0	357
施設費貸付金の回収による収入	0	0	0	51,018	0	0	0	0	0	51,018
施設費貸付金に係る利息の受取額	0	0	0	2,363	0	0	0	0	0	2,363
処分用資産の売却による収入	0	0	0	400	0	0	0	0	0	400
処分用資産の貸付による収入	0	0	0	57	0	0	0	0	0	57
施設費交付金の納付による収入	0	0	0	65	0	0	0	0	0	65
利息及び配当金の受取額	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
その他の収入	57	45	0	0	125	0	0	0	11	238
投資活動による収入	0	0	0	6,000	0	0	0	0	0	6,000
財務活動による収入	0	0	0	80,786	0	0	0	0	0	80,786
前年度より繰越	0	0	0	7,850	0	0	0	300,238	0	308,088

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和5年度 資金計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
資金支出	162,884	162,884
業務活動による支出	84,411	84,411
投資活動による支出	0	0
財務活動による支出	64,871	64,871
翌年度へ繰越	13,602	13,602
資金収入	162,884	162,884
業務活動による収入	68,247	68,247
承継債務負担金債権の回収による収入	13,986	13,986
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	357	357
施設費貸付金の回収による収入	51,018	51,018
施設費貸付金に係る利息の受取額	2,363	2,363
処分用資産の売却による収入	400	400
処分用資産の貸付による収入	57	57
施設費交付金の納付による収入	65	65
利息及び配当金の受取額	2	2
投資活動による収入	6,000	6,000
財務活動による収入	80,786	80,786
前年度より繰越	7,850	7,850

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和5年度 資金計画

(助成業務等勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学・高専成長分野転換支援	金 額
資金支出	300,238	300,238
業務活動による支出	4,685	4,685
投資活動による支出	0	0
財務活動による支出	0	0
翌年度へ繰越	295,553	295,553
資金収入	300,238	300,238
業務活動による収入	0	0
国庫補助金収入	0	0
投資活動による収入	0	0
財務活動による収入	0	0
前年度より繰越	300,238	300,238

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和5年度 資金計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
資金支出	57	120	132	111	317	551	360	417	2,065
業務活動による支出	57	120	131	111	299	517	356	408	2,000
投資活動による支出	0	0	0	0	17	34	2	7	60
財務活動による支出	0	0	1	0	1	1	1	1	5
翌年度へ繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	57	120	132	111	317	551	360	417	2,065
業務活動による収入	57	120	132	111	317	551	360	417	2,065
運営費交付金による収入	0	75	132	111	192	551	360	406	1,827
その他の収入	57	45	0	0	125	0	0	11	238
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度より繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。